

Title	戦後世界秩序のなかの「国際人権」、1945～1953年：「フォーラム」としての国連、「抗議のコトバ」としての人権
Author(s)	小阪, 裕城
Citation	
Issue Date	2017-06-30
Type	Thesis or Dissertation
Text Version	ETD
URL	http://doi.org/10.15057/28687
Right	

一橋大学審査学位論文

博士論文

戦後世界秩序のなかの「国際人権」、1945～1953年
—「フォーラム」としての国連、「抗議のコトバ」としての人権—

小阪 裕城

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程
SD101010

INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS IN THE MAKING OF POST-WAR
WORLD ORDER, 1945-1953

KOSAKA, Yuki

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

私は、博士学位請求論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」*および、本研究科の「大学院生研究倫理規範」**を遵守したことを、ここに宣誓します。

*「一橋大学における研究活動に係る行動規範」(2007年7月4日)

**「一橋大学社会学研究科 大学院生研究倫理規範」(2015年11月11日)

2017年5月20日

学位申請者：

小阪 裕城

構成

- 序章 世界秩序の歴史を「国際人権」から見るということ
 - 第一節 はじめに
 - 第二節 本論文の位置
 - 第三節 国際関係史研究の方法としての「人権」

- 第一章 国際連盟と戦後世界秩序のダイナミズム
 - 第一節 国際連盟創設の文脈
 - 第二節 総力戦・社会変動・政治的主体化

- 第二章 国際連合の設立と「人権」
 - 第一節 第二次世界大戦のもたらしたもの
 - 第二節 AJC の戦後構想の胎動
 - 第三節 国連憲章と「人権」
 - 第四節 国連憲章第 71 条の意味

- 第三章 「ユダヤ人問題」の解を求めてーアメリカ・ユダヤ人委員会 (AJC)、国際人権とイスラエルの建国ー
 - 第一節 はじめに
 - 第二節 戦後ヨーロッパの DP 問題とパレスチナ問題のはざままで
 - 第三節 「終わりなき悪より、悪い結末の方がいい」
 - 第四節 その後ー在米ユダヤ人とイスラエル
 - 第五節 その後ーアラブ諸国在住ユダヤ人問題
 - 第六節 終わりに

- 第四章 黒人運動の「外交」ー全米黒人向上協会 (NAACP)、国際連合と冷戦ー
 - 第一節 はじめに
 - 第二節 「人権」と人種主義をめぐる国際/国内政治
 - 第三節 「世界へのアピール」とその挫折
 - 第四節 その後ーNAACP と国際人権
 - 第五節 終わりに

- 第五章 「人権外交」のジレンマー国際人権規約起草をめぐる国際/国内政治とアメリカ国務省 1949-1953ー
 - 第一節 はじめに
 - 第二節 前史ー1946-1948
 - 第三節 人権規約の起草へー1949-1950
 - 第四節 「低開発諸国の渴望と需要のシンボル」ー1951-1952
 - 第五節 アイゼンハワー政権と国連人権外交の再検討ー1953
 - 第六節 おわりに

- 終章 戦後世界政治のなかの「人権」と国際機構
 - 第一節 まとめに代えて
 - 第二節 「人権」と国際機構の歴史をどう描

序章 世界秩序の歴史を「国際人権」から見るということ

多数派の決定が不正なものである場合には、それとは異なる意見をもつ少数派は、より高次の法に訴える力をもたなければなりません。人権立法は、まさしくそうした訴えかけのための言語を提供します。合衆国では、死刑に反対する人びとは、合衆国憲法と国際的に認められた人権の名のもとに、そうした訴えかけをおこなっています。人権原理とデモクラシーのあいだの緊張関係をとり除く方法はありません。それどころか、この緊張関係は、自由を守るために、不可欠なものなのです。

—マイケル・イグナティエフ¹—

今日、非常に多くの人びとが実行しているのは、国内的および国際的なシステムに属する法的手段を一種の対抗権力として用いるということだ。環境汚染企業に対する集団訴訟や、戦争・拷問・警察の虐待に抗する人権の要求、そして亡命者・移民・被収容者のための弁護—これらの行動は、主権権力に抗して法的システムのさまざまな要素を活用しつつ、王権のように強大な権力に抗して裁判官〔=判事〕の権力を利用するものである。

—アントニオ・ネグリ&マイケル・ハート²—

先住民族の問題は国内の論理や制度だけでは絶対解決しません。北海道のアイヌの住民は三～五万人とも言われていますし、「沖縄県」の人口は一三〇万人程度です。総人口一億三〇〇〇万人の日本にあって、民主主義の制度の下では、多数決の論理でその意思は基本的に否定されてしまいます。つまり、その権利を議論するには、国際的な論理、システムを使わないと解決しない。この意味で国際人権や市民外交という発想が僕の頭の中に浮かびました。

—上村英明³—

アメリカ黒人の存在は、少数民族抑圧に関して世界でもっとも恥ずべき例だ。アメリカ黒人が、黒人問題は国内問題に過ぎないと思われている原因は、単なるキャッチ・フレーズの一言「公民権」だ。黒人はまず、人権を得る前にどうして「公民権」を得られようか。もしアメリカ黒人が、人権について考えはじめ、自分が世界の偉大なる市民の一人と考えはじめたら、これは当然国連で取りあげるべき問題だと知るだろう。

—マルコム X⁴—

1 マイケル・イグナティエフ『ライツ・レヴォリューション 権利社会をどう生きるか』（風行社、2008年）、70。

2 アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート『叛逆—マルチチュードの民主主義宣言』（NHK出版、2013年）、108-109。

3 上村英明・木村真希子・塩原良和（編著）市民外交センター（監修）『市民の外交—先住民族と歩んだ30年』（法政大学出版局、2013年）、11。

4 マルコム X『完訳 マルコム X 自伝（上）』（中央公論新社、2002年）、330。

第一節 はじめに

「人権」は大国の国益追求を覆い隠す美辞麗句に過ぎず、国連は主権国家間の権力政治の場ではないとみなす「リアリスト」の議論には難がある。今日の国連は、数多の NGO が参入し、諸国家と共鳴しあい、利害を調整しながら人権や人道、発展や正義を追求する場となっており、女性や先住民といった各種の「マイノリティ」が、国際人権法を駆使することで自らの直面する不公正を国際社会に向けて提訴する結節点として機能しているからである。本研究の目的は、そのような国連に見られる今日の世界秩序の潮流の来し方行く末を探究することにある。

すなわち、国連憲章(1945)、世界人権宣言(1948)から国連先住民の権利宣言(2007)に至るまで、「人権」をめぐる戦後の国際政治史は、国家間の権力政治の一方で、様々な社会運動が「国際人権」に依拠し、既存の主権国家に挑戦し、自らの安全や社会的地位向上のために闘ってきたもう一つの歴史によって彩られてきた。主権国家間の外交と各種 NGO の抗議運動という二つの政治過程の相互作用を検討することは、世界秩序の過去と現在を考える上で重要な課題である。本論文は国家間の「ヨコ」の対立として描かれてきた戦後国際政治の歴史を、国家と社会の関係という「タテ」の対立をも交えた形で再考し、世界大戦から冷戦へと向かう世界秩序の変容過程を分析するとともに、黎明期の国連や国際人権の歴史的意義とその限界について考察するものである。

世界秩序の歴史において国連の持つ歴史的意義は何か。国際法学者の最上敏樹はその著『国連とアメリカ』において、1960年代以降にアジア・アフリカの新興独立国が増加し、国連総会が人権や反植民地主義、反人種差別といった国際規範の基準設定能力を身につけていったことで、国連が米国にとって徐々に「居心地の悪い場所」になっていった過程を描き出した⁵。国連の中核である安保理において米国は拒否権を有している。ところが、第三世界が台頭し、数の上でマジョリティを構成する一方で、NGO等のトランスナショナルな市民社会が発言力を高めていく時代にあって、拒否権制度のない国連総会やユネスコのような各種専門機関が、米国のヘゲモニーが貫徹し得ない場所として存在感を増してくるのである。最上の見方に学びつつ本研究が考えたいのは、国際機構における米国のヘゲモニーと国際規範・世論の関係をめぐる問題意識を第二次世界大戦直後の国連に投げかけた時、どのような世界秩序の歴史像が浮かび上がってくるかということである。新興国が大量加盟する1960年代を待つまでもなく、国連は実はすでにその黎明期より大国の意のままにならない場所になろうとしていたのではないか。本研究は、「世界社会革命の第二の大波」(ホブズボウム⁶)が世界を覆った第二次世界大戦直後の時期に焦点を当て、国際と国内、外交と社会の境界が揺らぎ、再編される世界秩序のなかで、中小国や各種市民団体がどのように自律性を発揮し、覇権国である米国はどのような問題に直面したのかを浮き彫りにする。その作業を通じ、国家に限らない「多主体」間の政治の場としての国連の来し方行く末を考察し、今日の世界のあり方への理解を深めることが本研究の目的である⁷。

⁵ 最上敏樹『国連とアメリカ』(岩波新書、2004年)

⁶ エリック・ホブズボウム『20世紀の歴史 極端な時代 上』(三省堂、1996年)、113。

⁷ 最上敏樹は、国際機構論という学問分野の目的は、政府間組織を分析するだけでなく、「むしろ、20世紀から21世紀にかけて次々と《秩序基準》とでも呼ぶべきものが析出され、それを受けて政府間・非政府間を問わず、さまざまな主体がその基準の実現のための

第二節 本論文の位置

2-1. 「新しい冷戦史」(New Cold War history)

「人権」がいかに各国のトランスナショナルな社会運動を促進し、特に東側諸国の体制転換に結びついていったのか。冷戦の変容と終焉の過程において「人権」が果たした役割については、1990年代以降の新しい冷戦史研究(New Cold War history)においても盛んに論じられてきており、研究の蓄積が進んでいるテーマの一つである⁸。ジョン・ルイス・ギャディスやヘンリー・キッシンジャーといったリアリスト外交史家の歴史叙述においてすら、「人権」やトランスナショナルな人権運動の意義に言及することなしには冷戦の終焉を叙述することは不可能になっていると言える⁹。

ところが、こうした1970年代以降の冷戦変容と「人権」を考察の対象とする研究の蓄積を前にしたとき、本論文が対象とする1960年代以前の時期における冷戦と「人権」の関係性を考察した研究が少ないことが気になってくる。「人権」が冷戦構造の変容過程において果たした役割を探求するならば、そもそも国際人権(international human rights)はどのようなものとして国際政治構造に位置づけられていたのかという問題は避けては通れない論点である。

1960年代以前の時期においてとりわけ注目されるべきは「人権」と脱植民地化との関連である。途上国や非国家主体は「人権」という概念に脱植民地化や開発といった意味を込めて国際社会の場で声を挙げようとしていた。国際政治の変動を歴史的に分析する際に、冷戦と脱植民地化などとの関係性や、非国家主体や途上国の主体性とその限界を含めた形で捉え直していく必要があるのではないだろうか¹⁰。本研究は、そもそも「人権」はどのようにして冷戦構造のなかにビルトインされたのか、という論点を考察することによって、戦後世界秩序の出発点について新たな視点から考察するとともに、冷戦と「人権」の関係性をめぐる議論へ貢献することを企図している。

また、近年の新冷戦史研究は方法論的にも多様化しており、「トランスナショナル・ターン」

活動に乗り出したことをとらえ、そうした多主体による秩序構築活動をとらえる」ことにあるのだと主張する。本研究も最上の問題意識に共鳴するものである。最上敏樹『国際機構論 第2版』(東京大学出版会、2006年)、9。

⁸ Sarah B. Snyder, *Human Rights Activism and the End of the Cold War: A Transnational History of the Helsinki Network*, (Cambridge University Press, 2011); 冷戦と人権をめぐる諸研究をマッピングしたものとして、Rosemary Foot, “The Cold War and Human Rights”, in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, ed, *The Cambridge History of the Cold War, Volume 3*, (Cambridge University Press, 2010); Barbara Keys and Roland Burk, “Human Rights,” Richard H. Immerman and Petr Godde, ed, *The Oxford Handbook of the Cold War*, (Oxford University Press, 2013); Sarah B. Snyder, “Human Rights and the Cold War,” Artemy M. Kalinovsky et al., *The Routledge Handbook of the Cold War*, (Routledge, 2014)

⁹ John Lewis Gaddis, *The Cold War: A New History*, Penguin, 2006 ; Henry Kissinger, *Diplomacy*, (Simon & Schuster, 1995) ; Sarah B. Snyder, *Human Rights Activism and the End of the Cold War: A Transnational History of the Helsinki Network*, (Cambridge University Press, 2011) ; 吉川元『ソ連ブロックの崩壊』(有信堂、1992年)

¹⁰ Roland Burke, *Decolonization and the Evolution of International Human Rights*, (University of Pennsylvania Press, 2010) ; Carol Anderson, *Bourgeois Radicals: The NAACP and the Struggle for Colonial Liberation, 1941-1960*, (Cambridge University Press, 2015)

(Transnational Turn)や「カルチュラル・ターン」(Cultural Turn)とも称されるような、家族やジェンダー、文化表象、環境や科学技術、そして人種や人権といった冷戦の社会的・文化的側面に焦点を当てた研究が隆盛を極めている。

他方で、近年提起されているのは、そうした一連の研究が描き出す社会や文化の領域と、伝統的な外交史研究が検討してきた国家間の政治・外交関係の領域との間の連関をより意識的に検討する必要性である。拡散する一方の研究手法をいかに総合するかが課題となりつつあるのである¹¹。実際、総合の必要性を明確に意識し、その観点から叙述されたものも現れてきている。例えばメルヴィン・ルフラーの単著や、益田実と小川浩之が編んだ論文集がそれである¹²。これらの研究は、拡散する冷戦史のアプローチを総合する視座として、改めて政治指導者のリーダーシップに着目することの意義を主張する点に特徴がある。各国の政治を規定する戦争の記憶や歴史の教訓、政治文化、外交と国内政治の連関、同盟内関係といった、新冷戦史研究が蓄積してきた様々な 이슈の結節点として、代表的な政治指導者のリーダーシップを位置づけ、描き出す試みが展開されているのである。

本研究は、こうした冷戦史研究の総合の必要性に賛同する。そして、総合の視座の一つとして「人権」を中心に据えた歴史像を提示しようとするものである。先述したように、「人権」は米ソ冷戦の一舞台であると同時に、「マイノリティ」の運動と主権国家の思惑が交錯するアリーナであり、政治外交史に収まらない複数の領域にまたがった叙述を必要とする。その点を意識したとき、とても示唆的な興味深い研究が近年登場していることに気付く。例えば大西洋憲章に始まる米国の人権との関りを、ニューディールの国際化として描いたボーグワートの研究は、政治史・思想史と国際史・国際法を架橋する試みとして興味深い。また 1950 年代初頭のアイゼンハワー政権による国際人権の舞台からの撤退を、冷戦政治がもたらした「逸脱」としてではなく二次大戦時からの「連続」として、人権に対する米国の保守的態度を批判的に捉え直したブラッケンの議論もまた、外交史と国内政治史・運動史を架橋した刺激的な歴史叙述となっている。ヴェトナム戦争後の米国で人権が外交の主題としての地位を獲得するに至る過程を論じたキースは、公文書史料に加えて各種の人

¹¹ 冷戦史研究のヒストリオグラフィについての日本人による考察としては、高田馨里「冷戦史研究の現在」『都留文科大学紀要』(65)、161-175、2007；田中孝彦「序論 冷戦史の再検討」『国際政治』(134)、1-8、2003；益田実「序 新しい冷戦認識を求めて」益田・池田・青野・斎藤（編著）『冷戦史を問いなおす「冷戦」と「非冷戦」の境界』ミネルヴァ書房、2015を参照。現時点の冷戦史研究の到達点と言える論文集として以下の三点がある。Melvyn P. Leffeler and Odd Arne Westad, ed, *The Cambridge History of the Cold War, Volume 1-3*, (Cambridge University Press, 2010)；Richard H. Immerman and Petra Godde, ed, *The Oxford Handbook of the Cold War*, (Oxford University Press, 2013)；Artemy M. Kalinovsky and Craig Daigie, ed, *The Routledge Handbook of the Cold War*, (Routledge, 2014)。*The Cambridge History of the Cold War*の書評論文である青野利彦「冷戦史研究の現状と課題」『国際政治』(169)、154-163、2012もまた、総合の必要性を提起する。

¹² Melvyn P. Leffeler, *For the Soul of Mankind: The United States, the Soviet Union, and the Cold War*, (Hill and Wang, 2007)；益田実・小川浩之（編）『欧米政治外交史 1871-2012』(ミネルヴァ書房、2013年)

権運動団体や活動家たちの史料に依拠し、外交史・国内政治史・社会史を架橋しながら人権外交の大衆的基盤を明らかにすることに成功している。これらの研究が示すのは、「人権」への着目により複数の領域を総合する歴史叙述の魅力と可能性であり、本論文もまたそのような冷戦と「人権」をめぐる一連の研究史に接続していくものである¹³。

2-2. 国際人権 (International Human Rights) 研究

これまで日本では、国際社会における「人権」規範の発展については、国際法・国際人権法研究の領域において研究が積み重ねられてきた。世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)をはじめとする「国際人権レジーム」の発展と仕組みについて紹介・周知させるうえで、国際法分野における諸研究が非常に大きな貢献をなしてきたことは疑いない事実である¹⁴。

だが、ラディカルな国際法学者の阿部浩己が指摘するように、国際法研究が構築してきた「ホロコーストの悲劇を原動力にして国際人権システムを発展させてきた世界」、という言説は、いつの間にか「北」の先進国が人権の擁護者として振る舞い、「北」の政治・経済・法システムを所与として、「南」の弱者を救済するために介入することを正当化する機能を果たすに至っている。阿部が指摘するのは、こうした言説を自然化するのに重要な役割を果たしているのが、「法実証主義」のアプローチだということである。法実証主義の言説は、まず国際機構の下で発展してきた国際人権システムに注目し、「法に内在する論理や一貫性、解釈」を描き出す。同時にそれは、人権の価値が国家主権を重んじる伝統的国際法を、コスモポリタンなものへと変容させていく過程を「進化論的に」描き出す。その結果、「国際人権の物語」は研究者から市民に至るオーディエンスによって、「善なるものの深化」として受け止められてきたのである¹⁵。世界人権宣言を皮切りに発展してきた国際人権レジームの「現在」に問題意識が向けられるが故に、一つ一つの条文や声明を取り巻いた政治過程を批判的に精査する試みが十分になされなかったのである。

他方、英語圏では1990年代から2000年代にかけて、世界人権宣言をはじめとする「国際人権」の歴史研究が進展している¹⁶。それらのなかでも重要な論点となってきたのは、「国際人権」の

¹³ Elizabeth Borgwardt, *A New Deal for the World: America's Vision for Human Rights*, (Belknap Press of Harvard University, 2005) ; Barbara J. Keys, *Reclaiming American Virtue: The Human Rights Revolution of the 1970s*, (Harvard University Press, 2014) ; Rowland Brucken, *A Most Uncertain Crusade: The United States, The United Nations, and Human Rights, 1941-1953*, (Northern Illinois University Press, 2014)

¹⁴ 例えば久保田洋『実践国際人権法』(三省堂、1986年) ; 斎藤恵彦『世界人権宣言と現代一新国際人道秩序の展望』(有信堂高文社、1984年) ; 高野雄一『国際社会における人権』(岩波書店、1977年) ; 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』(岩波書店、1988年) ; 宮崎繁樹『人権と平和の国際法』(日本評論社、1968年) ; 宮崎繁樹(編)『現代国際人権の課題』(三省堂、1988年) ; 山下泰子『女性差別撤廃条約の研究』(尚学社、1996年) ; 山下泰子『女性差別撤廃条約の展開』(勁草書房、2006年)。

¹⁵ 阿部浩己『国際法の暴力を超えて』(岩波書店、2010)、第二章。

¹⁶ Paul Gordon Lauren, *The Evolution of International Human Rights: Visions Seen*,

発展に貢献したのは誰か、という主体の問題だった。米英仏ソといった大国のみならず、途上国や非国家主体の貢献に光を当てた諸研究は、人権規範の発展を巡る歴史叙述を、「人権の旗手」を自認する大国のサクセスストーリーとしてではなく、より批判的・立体的に再考することを可能とするものだと言える¹⁷。

同じく重要な点は、国際人権の潮流を描く際に単線的発展史観に陥らないことの必要性が提起されてきたことである。この点をもっとも明瞭に指摘したのがサミュエル・モインである。彼によれば、1990年代以降の諸研究が有する、世界人権宣言へ至る戦後直後の1940年代を大きな画期とみなす傾向は、冷戦終焉のユーフォリアとユーゴ紛争の民族浄化のインパクトを第二次世界大戦とホロコースト後の世界に投影したものに過ぎない。実態として1940年代において人権は大多数の人々の関心の的にはなっていなかった。一般のイメージとは裏腹に、人権はホロコーストへの対応ではなかった。今日の人権の潮流は、社会主義と自由主義がともに失墜した1970年代の、イデオロギーの終焉にこそ、その起源があるのだということを彼は指摘したのである。モイン同様に批判的議論を展開した歴史家として、東欧史家としてスタートしながら国際機構史の分野においても活発に業績を発表しているマーク・マゾワーである。彼もやはり、世界人権宣言や国際機構の単線的発展史を鋭く批判する。戦間期のマイノリティの国際的保護制度に諸大国や東欧諸国が一致して反対し、放棄していく過程と国連の人権システムの起源とが密接に結びついていることを指摘したのである¹⁸。なお、マゾワーの歴史叙述にいかなる問題があるか、という点については終章で論じることにはしたい。

2-3. 「外交史と社会史の架橋」と日本における国際関係史研究

近年、米国においてはアメリカ史をグローバルなコンテクストに位置づけながら描き直す研究(globalizing / transnationalizing American history)が隆盛を極めている¹⁹。日本のアメリカ史研究においても国際関係における社会や文化、越境的なヒト・モノ・アイディアの連関といった要因に注目

(Pennsylvania University Press, 2003) ; Mary Ann Glendon, *A World Made New: Eleanor Roosevelt and the Universal Declaration of Human Rights*, (Random House, 2002)

¹⁷ Manu Bhagavan, *The Peacemakers: India and the Quest for One World*, (Harper Collins, 2012); Roland Burke, *Decolonization and the Evolution of International Human Rights*, (University of Pennsylvania Press, 2010); Suzan Waltz, “Universalizing Human Rights: The Role of Small States in the Construction of the Universal Declaration of Human Rights”, *Human Rights Quarterly*, Vol.23, 2001; Suzan Waltz, “Universal Human Rights: The Contribution of Muslim States”, *Human Rights Quarterly*, Vol.26, 2004 ; William Korey, *NGOs and the Universal Declaration of Human Rights*, (Palgrave, 1998)

¹⁸ Samuel Moyn, *The Last Utopia: Human Rights in History*, (The Belknap Press of Harvard University, 2010); Mark Mazower, “The Strange Triumph of Human Rights, 1933-1950”, *The Historical Journal*, Vol.47, No.2, June 2004, 379-398.

¹⁹ ヒストリオグラフィとして Erez Manela, “The United States in the World,” Eric Foner and Lisa McGirr, ed, *American History Now*, (Temple University Press, 2011), 201-220.

する英語圏の研究動向が積極的に紹介され、研究成果も続々と現れている。

こうした傾向はもちろん歓迎されるべきものではある。だが、一つ気になることがある。それは、グローバル/トランスナショナル・ヒストリーを主題としつつ、そのなかで「外交史と社会史の架橋」がしばしば標榜されるけれども、その内実は単にグローバル/トランスナショナルな文脈に位置づけた歴史研究をもって「外交史との架橋」と称するような議論が散見されることである。「アメリカ史のグローバル/トランスナショナル化」は本当に「外交史と社会史を架橋」したものと言えるのだろうか。今日の日本のアメリカ史研究の現状は、「外交史と社会史の架橋」という方法論的挑戦が、基本的問題意識を欠いたままに、単なる聞こえの良い枕詞とされてしまっているのが実情である。そもそも何のために「外交史と社会史の架橋」が必要なのか、実証研究として外交史と社会史を接続するとはどういう営みなのか。それらの問いをめぐる問題意識の欠如が批判されなければならない。

この点を考えるうえで、日本における国際関係史研究の史学史を振り返ることは意義がある作業となるだろう。なぜなら、近年の英語圏における研究動向を待つまでもなく、国家と社会（民衆）の関係を問う視座は伝統的に日本における国際関係史研究の「特殊性」であり、重要な視座だったからである²⁰。にも拘わらず、こうした視座は近年忘れ去られつつある。これまで述べてきたように、近年の英語圏における「カルチュラル・ターン」や「トランスナショナル・ターン」と呼ばれる研究動向が積極的に紹介され、研究成果も散見されるようになってきたけれども、そうした研究者たちの叙述にあっても、日本における国際関係史研究が培ってきた視座について言及されることはほとんどないのである。

だが、こうした日本における「国際関係研究」の伝統的視座こそ、それぞれの歴史家が直面した「現在」との関連の中で、国家と社会（民衆）の関係性を見据えた歴史叙述を紡ぎだしてきたのであり、そうした視座と伝統を再確認する作業には今なお意義があろう。例えばマルクス主義史学に連なった江口朴郎はその著作『帝国主義の時代』において、帝国主義の時代を「帝国主義と国際的な民主主義運動との対抗関係として」描き出す歴史像を提示した。江口の視座を継承する斎藤孝もまた、ヴェルサイユ体制の展開と崩壊を論じた研究において、「もっぱら国家・政府間レベルの交渉として捉える旧来の外交史記述を超えて、歴史の推移を権力と民衆との対抗関係において捉える運動論的観点を導入した、国際的規模での政治史的方法の必要性」を強調する²¹。

江口とは異なる系譜に連なる岡義武の研究も重要である。岡は1955年に著した『国際政治史』において、「国家なり外交なりは常にいわばアプリアリにナショナル・インタレストを追求するものであり、諸国家のナショナル・インタレストこそ国際政治の基本的動力である」という従来の国際政治史研究のあり方を批判し、社会経済史的アプローチを用いつつ、国際政治の変動を国内の政治・経済・社会体制の変動との連関において「国際政治の構造の歴史的变化」として分析・叙述した。19世紀のウィーン体制の展開と動揺の過程を、単なる国際関係史としてではなく、革命前の旧秩

²⁰ 戦前の日本における国際関係論の伝統については酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』（岩波書店、2007年）

²¹ 江口朴郎『帝国主義の時代』（岩波全書、1969年）；斎藤孝『戦間期国際政治史』（岩波全書、1978年（岩波現代文庫、2015年））

序への「復古」志向と、現状変革を求める政治的自由獲得運動や民族解放運動との対立として把握する岡の叙述は特に印象的である。世界政治の歴史的变化の推進力を、「人間の平等化の要求」に見出す国際政治学者の坂本義和もまた、国家間や国家と社会の間の基本的矛盾の組み合わせるところで近代以降の国際政治の弁証法的発展の過程が生じてきたことを指摘する。坂本によれば、資本主義と社会主義、ナショナリズムと国際主義、民主主義と権威主義という3つの対立軸こそが近代の歴史の変動の原動力になってきた。そして、冷戦の始まりから終焉にいたるプロセスもまた、そのような近代史の基底をなす「より長期的でより根源的な世界の歴史的变化の現れないし帰結」として捉えられなければならないという²²。

江口・斎藤の系譜に連なる油井大三郎もまたそうした視座を継承し、戦後世界システムの形成史を描いた。油井は1. 政治と経済、2. 東西関係と南北関係、を統一的に把握するだけでなく、3. 国家間の国際(Inter-nation)関係のみならず、民衆間の民際(people-to-people)関係としても統一的に理解することの重要性を提起する。油井の研究自体は、「人権」に焦点を当てるものではないものの、「国連における世界人権宣言の採択に示されるような人権問題の国際的解決の努力とか、多国籍企業の増大に伴った労使紛争の国際的調整や環境保全のための国際協力などの前進を通じて、かつては国境の枠内でしか適用されなかった民主主義の原理が、国際社会にも拡張し始め、徐々に権力政治原理に対抗する力量を強め始めて」おり、「このような戦後段階の世界史的特徴に対応しうる社会諸科学の発展が切実に求められている」という油井の提起は、本研究も積極的に受けとめたい²³。

これらの研究が共有するのは、世界秩序が主権国家と社会(民衆)の対立を軸にして弁証法的に発展するという視座である。すなわち、世界秩序あるいは世界システムがそのようなものであるが故に、それを理解するためには外交史と社会史を架橋したアプローチが求められるのである。この点は、国際的契機に注目しつつも基本的に関心の対象を国民・国家史の枠の外へ広げることのない「アメリカ史のグローバル化/トランスナショナル化」との間にある問題意識・目的の相違点として意識的に押さえておきたい²⁴。

2-4. その他の国際史研究

国家(間関係)と社会(間関係)の間の弁証法的相互作用のプロセスに世界政治の変動の要因を見出していく視座に立ちながら、改めて近年の国際史研究を読み直したとき、そして冒頭で述べたような、権力政治の道具であると同時に抗議の文法にもなっている「人権」をめぐる「現在」を

²² 岡義武『国際政治史』岩波書店、1955(岩波現代文庫、2009)；坂本義和「世界秩序の構造変動」『世界秩序と市民社会 坂本義和集 6』(岩波書店、2005年)；坂本義和『新版軍縮の政治学』(岩波新書、1988年)

²³ 油井大三郎『戦後世界秩序の形成 アメリカ資本主義と東地中海地域 1944-1947』(東京大学出版会、1985年)

²⁴ 国際連関それ自体を主題とすることで国民・国家史を脱中心化し、アメリカ史研究に新たな光を当てようとする試みとして、歴史科学協議会(編)『歴史評論』2016年4月号の特集「越境空間から読み解くアメリカ」。

念頭に置きつつ諸研究を読み直した時、理念を標榜したことにより政治的主体化の力学が惹起され、それが政治的リアリズムとの間で葛藤をもたらし、それが歴史の変動要因となっていく構図が見て取れる。

例えば冷戦史家のジェレミー・スーリは、「心と精神」(hearts and minds)を掴む戦いとしての冷戦のレトリック、大衆民主主義の時代のポピュリズム、若年人口の激増、高等教育の普及とニューレフト思想の伝播といった諸要因が、大衆の期待を高めるとともに、期待が幻滅に変わった時の「国際的な抗議のコトバ」(international language of dissent)を提供し、1968年の「グローバル革命」(global revolution)につながっていった様を描いた。その構図にデタント(Détente)の社会的起源を見出すスーリの叙述は鮮やかであり、非常に興味深い²⁵。

エレズ・マニラは第一次大戦時にウィルソン大統領の掲げた理念を巡るポリティクスを描いた。14カ条原則や民族自決といったウィルソンの理念は、実際にはロシア革命に対抗し、東欧の戦後秩序を再建するための原理として提示されたものであった。だが、それらの理念は、ウィルソンの意図を離れた形で受容された。ウィルソンの理念は、エジプトやインド、朝鮮や中国、インドシナといった地域の人々の期待を抱かせた。そして、パリ講和会議の政治過程によって人々の期待は幻滅に変わり、反植民地主義ナショナリズムへと転化することになった。ウィルソンの提示した理念が独り歩きする形で政治的主体化の力学を駆動させ、それが一次大戦後の反植民地主義の潮流を作りだしたのである²⁶。

同様に興味深いのは日本史家ジョン・ダワーの歴史叙述である。ダワーは、連合国による日本占領を論じるなかで、冷戦という文脈のなかで米国の政策が転換し、米日の保守指導層同士の「抱擁」関係ができあがっていく政治史的過程のみならず、当初占領軍が掲げた理念を日本の民衆が「抱擁」し、自らのものとして体得して行く様を社会史的に描き出した。日米の政治指導者同士の「ヨコ」の関係と、占領軍の理念と民衆の関係という「タテ」の関係の交錯するところから、戦後日米関係史の初期条件を描き出したダワーの歴史叙述には、本研究も大きく影響を受けている²⁷。

日本の東南アジア占領を描いた中野聡の研究もまた、統治者のリアリズムと被治者の受容の葛藤するところに秩序のダイナミズムを浮かび上がらせた興味深い歴史叙述である。東南アジア占領を実施するにあたり、大本営や南方軍は「資源の戦争」のリアリズムに徹し、徒に「聖戦」や「解放」のレトリックを掲げることを拒んでいた。だが、アジアの民衆と直に向き合う現地軍は、占領政策を円滑に運営するためにも「聖戦」や「独立」の大義を掲げざるを得なかった。そしてそれらの理念が、被占領者を意識化・政治化させることになり、東南アジアにおける帝国日本を揺さぶってい

²⁵ Jeremi Suri, *Power and Protest: Global Revolution and the Rise of Détente*, (Harvard University Press, 2003)

²⁶ Erez Manela, *The Wilsonian Moment: Self-Determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism*, (Oxford University Press, 2007)

²⁷ John Dower, *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*, (WW Norton & Co Inc, 2000) (ジョン・ダワー著、三浦陽一・高杉忠明訳『敗北を抱きしめて』上下、(岩波書店、2004年)

く。占領運営に関った経済人や文化人の「語り・回想」を軸にして、理念の標榜が惹起する政治的主体化の力学と、政治的リアリズムの間の葛藤のポリティクスを浮かび上がらせることで東南アジアにおける帝国日本の秩序のダイナミズムを描き出した中野の歴史叙述は、国際史のあり方としても示唆に富む²⁸。

第三節 「人権」の国際関係史と国際関係史の方法としての「人権」

3-1. 方法としての「人権」

以上のような諸分野の研究動向を踏まえた上で本研究が提起するのは、国際史研究の方法として「人権」に着目することの意義である。なぜ「人権」に着目するのか。

伝統的に外交史・国際関係史は国際政治学の「リアリズム」に親和的な視座から、政治指導者のリーダーシップや政策決定過程を分析するものであった。例えば冷戦史研究について考えてみよう。冷戦期の冷戦史研究は、冷戦の起源をめぐる論争という形をとって展開してきた。すなわち、冷戦の勃発について主としてソ連側の行動にその原因を見出した「正統主義」(Orthodox)に対して、ウィリアム・A・ウィリアムズやガブリエル・コルコをはじめとする「修正主義」(Revisionism)の歴史家たちは1960年代以降のアメリカ政治・社会の動向についての問題意識を反映し、冷戦の起源におけるアメリカ側の要因と責任を強調したのである。冷戦史研究は、それ自体が反共主義とベトナム反戦運動という、冷戦政治の強い影響の下にあったのである。それに対して、1970年代後半以降に台頭してきた「ポスト修正主義」(Post-Revisionism)は、公開され始めた外交資料を渉猟し、二極化した研究動向の総合を試みた。ジョン・ルイス・ギャディスをはじめとするポスト修正主義者たちは、一次資料に徹底的に依拠することで、冷戦へ向かう米ソ関係の政治過程を再審したのである。

このような、「正統主義」から「ポスト修正主義」に至る冷戦史研究の発展は、それ自体は決して否定されるべきものではなく、むしろ健全な発展と言えるものである。しかし、膨大な外交資料に依拠し、政策決定に至る事実の因果の分析を主眼とする外交史・国際関係史には、外交を担うテクノクラートたちの視点に同一化しすぎてしまう危険が伴う。E・H・カーが批判したように、リアリズムには「現存する諸力の抗し難い力と現存する諸傾向の必然性」を強調するくらいがある²⁹。政策決定エリートたちの「合理的」判断のプロセスを再構成する営みが結果として、彼らの視点への同一化と現状追認をもたらす可能性があるのである。

このような問題を克服するために、今一度国際史の視座を再考する必要があるだろう。前述のように、日本における国際関係史研究が歴史的に培ってきた、国家(間関係)と社会(間関係)の間の弁証法的相互作用を見出すことで世界政治の動態を把握しようとする伝統は、政策決定エリートの視点を相対化するものとして有用な方法である。加えて、東京大学法学部で教鞭を取った高橋進は、積極的に理論を摂取することの重要性を説いている。「国家と国家の関係に国内体制が大きな影響を与えることが明らかになるにつれて、国内体制にも関心を向け、同時に国家間関係を国内体制間関係として把握する傾向」があるのであり、そうした流れのなかで、「政治学の理論、とくに

²⁸ 中野聡『東南アジア占領と日本人 帝国・日本の解体』(岩波書店、2012年)

²⁹ E.H.カー(著)原彬久(訳)『危機の二十年 理想と現実』(岩波文庫、2011年)

政治史学、国際政治学、比較政治学を取り込んで、国内体制間関係を描く学問が国際政治史であるという立場が強まってきた」と言うのである³⁰。こうした潮流を見つめなおし、国内体制(間関係)と社会(間関係)を視野に入れつつ、世界政治の全体像と構造を描くために、国際政治史はいかに「理念」を描き、「理論」を摂取すべきか、模索を続けなければならないのである³¹。

さて、上述のような国際政治史のあり方をめぐる大きな課題を念頭に置くと、「人権」に焦点を当てて国際政治史を分析・叙述することにはどのような意義があるのだろうか。

主として米国の学界に属しながら「理念」の国際史を草分けとして切り開いてきた入江昭は近年、戦後史は「ナショナル」・「インターナショナル」・「トランスナショナル」という三つの現象から成っており、また、今日の世界を形作る上で人権やグローバル化といった非地政学的な要因の力が強くなっているため、冷戦だけを特権化した叙述は歴史の歪曲であるといった批判を展開している。

それに対し、冷戦史家のサラ・スナイダーは、「人権」に着目したトランスナショナル・アプローチを用いることには冷戦のような権力政治を一層深く考察することを可能にすると言う。彼女によれば、トランスナショナルな主体による抗議運動に着目することは歴史のなかの人間のエージェンシーに光を当てるものであるが、それは必ずしも外交史家の伝統的な権力政治の問題への関心から離脱することを意味するわけではない。むしろ、国家間関係を形作るより多様な主体や理念の存在を明らかにするものであり、国際関係史をより深く理解することに寄与するものなのである³²。

入江とスナイダーの指摘は対立するものではない。権力政治以外の潮流にも注目しなければ世界政治の歴史を読み解くことはできないのだと説く入江の主張と、「人権」に着目したトランスナショナル・アプローチは権力政治を考察するうえでも有用であると述べるスナイダーの議論は、「人権」に着目する意義としてともに重要であろう。

ここまで述べてきたような視座と蓄積に学びつつ、本稿は国際関係史研究の方法としての「人権」の意義を提起するものである。「人権」に焦点を当てることで、本稿は拡散する冷戦史研究において外交史と社会史を総合する一つの視座を提示する。それは国家に限らない多様な主体が織り成す世界秩序のダイナミズムを捉えるものであり、「人権」の歴史を単線的な発展史としてではなく、権力と運動の対抗のなかで「人権」の意義と限界の双方を視野に入れた批判的歴史叙述を可能にする。それはまた、世界秩序を動的に理解するためには外交史だけでは不十分であることを主張すると同時に、単に社会史を国際的文脈に位置づけるだけでなく、外交史との間で接続していくことの重要性と意義を強調するものである。そこから浮き彫りになるのは、権力政治が要請する理念と、それを受容する社会における政治的主体化の力学との間の弁証法的政治過程である。

³⁰ 高橋進『国際政治史の理論』(岩波現代文庫、2008年)、iii - iv。

³¹ 石田憲「思想の言葉：理念と理論から見た国際政治史」『思想』2016年7月号(岩波書店、2016年)。大芝亮は理論と歴史の対話こそが日本の国際関係論の独自性であり、強みであると指摘する。大芝亮「国際関係理論と一橋大学」『一橋法学』14(3)、2015。

³² Akira Iriye, "Historicizing the Cold War", in *op.cit.*, *The Oxford Handbook*; Sarah B. Snyder, "Bringing the Transnational in: Writing Human Rights into the international history of the Cold War", *Diplomacy & Statecraft*, 24:1, 100-116

「人権」については理論研究やケーススタディの領域においても一定の蓄積が存在する。なかでもここで触れておきたいのは、政治科学のハフナー＝バートンと社会学の筒井による、国際人権レジームのインパクトを理論化・実証する共同研究である。彼らは「空虚な約束のパラドックス」(Paradox of empty promises)という構図を提示した。各種人権条約は主権国家に対する強制力(enforcement)が弱いために、国家は自国の人権状況を改善する意図などないにもかかわらず、自国の正当性(legitimacy)の獲得と対外的イメージアップ(window-dressing)のために、各種人権条約に批准する。しかし、人権運動(human rights advocacy)は人権の持つ正当性を政府への圧力のために活用(leverage)する。人権条約はそれ自体では「空虚なコミットメント」に過ぎず、大きなインパクトを持たないが、非政府主体をエンパワーすることで実際の人権状況改善につながるのである³³。批准する国家のみならず、非政府主体・市民社会の存在を独立変数として組み込むことで人権レジームのインパクトを図ろうとした「空虚な約束のパラドックス」は、国家と社会の間の弁証法的作用に注目する国際史研究としても念頭に置きたい構図である。

3-2. 「人権」の歴史 / 方法としての「人権」

本稿は、「人権」を方法とする世界政治史研究であると同時に、「人権」についての歴史研究でもある。国家間の「ヨコ」の対立として描かれてきた二次大戦後の世界政治の歴史を、国家と社会の関係という「タテ」の対立をも交えた形で再考し、世界大戦から冷戦へと向かう世界秩序の変容過程を分析していくが、同時に、複数の分野の歴史研究を接続させながら国際人権レジームの出発点を取り巻く文脈を描くことで、黎明期の国連や国際人権の歴史的意義とその限界について考察する。その際に注目するのは、主権国家の外交のツールであり、中小国や非国家主体の運動が国際社会の中で訴えるための「抗議のコトバ」(language of dissent)でもあるという、「人権」の有する二つの側面が交錯する場面である。そのような場面として、アメリカ・ユダヤ人委員会(American Jewish Committee:AJC)や全米黒人向上協会(National Association for the Advancement of Colored People:NAACP)といった米国のマイノリティ運動が「国際人権」に依拠しながら国際社会の舞台上で展開した運動の政治過程について論じていく。そして、主権国家であり、戦後世界秩序の主導国となったアメリカ外交の側の対応を描いていくことになる。

一次資料として本稿は、米国国立公文書館(National Archives and Record Administration)で収集した国務省資料、フランクリン・D・ローズヴェルト大統領図書館(Franklin D. Roosevelt Presidential Library, Hyde Park, NY)、ハリー・S・トルーマン大統領図書館(Harry S. Truman Presidential Library, Independence, MO)で収集した資料のほか、AJC についてはニューヨーク市やオハイオ州シンシナティ市のユダヤ系アーカイブを訪問して収集した資料、NAACP については一橋大学及び早稲田大学で所蔵されているマイクロフィルム資料と、米国議会図書館(Library of

³³ Emilie M. Hafner-Burton and Kiyoteru Tsutsui, “Human Rights in a Globalizing World: The Paradox of Empty Promises”, *American Journal of Sociology*, Vol.110, No.5(March 2005), 1373-1411.

Congress, Washington DC)で収集した資料等を用いている³⁴。

³⁴ 近年の多言語に渡るマルチアーカイブを駆使した国際関係史研究の潮流を前にした時、米国で収集した資料のみに依拠した本研究は、「人権」を切り口に戦後世界秩序形成史を描こうとする試みとして不十分なと言われるかもしれない。筆者はその点を認識しており、本論文執筆後に英仏印レバノン等の公文書史料を用いた国際関係史へと対象を広げるべく、フランス語の勉強を進めるなどしており、本研究は後日のより大きな研究構想の最初の一步に過ぎないものであることはここで確認しておきたい。

第一章 国際連盟と戦後世界秩序のダイナミズム

第一章では序章で述べた「方法としての「人権」という問題意識と視角から、本論の前史として、国際連盟が創設された文脈とそれが世界政治に与えたダイナミズムについて素描する。

第一節 国際連盟創設の文脈

1-1. 国際連盟創設の物語

国際連盟とは何だったのか。その歴史的意義はどこにあるのか。国際組織と非政府組織の歴史を描いた入江昭は、国際組織の成長を、大戦に対する反動ではなく、大戦以前からの政府間組織と NGO の発展の傾向の延長線上に捉えた。戦前には 13 だった政府間国際組織の総数は、1930 年には 31 まで増加し、NGO の総数は 1910 年の 135 から 1920 年には 214、1930 年には 375 にまで増えていく。なかでも国際連盟の設立は、「組織化」という考え方が戦後構築という課題にとって重要であると考えられたことの帰結として、「国際社会」の存在を制度的に体现するものとして位置づけられていた³⁵。

入江の国際連盟観が主に依拠するのは、外交史家のノック (Thomas J. Knock) の研究である。ノックによれば、連盟を中軸とする国際秩序構想は、決してウィルソン大統領だけの思想的産物ではなかった。英米における様々な団体や運動による、伝統的な権力政治の超克の模索こそが連盟創設の源泉となったというのである³⁶。

こうした研究は、従来主権国家間関係史として描かれてきた国際関係史研究において、非国家主体や市民社会の貢献と意義を確認するものであり、その歴史的意義は否定できない。歴史家の E・H・カーが定礎したような否定的評価論は、第二次世界大戦の勃発を防ぐことができなかったことを理由に国際連盟とそれを支持した「理想主義者」達を批判してきた。それに対して、今日の連盟再評価を試みる諸研究は、多様な主体が織り成す今日のグローバル・ガバナンスの潮流という「現在」を念頭に置きつつ、軍事・安全保障のみならず社会や文化面での協力といった視座を「過去」に投げかけ、国際連盟史を再審することを試みているのである³⁷。換言すれば、冷戦期の歴史家が戦争と平和の問題を国際連盟に投げかけたのに対し、ポスト冷戦期の歴史家は経済のグローバル化や保健衛生、災害や難民、文化、教育といった問題をめぐる国際協力が映し出す「現在」をもって「過去」と対話しようと試みているのである。

けれども、序章で言及したサミュエル・モインの 1940 年代についての指摘はここでも重

³⁵ 入江昭『グローバル・コミュニティ 国際機関・NGO がつくる世界』（早稲田大学出版部、2006 年）、第一章。

³⁶ Thomas J. Knock, *To End All Wars: Woodrow Wilson and the Quest for a New World Order* (Princeton University Press, 1992)

³⁷ カー『危機の二十年』；篠原初枝『国際連盟 世界平和への夢と挫折』（中公新書、2010 年）

要になろう³⁸。国際連盟創設の過程を非国家主体の貢献の物語として描く歴史叙述が、冷戦終焉後の新世界秩序と今日のグローバル・ガバナンスへの関心を「過去」に投影したものであるとするならば、いま求められているのは、そのような物語を再度相対化し、国際連盟と二次大戦後の「国際人権」に至る道筋を単線的発展史観に陥らずに捉え直すことである。すなわち、従来主権国家を中心として描かれてきた国際関係史像に非国家主体を中心とする歴史像を対置することではなく、両者の接合点と絡み合いを探ることが必要なのである。そのための方法は、当たり前のようなのだが、国際連盟創設の物語を、非政府主体の活動史をアメリカ外交史やイギリス帝国史の文脈と接続し直すことである³⁹。

以下、本章は本稿全体の前史として、「方法としての「人権」」という視座から、第一次世界大戦とパリ講和会議が戦後秩序にもたらした政治力学を確認しながら国際連盟の時代を再構成し、「国際機構」の存在とその政治過程が社会秩序と国際秩序の結節点となっていく様相を確認していきたい。

国際機構は「抗争や交流を背景とした結合」を模索する一つの試みである。そして、戦争を契機としている分だけ、国際機構は戦勝国による戦後世界の管理体制の構築という、すぐれて実際的で現状維持的な性格を持たざるを得ない⁴⁰。1919年1月、国際連盟を生み出したパリ講和会議の場に連合首脳が集ったとき、彼らの念頭にあったのは、100年前のウィーン会議の試みだった。国際機構の歴史において実質的に最初の事例とされるのが、ウィーン会議を契機に成立したヨーロッパ協調体制である。それは一方で多国間の会議外交を制度化したものであると同時に、大国中心的な枠組みであった。大国中心主義はその後の国際連盟や国際連合にも引き継がれることになるが、その根底には、主権平等原理を追求するだけでは秩序維持にならないというリアリズムが存在していた⁴¹。

とはいえ、パリ講和会議の場は、ウィーン会議の単なる再現ではなく、全く異なる複雑で混乱に満ちた場となった。そこは五大国のみならず、戦勝国を自認する中小国を含んだ27カ国の代表団が集う場であった。そこは、戦勝国が自国に有利な現状を固定化する形で戦後世界を管理することを企図した場であると同時に、軍縮やポーランドの再建、アイルランドの自由やユダヤ人の民族的郷土の設立、女性参政権や黒人の権利を求める人々が文字通り世界中から集い、ひしめく場となった。関ったアクターの数と、向き合うべきイシューの数において、パリ講和会議はウィーン会議と比べるべくもなかった⁴²。そのような複雑な多主体間政治の場において、大国主導の力学とその他の中小国や各種の運動が惹起する力学と

³⁸ Moyn, *The Last Utopia*.

³⁹ 国際連盟史を日本史・イギリス帝国史・東アジア国際関係史の文脈と接続することで、連盟の社会・人道活動をめぐる政治に光を当てた研究として、後藤春美『国際主義との格闘—日本、国際連盟、イギリス帝国』中公叢書、2016年。

⁴⁰ 最上『国際機構論』、第一章。

⁴¹ 同上

⁴² Margaret MacMillan, *Peacemakers: The Paris Conference of 1919 and Its Attempt to End War*, (John Murray, 2001)

が交錯し、一次大戦後の世界政治のダイナミズムを生み出すことになるのである。

1-2. 国際連盟への道

第一次世界大戦の長期化と欧州の荒廃は、米国を大国として台頭せしめ、戦後世界秩序構想の主導国として大きな影響力を与えようとしていた。よく知られているように、戦後世界秩序の構想として米国大統領ウッドロウ・ウィルソンが提唱したのが「14カ条」の原則であった。「秘密条約の廃止」(1条)、「航行の自由」(2条)など、戦後世界のあるべき原則を提示したものである。

ウィルソンの「14カ条」は「民族自決」(self-determination)を戦後世界の原則として掲げたものというイメージが流布しているが、それは決して「民族自決」を一般的な(普遍的な)原則として提示していたわけではなかった。それは、「イタリア国境の再調整は、明白に民族的区別が認められる分界線に沿ってなされるべきである」(9条)、「オーストリア・ハンガリー国内の諸民族の国際的地位が保護され、保障されることを欲する。彼らは自治的発展のために最も自由な機会を与えられるべきである。」(10条)、「バルカン諸国相互の関係は、友好的協議によって、歴史的に確立された帰属関係と民族的分界線に沿って決定されるべきである。」(11条)といった形で、戦後ヨーロッパの国境問題の調整と再編という、特定の(特殊な)問題についての指針を述べたものだった。そこには中東欧やバルカンにおける帝国の支配とそれに対する諸民族のナショナリズムこそが第一次世界大戦を引き起こしたという認識が存在していた。ゆえに、「14カ条」は植民地についても言及したが、「あらゆる植民地についての要求の、自由な、且つ偏見なき絶対公正な調整。その場合、すべて植民地の主権問題の決定に当たっては、その植民地住民の利害は、その支配権が定められるべき政府の正当な要求と平等の価値を持つという原則が厳守されることが、その基礎とならなければならない。」と述べた第5条は、やはり植民地の独立を支持することを企図するものではなかったのだ。

そして、「14カ条」の第14条が規定したのが国際機構の創設である。先述のように、ウィルソンが国際秩序維持の要としての国際機構の発案者というわけではない。国際機構創設の思想的起源は、欧米で戦前より連綿と続く市民運動の潮流にあった。大戦が勃発した1914年の時点で欧米には130もの平和運動団体が存在し、そのうち60が米国の団体であった。とりわけ著名なのが、ともに1915年に設立された英国の国際連盟協会(League of Nations Society)と米国の平和強制連盟(League to Enforce Peace)である。米英仏といった各国の民間団体や国際法学者らは盛んに戦後世界のあるべき形を模索し、議論は百家争鳴の様相を呈していた⁴³。

こうした市民社会の動きを土台にして、議論を政策へと転換したのが英仏米の政府だった。フランスでは後に外相となるM・J・シラクや国際連盟規約起草過程に参画するレオン・ブルジョワがイニシアティブを取り、国際機構の構想を検討した。英国ではエ

⁴³ 篠原『国際連盟』、18-33。

ドワード・グレイが、外相というポストにありながら同時に英国における国際連盟運動の推進者として一貫して国際機構の創設を支持していた。これらの運動によって徐々に形作られていった国際連盟草案を土台にして、ウォルター・フィリモアを長とする政府委員会の手で英政府案が作られた⁴⁴。

1-3. ヤン・スマッツの「帝国的インターナショナリズム」

だが、このときの英政府案も、決して国内の平和団体の構想がストレートに結実したものではなかったことは忘れてはならない。歴史家のマーク・マゾワーが指摘するのは国際機構の歴史における帝国主義的な契機である。伝統的に、英国の保守的な政治家には恒久的な国際機構には警戒心を示す傾向があった。英帝国戦時内閣の内閣書記官長モーリス・ハンキーが 1917 年に示したように、戦後世界を睨んだ英国外交の前には、「平和を固めるための連盟のような、何らかのかたちの国際機構」、「1815 年以降に形成された欧州協調の性格を帯びた連盟」、「バランス・オブ・パワーへの回帰」といった 3 つの選択肢が存在していた。そしてハンキーを含む保守派の多くは、民間平和団体が望んだ第一の選択肢を「アメリカ的」であるとして嫌悪し、イギリスの伝統に則った第三の選択肢を追求していたのである。

そのような英国の指針を国際機構創設の方向へと導いたのは、南アフリカの政治家ヤン・スマッツのイニシアティブによるところが大きかった。国際連盟を推し進めたスマッツの国際主義は、帝国の維持という動機と密接に結び付いていた。マゾワーが描いたのは、国際連盟の契機としての「帝国主義的インターナショナリズム」の存在である⁴⁵。

すなわち、南アのスマッツが意匠を凝らしたのは、イギリス帝国のニーズとウィルソンの国際主義とを架橋しつつ、ウィルソンを国際連盟創設の方向へ引き込むことだった。スマッツがその政治的地位と思想を確立するのは、ボーア戦争後のイギリス帝国の再編期のことである。各白人入植植民地のナショナリズムと自治要求が噴出する状況にあって、帝国は 1907 年に白人入植植民地に自治権を持つ自治領の地位を付与することで、そのナショナリズムを帝国の枠内で承認していた。

南アのナショナリズムを主導するスマッツの課題は、南ア白人のナショナリズムをインターナショナリズムへと架橋することであった。白人を糾合し、アフリカ大陸を「文明化」することこそが南アのナショナリズムの使命だった。同時に、スマッツにとって、ナショナリズムを抑制されたものに止めることも必要だった。際限なきナショナリズムのエスカレーションは、他のヨーロッパ列強の権益を損なうような「帝国主義」を推進することになり、ひいてはそれが秩序の不安定化につながるからであった。アフリカの

44 貝賀早希子「国際連盟構想と戦争規制—E. グレイの国際関係観, 1914 年—」『早稲田政治経済学雑誌』No.383, 2012 年 5 月、22-37；篠原『国際連盟』、18-33；最上『国連とアメリカ』、37-38。

45 マーク・マゾワー『国連と帝国—世界秩序をめぐる攻防の 20 世紀』（慶應義塾大学出版会, 2015 年）第一章。

文明化という課題において、白人間の対立が沸点に達してポーア戦争の様な形で噴出することが最大の脅威だった。そして、1914年の第一次世界大戦の勃発は、そのような脅威の再来に他ならなかった。ヨーロッパの列強間対立がアフリカの「文明化」プロジェクトを妨げる状況をいかに防止するか。スマッツにとって、各白人入植植民地のナショナリズムを帝国の枠内で承認し、調和させたイギリスの「コモンウェルス」は一つのモデルだった。そして、第一次大戦後の国際秩序を管理し、特に米国との連携関係を固めるためにも、国際機構は不可欠だった。スマッツにとって、ナショナリズムとインターナショナリズムは矛盾するものではなかった。「始末の悪い「帝国主義」を防ぎ、「長所を備えた「帝国」」を世界規模に拡大するプロジェクト。それがスマッツにとっての国際連盟の意義だった⁴⁶。

1918年の12月、スマッツは『国際連盟—实际的提言』と題したパンフレットを発表し、国際連盟規約の原型を示した。だがスマッツの構想には、ジョージ・カーソンやアーサー・バルフォア、ウィンストン・チャーチルといった有力者からの相次ぐ批判が寄せられた。スマッツの構想は英国政府内での確固たる支持基盤を得ることができなかったのである。しかしながらスマッツは大西洋の対岸に有力な味方を得ることになる。アメリカ合衆国大統領ウッドロウ・ウィルソンである⁴⁷。

1-4. モンロー・ドクトリンの世界化

国際組織の創設を掲げたウィルソンの思想もまた、国内の民間平和団体の議論が下地にあるとはいえ、それらを直接に受け継いだものとは言えなかった。一般にヨーロッパの「旧外交」に対して、理想主義的な「新外交」を提示したとされるウィルソンだが、その「新しさ」の内実はアメリカ史の文脈のなかで検証される必要がある⁴⁸。

1917年1月22日、ウィルソンは上院において「勝利なき平和」演説を行った。

「しかし、組織された諸国間の権利の平等より、もっと重要なことがある。それは、政府の持つ正当な権力はすべて被治者の同意に由来するという原則、諸民族をあたかも財産であるかのように一国の統治から他国の統治へと手渡す権利はどこにも存在しないという原則、これらの原則を認め、受け入れないようないかなる平和も永続しえないし、また永続すべきではないということである…。」

「私の提案は、いわば、諸国が一致してモンロー大統領の原則を世界の原則として採用することである。つまり、いかなる国も、その政治組織を他の国家や国民の上に拡張しようと試みてはならず、…あらゆる国民が妨害や脅迫、恐怖にさらされることなしに、自らの政治組織、自らの発展の方向性を決定できるように自由を与えられねばならな

⁴⁶ マゾワー『国連と帝国』、第一章。

⁴⁷ 篠原『国際連盟』；最上『国連とアメリカ』；マゾワー『国連と帝国』。

⁴⁸ 三牧聖子『戦争違法化運動の時代 危機の20年のアメリカ国際関係思想』（名古屋大学出版会、2014年）、第二章。

いという原則を採用することである…。」

永続的平和のための連盟の必要性を提起したウィルソンであったが、特筆されるべきは、ウィルソンが来るべき平和の条件としてモンロー・ドクトリンの世界化を主張していること、そして、「組織された人類の巨大な力」に支えられる必要があるという「力の共同体」の思想が現れていることである。これは旧世界の「勢力均衡」に対するアンチテーゼであると同時に、司法的アプローチを主軸とする米国の平和主義運動に対するアンチテーゼだった⁴⁹。ウィルソンは1917年9月ごろより、腹心のエドワード・ハウスに対して、国際機構のあり方について研究を進めるよう指示していた。ハウスは諸民間団体の構想をくみ上げつつ、独自の構想を作り上げた。1918年7月、ウィルソンは前述の英政府案の検討を指示し、ハウスは自身の案と英政府案を折衷した米国案を作成した⁵⁰。このときのハウスの構想において、常設の国際司法裁判所は大きな役割を占めていたが、ウィルソンはその後の修正草案において国際司法裁判所に関する規定を削除してしまう⁵¹。

このようなウィルソンの思想を理解するにあたって、アメリカ史に踏み込んで内在的な文脈を紐解いたのが中野耕太郎の研究である。ウィルソンが国際連盟の構想の原型を初めて示したのは1916年の5月、平和強制連盟での演説においてのことだった。小国の権利や「諸国民の普遍的共同」、「人民が主権を選択する権利」を擁護したウィルソンの思想は、一見するところジェーン・アダムズをはじめとするコスモポリタンな革新主義的国際主義運動の影響を受けたものだとも評される。だが他方でウィルソンの国防政策は、セオドア・ローズヴェルトらに主導される国家主義的な戦備運動の唱える軍拡政策を部分的に採用していた。ウィルソン外交は国家主義運動とコスモポリタン派、軍拡政策と普遍主義的国際主義思想の間のバランスの上に立脚するものだった⁵²。

そして、このようなウィルソンの外交は、ラテンアメリカをめぐるモンロー・ドクトリンの展開を基礎としていた。ウィルソンは前任のセオドア・ローズヴェルトの外交を継承し、民主的選挙を実施させるためにドミニカに海兵隊を送り、米国の資産と現地の「平和と秩序」を維持するためにハイチに派兵している。カリブ海諸国に対する警察的干渉の強化は、モンロー・ドクトリンのローズヴェルト・コロラリーを受け継いだものだった。その上でウィルソンはカリブ海諸国の勢力圏を維持するために、アルゼンチンやチリを含んだ集団安全保障協定を軸とするパン・アメリカン協定を構想し、広域国際秩序の構築を模索したのである。モンロー・ドクトリンのパン・アメリカ化である⁵³。

⁴⁹ 三牧『戦争違法化運動の時代』、97 - 105。

⁵⁰ 篠原『国際連盟』、18 - 33；最上『国連とアメリカ』、37 - 38頁。

⁵¹ 三牧『戦争違法化運動の時代』、97 - 105。

⁵² 中野耕太郎『戦争のるつぼ 第一次世界大戦とアメリカニズム』（人文書院、2013年）、第一章。

⁵³ 中野『戦争のるつぼ』；西崎文子『アメリカ外交とは何か 歴史の中の自画像』（岩波新書、2004年）、第三章。

パン・アメリカン協定の構想は米国＝メキシコ紛争が悪化する中で水泡に帰した。1916年5月のことである。そして、上述のようにウィルソンが平和強制連盟での演説において国際連盟の原案を初めて提示したのはこの時期のことであった。国際機構の構想は民間平和団体の影響を受けたものであると同時に、モンロー・ドクトリンを世界化する主張となった。カリブ海地域での影響圏を確保するためにモンロー・ドクトリンをラテンアメリカに拡張しようと企図したウィルソンは、その試みが挫折するや、国際機構という形で世界にモンロー・ドクトリンを拡大しようとした。モンロー・ドクトリンを媒介にすることでカリブ海諸国における影響圏確保を企図する帝國的リアリズムと民主的国際主義とを相補的に併存させていたところにウィルソン外交の特質があった⁵⁴。

1918年12月に『国際連盟—实际的提言』を公表したスマッツを、ウィルソンは高く評価した。そして、講和会議初日の1919年1月18日付で作成された米国の国際連盟規約第二次草案にはスマッツの構想が取り入れられた⁵⁵。ウィルソンは同案を翌日付でスマッツにも送付し、意見を求めている。米国のモンロー・ドクトリンと英国の帝國的インターナショナリズム、そして諸民間団体の運動とが交錯するところで紡ぎだされた国際機構の構想は、パリの地において政治過程に乗っていく。ウィルソンはパリ会議を主導するにあたり、国際連盟の規約を起草する「国際連盟委員会」の議長に就任し、議論を米英草案に沿った線へと導こうとしていた。だが、戦時の理念と総力戦の経験は、国際機構という舞台をウィルソンやスマッツが意図せざる方向に動かす力学を惹起することになる。

第二節 総力戦・社会変動・政治的主体化

2-1. 総力戦のもたらしたもの

「帝国のために戦争に行くのだ。ただしその闘いは帝国内でのパートナーになることを欲するが故の闘いである。」

そのように説いたのはマハトマ・ガンジーだった。南アフリカのインド人住民の指導者として頭角を現していたガンジーは、インド人民衆に対してイギリス帝国の総力戦に対する積極貢献を主張していた。ガンジーは、「イギリス帝国を通じて、自分と自分の民族の現状を改善しようと期待していた」と回顧する。非暴力・不服従で知られるガンジーだが、南ア時代の彼はイギリス帝国の戦争に協力することでインド人の地位向上を企図する「帝国のエリート」だった。「わたしがイギリスの市民としての諸権利を要求したとすれば、イギリス帝国の防衛に参加することもまた当然わたしの義務であると思った。その頃

⁵⁴ 中野『戦争のるつぼ』。

⁵⁵ 最上『国連とアメリカ』；篠原『国際連盟』

わたしは、イギリス帝国の枠内で、またそれを通してのみ、インドは完全な解放を実現できる、という見解を持っていた。」⁵⁶

「今はもう躊躇してはいけない。この戦争が続く限り、我々の特殊な苦情を忘れ、デモクラシーのために戦っている我が白人市民や同盟諸国民と、互いに肩を組んで戦列を固めようではないか。」

そのように主張し、運動の一時棚上げを示唆したのは全米黒人向上協会（National Association for Advancement of Colored People : NAACP⁵⁷）の指導者の一人である W・E・B・デュボイス（W.E.B. Du Bois）だった。デュボイスを含む多くの黒人運動の指導者たちは、大戦に協力することが経済生活においても法的政治的権利の面においても機会の獲得につながるだろうと考えていた。戦後ヨーロッパから黒人兵が復員してくるや否や、デュボイスの編集する NAACP の機関誌『クライシス』は彼ら黒人兵が軍隊生活で耐え忍んできた不公平な処遇を紹介した。「帰還兵士」と題された論説でデュボイスは、黒人は戦争から帰還し、我々の闘争に復帰するのだと書いた。「民主主義への道を開け。我々は民主主義をフランスで救った。そして今度は、我々は必ずアメリカ合衆国で民主主義を救うのだ。」

58

ガンジーやデュボイスの歴史経験が象徴するのは、総力戦としての第一次世界大戦への参戦によって促進された各国の社会秩序の流動化と人種関係の緊張である。総力戦は政治・経済・社会・文化などあらゆる領域の物的人的資源を総動員して遂行される。総力戦において、国家は統治下の人々に戦争への積極的貢献を期待する。軍需生産のための労働力として、あるいは前線で戦う兵力として、人々は国家に貢献することが求められるのである。必然的に、総力戦は国内（帝国内）の人口移動、産業構造の変化、階級構造の変化を伴った。さらに、総力戦に臨む国家は、様々な社会改革を実施し、既存の社会秩序のはらむ矛盾や社会問題の改革に取り組まざるを得なくなる。戦争協力と貢献への見返りを国民に提供することを余儀なくされるのである。戦争への協力と引き換えに実現される女性参政権、労働者の団結権の承認、労働組合の政権運営への参画、植民地の将来の自立、福祉国家的政策など、総力戦はそれまで二級の地位に甘んじていた人々にとっては、紛れもなく地位向上の機会の到来を意味していた。戦時の総力戦体制とは、そうしたマイノリティの上昇意欲を戦争遂行

⁵⁶ 木畑洋一『二〇世紀の歴史』（岩波新書、2014年）、79；マハトマ・ガンジー『ガンジー自伝』（中公文庫、1983年）、165。

⁵⁷ NAACP は米国において最も著名な公民権運動団体の一つである。その通史としては例えば Patricia Sullivan, *Lift Every Voice: The NAACP and the Making of the Civil Rights*, (The New Press, 2009)を参照。

⁵⁸ ジョン・ホープ・フランクリン『アメリカ黒人の歴史』（研究社出版、1978年）、352；ラングストン・ヒューズ『自由のための戦列 NAACP の記録』（小川出版、1970年）、32。

に回収しようとするものであった。

こうして総力戦の社会変動のなかで惹起される民衆の意識化と主体化によって流動化する社会秩序をいかに再編していくか。それが戦勝国・敗戦国を問わずどの国においても戦後に向けた重要な課題となる。総力戦への貢献を通じた地位向上戦略を展開した人々と、戦前の古い社会秩序への復帰を是とする人々との間の対立と葛藤は、近代にあってどの国のどの戦争においても戦後社会秩序の再編過程において中心的な対立軸を構成した。

秩序の再編劇は国境の枠内にとどまらない。前述のように、米大統領ウィルソンが戦後世界の秩序原理として提唱した「14カ条原則」は、第一義的にはロシア革命の「平和に関する布告」に対抗するために発せられた理念であり、「民族自決」は主として中東欧における国境の画定と国際秩序の安定化を目的としたものであった。だが、総力戦としての第一次世界大戦によって、国家と社会は新たな関係性のなかに置かれようとしていた。それまで劣位に置かれていた人々の意識化と政治的主体化は、ウィルソンの理念を、その意図を離れて独り歩きさせていく。それは第一次世界大戦後の国際秩序を形作ることになるのである。

2-2. 「ウィルソニアン・モーメント」

仏領インドシナから宗主国フランスに渡り、ジャーナリストとして活動していた阮愛國（グエン・アイ・クオク、Nguyen Ai Quoc）は、ウィルソンの「14カ条」に刺激を受けていた。彼は「自決権、立憲政府、民主主義的自由、法の下での平等、出版・結社・集会の自由」といった事柄を含んだ8項目を発表し、パリ講和会議の場でウィルソン大統領に提出しようとして試みていた。

彼の試みは成功しなかった。ウィルソンに会うことは叶わなかったのである。だが、パリ講和会議という大舞台の場で、世界の指導者たちに接触を試みた事実は、仏領インドシナの同胞たちに大きな衝撃を与えていた。「帝国主義者は、植民地市場を再分割するためヴェルサイユ会議を開いた。突然、かれらはグエン・アイ・クオクが出したベトナム自決権の要求に直面した。フランス人は、これを爆弾と呼んだ。われわれはこれを雷鳴と呼んだ。われわれは、おどろきあがらんばかりによるこんだ。われわれのうちだれが、これほど勇敢に立ちあがり、われわれのために要求を出した人物を尊敬せずにいられるだろうか。グエン・アイ・クオクの名はこうして、異常な魅力と呼んだのである。」このグエン・アイ・クオクこそ、後のホー・チ・ミン（Ho Chi Minh）である⁵⁹。

彼は祖国ヴェトナムの解放を願うナショナリストだった。彼のナショナリズムはニューヨークとロンドンを経てパリに渡る旅路から大きな影響を受けていた。彼のナショナリズムの特徴は、ヴェトナムの境遇を広く世界的な文脈の中で把握し、ヴェトナムに対する共感を広く国際的に獲得しなければならないと考えていた点にあった⁶⁰。南アのスマッツとは正反対の文脈ながら、彼のなかにおいてもナショナリズムと国際主義は矛盾なく併存してい

⁵⁹ チャールズ・フェン『ホー・チ・ミン伝』上（岩波新書、1974年）、65 - 67。

⁶⁰ 古田元夫『ホー・チ・ミン 民族解放とドイモイ』（岩波書店、1996年）、45 - 52。

た。

そして、ホー・チ・ミンの事例は、決して例外的なものではなかった。ウィルソンの理念とパリ講和会議の開催は、日本統治下朝鮮の独立運動を触発していた。1918年11月、米国では大韓人国民会が、李承晩ら三名を代表としてパリに派遣することを決定し、同時にウィルソン大統領に請願を提出した。上海では新韓青年党がやはりパリに代表を派遣することを決定し、また、党首の呂運亭がウィルソンに対して独立を求める請願を執筆した。ロシアでは全露韓族会がやはり代表をパリ講和会議へ派遣することを決定している。そして、東京では東京朝鮮留学生学友会が独立宣言書を発表し、ウィルソン及び英首相ロイド・ジョージ、仏首相クレマンソーに対して送付した。神田や日比谷等では大規模な集会とデモが催された⁶¹。

歴史家のエレス・マニラが「ウィルソニアン・モーメント」と呼んだように、総力戦の経験と戦時の理念の受容はこの時期、さらに英国の保護国エジプトやインドなど世界各地の人々を触発することになった。大戦時の総力戦を支えたインドに対して英帝国は報いることはなかった。民族運動の弾圧はエスカレートし、1919年3月のローラット法の制定に至った。ガンジーが英帝国に対する非暴力抵抗運動を開始するのはこの時期のことである。ウィルソン主義は中国にも大きな影響を与えた。外交官の顧維鈞は徐世昌大総統に対し、ウィルソンに親書を送ることを提案した。「貴大統領が国際連合会を組織することを主張し、国の大小強弱にかかわらず公理を維持し、世界の永久和平を保とうとなさっておられること、事は大きく、意は美しい。本大総統そして国民はともに心から深く感銘を受け、それが徹底的に推し進められて実を結び、世界に限なくその成果が行きわたることを期待している。」という内容の親書は、北京政府の閣議決定を経て、送付が決定されている⁶²。他方、中国ではパリ講和会議が日本による山東半島のドイツ権益の継承を承認したことに対する抗議運動が激化していた。この五・四運動は、パリ講和会議に出席している中国代表団を動かし、中国はヴェルサイユ条約に署名しなかった⁶³。エジプトではウィルソン大統領の参戦演説や「14カ条」原則がアラビア語に翻訳され、繰り返し報じられた。エジプトにおいて米国の外交は国益よりも理想に基づいたものとして表象され、エジプトのナショナリスト達は、講和は米国の掲げる理念に依拠しなければならないと結論付けていた。パリ講和会議に向け、ヒジャーズのファイサルを含む被抑圧諸民族の代表たちが民族自決を求めて続々とパリ入りしていた。砂漠のアラブが独立国の候補となる今、古代文明を有するエジプトが独立国と成りえないなどということがあり得るだろうか。エジプトのナショナリストたちの間でも民族自決についての機運が高まっていた。彼らはアラビア語で代表 (delegation) を意味するワフド党を結党し、エジプトの独立を綱領に掲げ、英

⁶¹ 趙景達『植民地朝鮮と日本』（岩波新書、2013年）、第二章。

⁶² 川島真「中華民国の国際連盟外交―「非常任理事国」層から見た連盟論―」緒方貞子・半澤朝彦（編著）『グローバル・ガヴァナンスの歴史的変容 国連と国際政治史』（ミネルヴァ書房、2007年）。

⁶³ 木畑『20世紀の歴史』、第二章。

当局に対してパリ会議への参加を求めた。さらに、パリへの渡航許可を出さない英国に抗議して、エジプトの民族自決を支持するように求める数十の請願がカイロの米国代表部へと寄せられていた⁶⁴。

このように人々はウィルソンの理念を、ウィルソンの意図から離れた形で受容し、独り歩きさせていく。それがその後の国際秩序の初期条件を形成するのである。

2-3. アメリカ黒人とアメリカ・ユダヤ人

アメリカ黒人やアメリカ・ユダヤ人もまた自分たちの立場を世界的文脈のなかで把握することによって世界の有色人種の地位向上運動を展開しようとしていた。元来ドイツや東欧からの移民であるアメリカ・ユダヤ人にとって、ヨーロッパのユダヤ人の安全の問題は他人事ではなかった。1912年から1913年のバルカン戦争の結果は、ヨーロッパのユダヤ人問題に新たな問題を惹起した。オスマン帝国の統治からキリスト教国の統治下へと移ったユダヤ人住民の問題である。イスラム支配下よりもギリシア正教国のほうが、反ユダヤ主義の傾向が強かった。ロシアにおけるポグロムの発生に対抗するために1906年に結成されたアメリカ・ユダヤ人委員会 (American Jewish Committee: AJC⁶⁵) はバルカンのユダヤ人の安全のために動き出した。1913年1月、列強による東欧の国境調整会議を前にして、AJCはタフト大統領に対して、「すべての人種・宗教の平等」などの条項を条約に組み込むことを求めるアピールを送付したのである⁶⁶。

第一次世界大戦が勃発すると、当初のAJCは中立を支持した。ロシアの反ユダヤ主義に対する批判的意識はもちろん持続していたが、ウィルソン政権が中立を宣言するなかでアメリカ・ユダヤ人が一方に肩入れすることは、ユダヤ人住民の二重忠誠 (dual loyalty) の疑念を強めることになりかねなかった。米国内では大戦勃発をめぐり、トマス・エディソン (Thomas Edison) らによる、ドイツ・ユダヤ資本家批判が展開されていた。米国のユダヤ系銀行とドイツ政府のつながりが非難的的となっていたために、AJCは反ロシア感情を表出させることには慎重だったのである。加えて、英仏政府が働きかけることでロシアのユダヤ人の地位が改善されることへの期待もあった。ゆえに、AJCは英外相エドワード・グレイに対して、ロシアがユダヤ人に市民権を付与すれば連合国の対外イメージを大きく改善することができるのではないかと訴えたのだ⁶⁷。

第一次世界大戦後のパリ講和会議の開催は、アメリカ黒人やアメリカ・ユダヤ人にとって、大きな機会として捉えられた。先述のW・E・B・デュボイスは、ウィルソン大統領がその理想主義的なレトリックとは裏腹に人種主義的な側面を強く有していることを見抜

⁶⁴ Manela, *The Wilsonian Moment*, 63-65.

⁶⁵ 類似した名称のユダヤ人団体は複数存在するが、AJCという略称は、本稿の検討対象であるアメリカ・ユダヤ人委員会を指すのが通例である。

⁶⁶ Naomi W. Cohen, *Not Free to Desist: A History of the American Jewish Committee*, (The Jewish Publication Society of America, 1972), 82-83.

⁶⁷ Cohen, *Not Free to Desist*, 87-89.

いていたが、それでもウィルソンの理念と国際連盟の構想に賭けようとしていた。彼は国際連盟での国際協力が米国内の人種問題廃絶のためのフォーラムになることを希望すると発言している。「アメリカの締めつけられた良心の前で成し遂げられないことを実現するより良い機会が組織された世界世論の前に存在するのだ。」⁶⁸

だが、ウィルソンはデュボイスとの面会を謝絶したのみならず、パリ講和会議の場において日本が提出した人種平等条項案を阻止することになる。デュボイスはパリ講和会議に並行して同じくパリの地において第一回パン・アフリカ会議を開催する。英米の反対を押し切って開催されたこのパン・アフリカ会議にはアメリカ、西インド諸島、アフリカ、ヨーロッパから 57 人の代表が参加し、植民地統治下に置かれるアフリカの諸民族を保護するために国際的な法を作ること、そのような法の遵守を保証すると同時にアフリカ諸民族の政治的・経済的利益を守り、促進する部局を国際連盟に設置することを講和会議に対して呼びかけた⁶⁹。デュボイスはパン・アフリカ会議を通じた活動の功績によって、「パン・アフリカニズムの父」とも称されることになる。

一方、アメリカ・ユダヤ人にとって、講和会議をロビー活動の場とする際に大きな論点として浮上するのは、誰がユダヤ人を代表するのか、という問題だった。早期にアメリカの主流社会に同化することに成功していたドイツ系ユダヤ人を中心とする AJC が得意とするのは、「外交交渉」だった。すなわち、当該国のユダヤ人住民の状況とニーズについての情報を収集し、問題の改善のために、各国の政策決定過程における適切なポイントで圧力を行使するのである。

そのような AJC のリーダーシップに対して、東欧・ロシア系ユダヤ人の諸団体は反対だった。諸団体の代表から成るアメリカ・ユダヤ人議会 (American Jewish Congress) を組織し、その枠組みのもとに講和会議にユダヤ人の声を届けるという発想が、多くのアメリカ・ユダヤ人の心を捉えた。東欧系ユダヤ人は、AJC のリーダーシップを「非民主的」であるとして反発したが、対する AJC は「議会」(Congress) という概念を批判した。AJC に言わせれば、外交問題は極めて微妙な政治的駆け引きを必要とするのであり、大衆集会のごとき組織形態で適切に対処できるはずがなかった。両者の路線対立の根底には、シオニズム (Zionism) に親和的な東欧系ユダヤ人と、「非シオニスト」(non-Zionist) である AJC の間の対立が存在した。アメリカの主流社会への同化を重視する AJC にとって、「議会」という表現はアメリカ・ユダヤ人が「国家内国家」(nation within a nation) であるかのような印象を与えることになり、都合が悪かったのである

⁶⁸ Azza Salama Layton, *International Politics and Civil Rights Policies in the United States*, (Cambridge University Press, 2000), 36; Mary L. Dudziak, *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy*, (Princeton University Press, 2000), 7.

⁶⁹ 千葉則夫『W・E・B・デュボイス 人種平等獲得のための闘い』(近代文芸社、2003年)、89。

70。

成果につながったのはやはり AJC の政治的技量だった。ユダヤ人にとって、講和会議の課題は、いかにして戦後のヨーロッパ国際秩序において「マイノリティ」の安全を確保するかという点だった。1918 年、独立を求めるロマン・ドモフスキらポーランド人指導者たちは支持を求めてアメリカ・ユダヤ人と接触した。対する AJC はポーランド新政府が憲法にユダヤ人住民の権利の保障を明示することを求めた。AJC はドモフスキらの反ユダヤ主義的な傾向を警戒していた。そこで 6 項目から成る具体的な権利保障の要求を作成し、ポーランド側に手交したほか、写しをヘンリー・カボット・ロッジ上院議員とウィルソン大統領に送付したのだった⁷¹。

2-4. 国際連盟とマイノリティの保護

最後に、講和会議の結果できあがった国際連盟の制度について、本稿の視点から重要な点を簡単に確認しておこう。総力戦の経験と戦時の理念が触発する人々の意識化によって、国際機構は戦後国際秩序のあり方をめぐる期待の結節点となるのである。本章冒頭で述べたように、設立された国際連盟についての歴史の再審が進行している。大国の侵略を前に成す術がなく、第二次世界大戦を防ぐことができなかつた無力な国際連盟というイメージとは裏腹に、近年の研究は国際連盟の意義と成果を明らかにしているのである。ここでは二点だけ確認しておこう。

第一に、国際連盟は国際関係の「民主化」の契機となった。1919 年のパリ講和会議で起草された国際連盟規約が、国際連盟の制度と構造について規定している。周知のように、国際連盟は「理事会」と「総会」、そして「事務局」から構成される。「総会」はすべての加盟国から構成され、各国が等しく一票の投票権を有した。それに対して、「理事会」は常任理事国と非常任理事国から成る。常任理事国となったのは英仏伊日の四大国であり⁷²、非常任理事国としては中小国から四か国が選任された。

当初の原案では、理事会は五大国のみによって構成されることが想定されていた。しかし、国際連盟規約起草の交渉の際に、ブラジルをはじめとする様々な中小国の代表による、大国支配への異議申し立てがなされた。その背景には、本章で確認してきたように、総力戦の結果としての自立志向が存在したと言える。カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南ア、インドといった英帝国自治領はそれぞれが英国とは別に独自の代表をパリ講和会議に派遣し、それぞれが強い自己主張を見せることもあった⁷³。中華民国にとっては、国際連盟は国家間の基本的平等とその下での、二国間関係では得られない地位向上を可能にする場だった⁷⁴。中国代表の顧維鈞は、「大国一国の国益は中小国一国の国益よりも大きいことは

⁷⁰ Cohen, *Not Free to Desist*, 90-93.

⁷¹ Cohen, *Not Free to Desist*, 110-112.

⁷² 後に、ドイツとソ連が加わる。

⁷³ 小川浩之『英連邦一王冠への忠誠と自由な連合』（中公叢書、2012 年）、第一章。

⁷⁴ 川島「中華民国の国際連盟外交」。

確かであろう。しかし50か国以上と思われる中小国の国益の全体よりも、大国一国の国益が大きいことは絶対でない。」と述べ、中小国の声を反映させることを求めた⁷⁵。英国は最後まで消極的だったが、議論の応酬の結果、最終的に中小国四か国を非常任理事国として理事会に加えることとなり、中小国の主張が認められたのである。

第二に、経済・社会領域における貢献がある。国際連盟は人道的、社会的、経済的な問題についての国際協力の枠組み形成に寄与し、労働条件の国際基準の設定や女性・子どもの売買禁止、アヘンの取り締まりなどに取り組んだ。

特筆すべきは、マイノリティの保護システムである。第一次世界大戦がヨーロッパの「マイノリティ」のナショナリズムを契機として勃発したがゆえに、「マイノリティ」保護が戦後国際秩序の要であると認識されていた。その背景には、欧米のユダヤ人団体がヨーロッパのユダヤ人の権利保護を求める運動を展開していたことがあった。ウィルソン大統領をはじめ列強の指導者も、この問題の重要性を認識していた。だが、英国のロイド・ジョージ首相は、「マイノリティ」という言葉を前面に出すことは、「国家のなかに国家をつくる」危険性があるとして躊躇した⁷⁶。ウィルソンは連盟規約に宗教差別の禁止に関する条項を挿入することを意図していたが、日本による人種差別禁止条項案の提出をめぐる政治過程の余波は、マイノリティ差別や宗教差別禁止に関する条項の挿入可能性を消し去っていく⁷⁷。

こうしてマイノリティの保護という課題は、国際連盟規約という一般的な方式ではなく、戦勝国と特定の新興国との間での個別のマイノリティ条約によって、当該国に対してマイノリティを保護することを規定するという制度が確立されるに至った。例えばポーランドとの間で結ばれた条約では、国民に法の前の平等、公私における差別禁止、マイノリティの言語による初等教育を受ける権利、国民でない住民に対する人身及び宗教の自由の保障、といったことが規定された。

列強は当初、これらの条約について宣言的効果を期待していたに過ぎなかったと言われる。条約に規定されたマイノリティの権利が侵害された場合、被害者自身が国際連盟に訴えることは可能なのか、それとも訴える主体は国家に限られるのか、といった論点が浮上したが、諸大国はマイノリティ住民を請願の主体とするには消極的だった。条約が明記したマイノリティの権利の「保証」の内実、すなわち実質的手続きは定まっていなかったのである⁷⁸。

しかし、その後の連盟とマイノリティ保護に関連する様々な条約や宣言が蓄積されるなかで、マイノリティが国際連盟に請願を持ち込むという、条約の履行プロセスが確立していった。1923年、国際連盟はマイノリティが連盟事務局のマイノリティ・セクションに請願

⁷⁵ 篠原『国際連盟』、41-43。

⁷⁶ 篠原初枝「国際連盟と少数民族問題—なぜ、誰が、誰を、誰から、どのようにして、保護するのか」『アジア太平洋研究』No.24, (March 2015)

⁷⁷ Cohen, *Not Free to Desist*, 110-115.

⁷⁸ 篠原「国際連盟と少数民族問題」、74-75。

を提出するための手続きについて以下のように制度化した⁷⁹。

- (1)マイノリティ条約の精神に合致するものであること
- (2)当該マイノリティとその政府の関係悪化を目指すものでないこと
- (3)匿名でないこと
- (4)用いられている言葉が暴力的でないこと
- (5)他の通常の方法で行われた請願と同じ情報を有していないこと

請願が行われたあとの取り扱いは以下のように定められた。

- (1)受理
- (2)当該関係国への連絡とその回答
- (3)理事国への連絡
- (4)連盟マイノリティ委員会での検討（事務局のマイノリティ部による情報収集と報告書の準備）
- (5)請願者への回答

こうした国際連盟のマイノリティ保護制度は、あくまでも旧来の帝国秩序が崩壊した後の中東欧地域において、マイノリティ問題が契機となって再び国際秩序が揺らぐことがないようにするために戦勝国と当該国の間で個別的に設けられた制度であり、その意味で普遍的な「人権」保護システムとは言えなかった。しかし、マイノリティ保護に国際機構が関与する仕組みを構築したという経験は、二次大戦後の「国際人権」レジームの土台となったということは、国際法学の領域においても指摘されるどころである⁸⁰。

⁷⁹ 篠原「国際連盟と少数民族問題」、77；Inis Claude, *National Minorities: An International Problem*, (Harvard University Press, 1955), Ch.2.

⁸⁰ 篠原『国際連盟』、112；金東勲『国際人権法とマイノリティの地位』（東信堂、2003年）、第一章；芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック 国際人権法』（信山社、2008年）、第一章；阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック 国際人権法（第3版）』（日本評論社、2009年）、第一章；田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』（岩波書店、1988年）、第一章。なお、連盟のマイノリティ保護システムから二次大戦後の国際人権への進歩史観を否定するのが、序章で言及したマーク・マゾワの論考である。Mazower, “The Strange Triumph of Human Rights”.

第二章 国際連合の設立と「人権」

第一節 第二次世界大戦のもたらしたもの

E・H・カーが戦後世界平和は革命的な社会変革を伴わなければならないと指摘したのは、世界の人々や運動が戦後国際秩序の構想に関心を持ち、変化を求める動きを前にしてのことだった。総力戦であり、人種戦争であった第二次世界大戦は、各国の社会において著しい人口移動、産業構造の変化を伴うとともに、政治的・社会的地位の向上を企図した人々の意識化を促していた。戦争の経験は植民地においても帝国支配の動揺と解体を促す契機となっていた⁸¹。米軍に所属して各地に展開する黒人兵士たちの境遇を調査すべく、世界各地の戦線を視察して回った NAACP の事務局長ウォルター・ホワイト (Walter F. White) によれば、「二次大戦は黒人に世界の他の有色人種や抑圧される人々との連帯感を与えた」のであり、「米国における黒人の闘いは、インドや中国、ビルマ、アフリカ、フィリピン、マラヤ、西インド、南アにおける帝国主義と搾取に抗する闘いの一部なので」あった⁸²。

米国の人種状況を世界的な文脈のなかで把握していたのは、ホワイトに限らなかった。20世紀の初頭より、アメリカ黒人は国際政治を人種という要因によって把握する視点を発展させていた。前述のように、NAACP の創設者の一人でもある W・E・B・デュボイスは、第一次世界大戦後のパリ講和会議に合わせてパン・アフリカ会議を組織し、植民地支配の下にあるアフリカの独立運動との協力を模索していた。と同時に、当時大国として台頭し、パリ講和会議の場で人種平等条項案を提出していた日本に期待をかけ、世界の有色人種解放のリーダーとして認識するようになっていた⁸³。1935年にイタリアがエチオピアに侵攻したことは、数少ない黒人独立国家の危機はアメリカ黒人と海外の抑圧された人々がパラレルな関係にあるという認識を強化する契機となった。デュボイスはこの時、アフリカ人とアメリカ黒人が置かれた境遇のリンクを指摘し、「世界の人種問題が解決されない限り、アメリカの黒人問題が解決されることは考えられない。」と述べていた⁸⁴。

反ファシズムの理念と帝国の維持という、二次大戦下の連合国の理念と政策の間の矛盾が顕現した場所の一つがインドだった。イギリス帝国の総力戦に動員される一方で、反英独立運動が展開されていた。アメリカ黒人はそのようなインドの闘いに関心を寄せ、自分たちの経験と結び付けてようとしていた⁸⁵。両者の連帯は双方向的なものだった。マハトマ・ガンジーは米大統領フランクリン・D・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) に宛てた書

⁸¹ Edward Hallett Carr, *Conditions of Peace*, The Macmillan Company, 1943, xxiii-xxiv.; 上杉忍『二次大戦下の「アメリカ民主主義」』(講談社、2000年); 木畑『二〇世紀の歴史』。

⁸² Walter White, *A Rising Wind*, (Doubleday Doran, 1945), 144.

⁸³ マーク・ガリキオ (著) 伊藤裕子 (訳) 『アメリカ黒人から見た日本、中国 1895-1945 ブラック・インターナショナルリズムの盛衰』(岩波書店、2013年)。

⁸⁴ Thomas Borstelmann, *The Cold War and the Color Line: American race Relations in the Global Arena*, (Harvard University Press, 2001), 28.

⁸⁵ ガリキオ『アメリカ黒人から見た日本、中国』、97。

簡において、「個人の自由や民主主義のために世界を安全にするために戦うという連合国の宣言は、インドやアフリカが英国によって搾取され、また、米国が黒人の問題を抱えている限り空疎なものに聞こえるだろう。」と、米国の黒人問題に言及していた⁸⁶。他方、43年にはインドの反英独立運動がさらに激化したが、アメリカ黒人はインド情勢に大きな関心を寄せていた。NAACPもまた英首相チャーチルに対し、逮捕されたガンジーの解放を要求したのだった⁸⁷。

そうした反植民地主義と反人種主義の潮流に、女性の地位や労働者階級の経済的社会的権利意識の普及といった潮流が合流することで、戦後へ向けた世界的な流れが形成されていく。戦後世界を司る原理として「国際人権」を求める運動がこうして台頭した。再びホワイトの表現を借りれば、二次大戦が終わろうとしていた時期にあって世界には「持てる者が排他的に維持しようとしている自由と繁栄の分け前を求める、持たざる者たちの決意の風が吹いている」のだった⁸⁸。

第二節 AJC の戦後構想の胎動

2-1. 米国のユダヤ人社会におけるシオニストと非シオニストのポリティクス

「決意の風」を受けたのは AJC も同様だった。元来、米国のユダヤ人社会においては、シオニズムに批判的な思潮が大勢を占めていた。米国の主流社会に同化することによる社会的地位の向上を企図していたアメリカ・ユダヤ人にとって、ユダヤ人国家の建国を追求するシオニズムの思想は、ユダヤ人の米国への忠誠に疑念を投げかけかねない危険な思想であった。また、シオニズムが反ユダヤ主義勢力によって利用されてしまう懸念も存在した。ユダヤ人国家の存在を口実に、米国からユダヤ人を追い出そうとする排外主義的な運動が生じることが懸念されていたのである。先述のように、ロシアにおけるポグロムの発生に対抗するために 1906 年に結成された AJC もまた、シオニズムとは距離を置く団体の一つだった。

そのような米国のユダヤ人社会の思潮は、1930 年代に大きく変化する。シオニズムを支持する世論が大きく台頭したのである。それは、直接的にはナチスの台頭とユダヤ人の迫害という欧州情勢に起因するものであったが、その根底には、20 世紀に入って以降徐々に進行していた米国のユダヤ人社会内部の構造変動が大きな要因として存在していた。AJC の構成に端的に表れているように、元来米国のユダヤ人社会はドイツ系ユダヤ人がほとんどを占めていた。だが、1880 年代から 1920 年代にかけて、東欧系のユダヤ人が新たに大量に流入したことで、米国のユダヤ人社会は量的にも質的にも大きく変容を見る。1880 年代の米国のユダヤ系人口は約 25 万人であったが、1920 年代には 400 万人に達する。その圧倒的多数がロシア・東欧系であった。元来シオニズムに親和的だった東欧系ユダヤ人にとっ

⁸⁶ Mr. Mohandas K. Gandhi to President Roosevelt, 1 July 1942, *Foreign Relations of the United States (FRUS), 1942. Vol. 1*, 677-678.

⁸⁷ “Hull and Halifax Confer on India”, *New York Times*, February 21, 1943.

⁸⁸ White, *A Rising Wind*, 155.

て、シオニズムは米国ユダヤ人社会においてドイツ系ユダヤ人が握るヘゲモニーに挑戦する際の、有力な旗印となっていた⁸⁹。

一方、ナチスの政権獲得後、欧州からパレスチナへのユダヤ人移民の数が増加の一途を辿り、問題を引き起こしていた。英国は1917年のバルフォア宣言において、ユダヤ人の民族的郷土の建設を承認していた。だが、30年代以降、拡大し続けるユダヤ人入植者コミュニティは、現地パレスチナのアラブ社会との間で軋轢を引き起こし、緊張は沸点に達していた。パレスチナを委任統治する英国は、対独戦略や中東における影響力維持の観点からアラブ諸国の意向に配慮を示す必要に迫られていた。1939年のマクドナルド白書の公布によって、英国はバルフォア宣言の無効化を決定する⁹⁰。

英国の路線転換を前にして、それまで英国との交渉の下にユダヤ人の民族的郷土の建設を目指してきたシオニストは失望した。その結果、シオニストの運動の焦点は、英国から米国へと移っていく。シオニストは1942年にニューヨークでビルトモア会議を開催し、米国のシオニストを結集し、ユダヤ・コモンウェルスの建設を決議した。さらに翌1943年には、米国のユダヤ人団体の結集を試みるためにアメリカ・ユダヤ人会議（**American Jewish Conference**）が結成される。シオニストを警戒するAJCも、会議は欧州のユダヤ人の救済を議題とすること、ユダヤ人国家建設についての議論は棚上げとすること、といったことを条件に会議に参加した。だが、会議は終盤においてシオニストに主導権を握られ、「パレスチナにおけるユダヤ・コモンウェルス」の建設が決議された。反発したAJCは43年10月、アメリカ・ユダヤ人会議を脱会する⁹¹。だが、このとき既に世論の大勢はシオニストの側に傾き始めていた。AJCの戦後構想が胎動する背景には、このような米国ユダヤ人社会のコンテクストが存在したのである。

2-2. AJCの戦後構想

1941年の大西洋憲章（**Atlantic Charter**）が示すように、連合国は戦争の目的として、全ての人間が恐怖と欠乏からの自由の下に生きられることを確かなものとするを掲げていた。そこで表明された理念は、当事者である米英首脳の思惑を大きく超えて、世界の中小国や活動家、非政府組織を触発し、戦後世界のあり方について構想せしめることになる⁹²。

⁸⁹ Thomas A. Kolsky, *Jews Against Zionism: The American Council for Judaism, 1942-1948*, (Temple University Press, 1990), 2.

⁹⁰ 臼杵陽『イスラエル』（岩波書店、2009年）、第三章。

⁹¹ アメリカ・ユダヤ人会議の過程については、Maroanne R. Sanua, *Let Us Prove Strong: The American Jewish Committee, 1945-2006*, (Brandeis University Press, 2006); ; Cohen, *Not Free to Desist*; 池田有日子「一九四三年アメリカ・ユダヤ人会議をめぐる政治過程—ホロコーストとユダヤ・コモンウェルス—」『法政研究』78号、2011年を参照。

⁹² Lauren, *The Evolution of International Human Rights*, Ch.5; Borgwardt, *A New Deal for the World*; 西崎文子「世界人権宣言とアメリカ外交」有賀貞（編）『アメリカ外交と人権』（日本国際問題研究所、1992年）。

AJC が戦後世界の構想に取り組み始めたとき、その念頭にあったのは「米国におけるおよそ 200 ものユダヤ人以外の各種諸団体が正常な戦後世界の確立のための構想を準備するのに活発に動いている」という認識であった⁹³。

AJC ははやくも 1942 年、平和・戦後問題研究所 (Research Institute on Peace and Post-War Problems) を設立する。その目的は、戦後直面することになる諸問題について情報を収集し、研究することによって新世界秩序の構想を準備することにあった。その年末の報告書からは、AJC の戦後構想の原型が浮かび上がってくる。連合国が勝利し、民主主義の原理が全世界に導入されることによって、理論的には各地のユダヤ人の平等が保障されるはずであった。だが、反ユダヤ主義が根深く蔓延している一部の国々においては、さらなる権利保障の枠組みが求められた。それゆえに、マイノリティ条約やその他の形態をとる国際的な仕組みの必要性が提起されたのである。さらに国際人権章典 (International Bill of Rights) を宣言することの必要性が提起され、ケンブリッジ大学で教鞭を取る国際法学者ハーシュ・ローターパクト (Hersch Lauterpacht) に「国際権利章典とそのユダヤ人及びユダヤ人問題への効果」について検討を依頼していることが報告されている。報告書にはさらに、各国のユダヤ系住民の権利侵害の歴史が素描されている他、戦後欧州のユダヤ人の援助と復興や移住と再定住の問題について、パレスチナを含む各国各地域への移民の可能性について調査を行っていることなどが報告されている⁹⁴。

AJC は翌 1943 年には他団体とともに戦後構想についての共同研究を実施している。戦後を睨んだ AJC の懸念は、第二次大戦後の米国が再び孤立主義に回帰していくことにあった。ナチスが振り撒いた反ユダヤ主義プロパガンダの影響は、簡単には消えないことが予測されていた。そのような状況で再び米国が欧州から手を引いてしまったら、戦後のユダヤ人は戦前以上に悲惨な境遇に置かれてしまうのではないかという危機感があった。だからこそ AJC はヨーロッパのユダヤ人住民の権利の国際的な保障システムを追求しようとしていたのである⁹⁵。

AJC はシオニストとは明確に距離を置いていたが、シオニズムを徹底的に拒絶する反シオニストを自認していたわけではなかった。パレスチナの将来について考慮することなしに、現実的な戦後構想を立ち上げることは不可能であるという認識がそこにはあった⁹⁶。1943 年に AJC 議長に選出されたプロスカ (Joseph M. Proskauer) の声明は、一方でパレスチナに関してはバルフォア宣言支持を表明し、英国にはマクドナルド白書を撤回することを要求するものであったが、他方でシオニストが追求したようなユダヤ・コモンウェル

⁹³ Boris Smolar, "What Jews will demand after the war", June 20, 1943, EXO-29, Box 45, Folder 802, YIVO.

⁹⁴ Max Gottschalk, "The American Jewish Committee Research Institute on Peace and Post-War Problems: Report for the Year 1942", Dec 31, 1942, EXO-29, Box 45, Folder 801, YIVO.

⁹⁵ Smolar, "What Jews will Demand after the War", EXO-29, Box 45, Folder 802, YIVO.

⁹⁶ *Ibid.*

スの建設は認めず、代わりに連合国によるパレスチナの信託統治を求めるというものであった⁹⁷。そして重要なことは、AJCにとって、パレスチナはユダヤ人問題の唯一の解とはなり得ないと考えられていたことである。ユダヤ人の大量移動が、各国のユダヤ系住民を、「望ましくない市民」の位置に追いやってしまう可能性を、AJCは懸念していたのである⁹⁸。

AJCはさらに翌44年、平和問題委員会（Committee on Peace Problems）を設置し、米政府や国務省への働きかけを活発化させていく⁹⁹。

第三節 国連憲章と「人権」

3-1. 国連憲章と「人権」

世界大戦は欧州の荒廃や帝国支配の動揺によって「力の真空」を生じせしめたが、他方で各国の社会秩序を流動化させていた。内外の秩序の動揺がどう絡み合い、再編されていくのか。そこに「マイノリティ」はどのような機会を見出し、行動したのだろうか。

第二次大戦中に連合国によって掲げられた「四つの自由」（Four Freedoms）や大西洋憲章といった理念に触発され、世界の国々や知識人、市民社会は戦後国際秩序の構想に関心を持ち、その中核となる国際連合へ期待を寄せ始めていた¹⁰⁰。NAACPやAJCもその例外ではなかった。国連憲章を完成させるべく各国代表が集った1945年のサンフランシスコ会議の場においても、積極的に国際人権にコミットし、自らのものとして体得しようとするデュボイスやホワイトらNAACPやAJCの姿があった。

ホワイトらは、米国代表団の顧問団の一員としてサンフランシスコに来ていた。当時、米国務省は、国際機構の創設に向け、アメリカ外交の民主的な基盤を創出することを試みていた。それは、孤立主義的な世論のゆえに国際連盟に加盟することができなかったという「歴史の教訓」を踏まえたものだった。国務省は米国内の各種市民団体を招き、米外交の近況や戦後に向けた米国の構想について逐一説明するとともに、諸団体による積極的なコミットメントを求めていた¹⁰¹。

では、国務省の招請に応じたNAACPの思惑は何だったのだろうか。アメリカ黒人にとっての前大戦の「歴史の教訓」は、戦後の黒人を標的とするリンチや人種暴動の発生と、雇用からの黒人の排除であり、米国の闘う総力戦への黒人の貢献が全く報いられなかったことであった。さらに、パリ講和会議において日本の人種平等条項案が欧米によって葬り去られたことも忘れ難い教訓であった。第二次大戦後にも同様の憂き目を見ることを避けるためには、国連を中核とする戦後秩序の形成過程で一定の影響力を持つ必要があるとされた。

⁹⁷ Sanua, *Let Us Prove Strong*, 21.

⁹⁸ Slawson to Berne, Nov 9, 1944, EXO-29, Box 52, Folder 5, YIVO.

⁹⁹ Proskauer to Cordell Hull, Aug 9, 1944, EXO-29, Box 32 Folder 576, YIVO.

¹⁰⁰ Borgwardt, *A New Deal for the World*.

¹⁰¹ Andrew Johnstone, “Creating a “Democratic Foreign Policy”: The State Department’s Division of Public Liaison and Public Opinion, 1944-1953”, *Diplomatic History*, Vol.35,3,(2011), 483-503.

デュボイスは国務省に対して、サンフランシスコ会議に米国代表団顧問の一員として NAACP が参加できるようロビー活動を展開した¹⁰²。その努力が功を奏し、45年の4月2日、国務省はサンフランシスコ会議米国代表団顧問の一員として NAACP を正式に招請した¹⁰³。NAACP は、事務局長のホワイトを米国代表団顧問に任じ、デュボイスとメアリ・M・ベシューン (Mary Mcleod Bethune) の二人を副顧問とする陣容でサンフランシスコ会議に臨む。

他方、アメリカ・ユダヤ人の戦後国際秩序形成過程への積極的な参加は、それまで温めてきた戦後構想実現のための活動の一環であったが、そこにはヤルタ会談の帰結に対する批判的問題意識が存在した。1945年2月に米英ソ首脳によって開催されたヤルタ会談では、国連創設会議であるサンフランシスコ会議への出席資格を、枢軸国との交戦国に限定することが発表された。その結果、エジプトやトランスヨルダン、シリアやレバノンといったアラブの国々が、駆け込みで対独宣戦布告し、国連創設会議への参加資格を獲得する。AJC はこうした情勢を懸念していた。その懸念は、サンフランシスコ会議においてアラブの利益を代表するアラブ・フロントの影響力が増大することにあった¹⁰⁴。実際、この1945年にはアラブ諸国が米国でのロビー活動を目的としたアラブ・オフィス (Arab Office) を設立しており、アメリカのパレスチナ政策への影響力の構築を試み始めていた¹⁰⁵。

こうした情勢を懸念していたのはシオニストも同様だった。彼らの認識では、ナチス政権の成立した1933年より、ユダヤ人はナチスとの戦争状態にあった。にもかかわらず、彼らにはサンフランシスコ会議への参加資格がなく、一方で駆け込み参戦したアラブ諸国は会議での発言権を有するのである。ユダヤ人にも国際社会の中での代表権 (representation) が与えられてしかるべきであろう。それがシオニストの認識だった¹⁰⁶。結局のところ AJC もシオニストも、国際会議の場における独立した代表権を勝ち取ることはできなかった。国際会議の場において米国代表団に顧問団体として加わることは、主権国家を持たないユダヤ人にとって、戦後国際秩序の形成過程に影響力を行使する貴重な回路だったと言えるだろう。

かくしてシオニスト主導のアメリカ・ユダヤ人会議とともに、AJC はプロスカ、ヤコブ・ブラウスタイン (Jacob Blaustein)、サイモン・シーガル (Simon Segal) といった陣容で、米国代表団の顧問団体の一員としてサンフランシスコ会議に参加した。政権は当初、

¹⁰² Du Bois to The Secretary of State, March 10, 1945. Edited by Herbert Aptheker, *The Correspondence of W.E.B. Du Bois: Volume III*, (The University of Massachusetts Press, 1978), 6-7.

¹⁰³ Benjamin Gerig to Du Bois, April 2, 1945. *ibid*, 7-8.

¹⁰⁴ "Recent Developments on Palestine and The Arab World", Apr, 1945, EXO-29, Box 31, Folder 562, YIVO.

¹⁰⁵ Rory Miller, "More Sinned Against than Sinning? The Case of the Arab Office, Washington, 1945-1948," *Diplomacy and Statecraft*, 15:2(2004), 303-325.

¹⁰⁶ Augusta Cohen, "Reaction to Events Overseas", *American Jewish Year Book*, Vol.47, 303.

シオニストがパレスチナについて米国の国益に沿わないようなコミットメントを求めてくることを警戒し、非シオニストである AJC のみを顧問団体として招くことを考えたが、外交の民主的基盤を構築するうえで一勢力を選び、他を排除することは難しかったのである¹⁰⁷。この時の AJC とシオニストのスタンスを比較すると、パレスチナに関して、アメリカ・ユダヤ人会議がユダヤ人問題の解決のためにはユダヤ・コモンウェルスの設立が不可欠と主張したのに対し¹⁰⁸、AJC は国連に責任を負う国際的信託統治体制の下で、すべての住民の基本的権利を守るような自治的コモンウェルスの模索を主張していた点に違いが見られる¹⁰⁹。だが、国際人権章典 (International Bill of Rights) を作ることの重要性を強調する点において、両者は一致していた。

サンフランシスコ会議の開会に当たってトルーマン大統領 (Harry S. Truman) は、前任者であるローズヴェルト大統領の戦後構想を引き継ぎ、人権について宣言することの重要性を強調した¹¹⁰。だが、既に前年のダンバートン・オークス会議で起草されていた国連憲章草案の人権条項は、抽象的な上に内政不干涉原則によって有名無実にされていた。会議に臨む中国政府内では人種平等条項を提案する動きも見られたが、良好な対米関係を重視する蒋介石と顧維鈞によって撤回された¹¹¹。主権を侵されることを恐れる国務長官ステティニアス (Edward R. Stettinius) は、サンフランシスコに集った顧問諸団体に対して、ダンバートン・オークス草案以上の「人権」の承認を確保する見込みはないと明言した。そのような米国代表団の消極姿勢に抗して、顧問団を構成する諸団体が「人権」の重要性を強調した。プロスカーはもしこの問題について何もなされなければ、アメリカの人びとは失望するだろうとコメントした¹¹²。ホワイトもまた、植民地やその他の従属地域の人々のことを「人権」の概念の枠内に含めることの重要性を主張したのだった¹¹³。

だが、米政府にはなかなか「人権」に踏み込むことができない理由があった。確かに「人

¹⁰⁷ James Loeffler, "'The Conscience of America': Human Rights, Jewish Politics, and American Foreign Policy at the 1945 United Nations San Francisco Conference," *The Journal of American History*, 100, No.2, 2013.

¹⁰⁸ Samuel Dinin, "Zionist and Pro-Palestine Activities", *ibid.*, 330 ; Memorandum Submitted to the United Nations Conference on International Organization at San Francisco by the World Jewish Congress, American Jewish Conference and Board of Deputies of British Jews, 25 April, 1945, Box5, Henry Reiff Papers, Harry S. Truman Presidential Library, Independence, MO. (hereafter: HSTL)

¹⁰⁹ *To the Counselors of Peace: Recommendations of The American Jewish Committee*, March, 1945, Website of the AJC archive, <http://www.ajcarchives.org/AJCArchive/FileViewer.aspx?id=15703> (2013年6月13日閲覧)

¹¹⁰ H・S・トルーマン『トルーマン回顧録 [1]』(恒文社、1992年)、204。

¹¹¹ 段瑞聡「蒋介石と国連の成立：ダンバートン・オークスからサンフランシスコへ」『中国研究』6、2013。

¹¹² Loeffler, "'The Conscience of America," 415.

¹¹³ Mary Ann Glendon, *A World Made New: Eleanor Roosevelt and the Universal Declaration of Human Rights*, Random House, 2002, p.17.

権」は国際的に一致して推進されるべき課題だった。二次大戦の惨禍とホロコーストの衝撃は、「人権」の国際的保護を喫緊の課題として認識させていた。それは戦後構想の一環として、大西洋憲章などを通して既に表明していたアメリカ外交の国際公約でもあった。他方、国家主権への執着も根強く存在した。「人権」を強調され、国家主権が制約されてしまうおそれのある国連憲章では、南部の保守派や議会の反発を招き、米国の国連への加盟を再び妨げられてしまう。それだけは回避しなければならない。それがアメリカ外交にとっての「歴史の教訓」であった。

ところが、会議ではインドやエジプト、フィリピン、フランス、キューバ、ニュージーランドなど多くの国々から人種平等を求める修正案が提起される¹¹⁴。AJC と NAACP を含む米国代表団の顧問諸団体もまた声明を発表し、「人権」を求めている¹¹⁵。国家主権の論理と、「人権」を求める声とが交錯するこのジレンマは、やはり内政不干涉原則を保障する国内管轄権の設定によって解消されることになる。憲章第一条はその第三項において、「人種、性、言語または宗教による差別なく全ての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を謳った。他方、第二条ではその第七項において、「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではない」とされていた。国連の目的として「人権」が強調されつつ、その保護の実施はあくまで各国の責任においてなされるべきものとされたのである。

完成した国連憲章について、デュボイスは批判的だった。彼の問題意識は、主権国家からなる国際連合において、特にアフリカの植民地住民の声は誰が代表するのかという点にあった¹¹⁶。ホワイトもまた、「憲章は妥協に基づいて作られたあらゆる文書同様に不完全な文書であり、地平線の彼方にわずかに希望が見えるだけである」と表現し、批判した¹¹⁷。

第四節 国連憲章第 71 条の意味

本稿の問題意識に照らしたとき、国連憲章においても一つ特筆されるべきは第 71 条の存在である。憲章第 71 条は「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体と協議するために、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後に国内団体との間に行うことができる。」と規定している。主権国家から成る国際連合への非政府主体の関与を制度的に承認したという点で、この第 71 条は大きな歴史的意義を持っていると言える。

¹¹⁴ Lauren, *The Evolution of International Human Rights*, 181.

¹¹⁵ “Statements By Consultants”, *FRUS, 1945, Vol.1*, 532.

¹¹⁶ Du Bois to the Editor of the New York Times, November 1, 1946, *The Papers of W.E.B. Du Bois* (マイクロフィルム資料、一橋大学附属図書館所蔵), Reel 59, Frame 00120-00123.

¹¹⁷ Walter White, *A Man Called White*, The University of Georgia Press, 1995, 298.

この第 71 条もまた、サンフランシスコ会議における米国代表団の顧問団体によるキャンペーンの成果であった。顧問諸団体の代表らは、国連憲章草案が安全保障に偏重し、経済・社会問題を軽視していたことを批判し、経済社会理事会の設立と、民間団体との協議システムの設定を、米国政府に求めたのである。サンフランシスコ会議の終了後、米国代表団の首席を務めた国務長官ステティニアスは、トルーマン大統領に対して以下のように報告している。「経済社会理事会の権限に属する国際的諸問題に関心をもつ国内および国際的非政府組織を通して何らかの秩序だったチャンネルをもつことを望んでいたアメリカの民間団体を代表した顧問たちとアメリカ政府代表団との間の緊密かつ実りある協力は彼らの見解を会議に反映することができた。これまでに例を見ないほどの協力と全員の一致でアメリカの農業、実業、教育および労働の分野の主要な組織を代表する顧問たちは国内および国際非政府組織と経済社会理事会との間の協議を規定した一項目を憲章に加えることを提案した勧告をアメリカ代表団に提出した。憲章第 71 条がこの提案に対する会議の回答である。」¹¹⁸

しかし、この 71 条の成立過程については米国の顧問諸団体の活動だけではなく、もう一つの要因を押さえておく必要がある。世界労働組合会議（World Trade Union Conference, WTUC）である。35 か国の 48 組合を束ねるこの国際組織は、6000 万人の労働者を代表した。米国の産業別労働組合会議（Congress of Industrial Organization, CIO）も含まれている。ソ連の影響力の強い WTUC もまた、サンフランシスコ会議への正式参加と、国連安保理と経済社会理事会における特別な地位を求めた。ソ連代表団によってバックアップされた WTUC だったが、結局会議での正式参加は認められなかった。しかし、NGO という概念自体に馴染みのない当時の世界にあって、各国の労働組合から構成される巨大な国際的民間団体の有する存在感は、米国の顧問諸団体の活動を後押しする雰囲気醸成したと言われる。

とはいえ、WTUC をめぐる米国の態度は微妙だった。CIO が WTUC に参加する一方で、アメリカ労働総同盟（American Federation of Labor, AFL）は反共主義的な性格が強かった。両団体は戦間期から路線対立を見せていた。CIO が WTUC に加わったのに対して、AFL は国際労働機関（International Labor Organization, ILO）を支持していた。

ここで再び憲章 71 条を確認しよう。それは、「この取極は、国際団体との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後に国内団体との間に行うことができる。」と規定している。NGO についての「国際」と「国内」の区別は、米ソの妥協の産物だった。米国政府にとって、経済社会理事会の協議対象として、WTUC に対抗するためにも、国内団体を含める必要があった。他方、ソ連は国際団体のみ限定することを主張していた。米国はそれまでサンフランシスコ会議において、いかなる NGO にも公式の参加資格

¹¹⁸ Report to the President on the Results of the San Francisco Conference by the Chairman of the United States Delegation, the Secretary of State, (Department of State Publication 2349, June 26, 1945), 27-28. 引用は加藤俊作『国際連合成立史一国連はどのようにしてつくられたか』（有信堂、2000年）、108.

を与えることに反対していた。正式な代表権を追求したユダヤ人の求めが叶わなかったことは先に見た通りである。しかし、その米国が、国内団体に国連経済社会理事会との協議資格を付与するよう提案し、各国の理解を求めた結果として、憲章 71 条の条文が起草されたのだった¹¹⁹。

¹¹⁹ 馬橋憲男『国連と NGO 市民参加の歴史と課題』（有信堂、1999 年）、第一章。

第三章 「ユダヤ人問題」の解を求めて —アメリカ・ユダヤ人委員会(AJC)、国際人権とイスラエルの建国—

第一節 はじめに

1946年2月。米国国連代表団の一員にして国連人権委員会の議長を務めるエレノア・ローズヴェルト(Eleanor Roosevelt)が、ドイツ・フランクフルト近郊のツィールハイムのユダヤ人難民キャンプを訪れた。彼女はこのときのエピソードをこう書き残している。

「私は戦争の狂気と残虐さによって家族を奪われてしまった年老いた女性を覚えています。私は、彼女が何者なのか知りませんでしたし、私たちはお互いの言葉話すこともできませんでした。ですが彼女は、ぬかるんだ道にひざまずき、私の膝にしがみつき、何度も呟くのです。「イスラエル！イスラエル！イスラエル！」と。彼女の憔悴しきった顔を目にし、そして彼女の老いた声を耳にしたとき、私はその小さな土地がとてもたくさんの人々にとって何を意味しているのか、初めて理解したのでした。」¹²⁰

老女が切望したイスラエルの建国は、1948年5月14日に実現を見る。それは、彼女のような第二次世界大戦とナチズムの時代を生き抜いたヨーロッパの多くのユダヤ人にとって歓喜の瞬間であった。そして、それはまた、長きに渡ってパレスチナにおけるユダヤ国家の建設を画策し、活動してきたシオニストたちの、紛れもない勝利の瞬間だったのである。ホロコーストで頂点に達した「ユダヤ人問題」に対し、シオニストと国際社会は、ユダヤ人国家の建国という処方箋をもって一つの解としようとしたのだった。

だが、このような希望と興奮の入り混じる、イスラエル建国にまつわる物語とは裏腹に、全てのユダヤ人が一貫してシオニズムとユダヤ国家の建国を支持していたわけではない。特に米国のユダヤ人社会においては、シオニズムと距離を置く非シオニスト(non-Zionists)や、シオニズムに徹底して批判的な反シオニスト¹²¹(anti-Zionists)が一定の影響力を有していたのである。本章は中でも特に、非シオニスト団体であり、米国のユダヤ人社会において大きな影響力を有していたアメリカ・ユダヤ人委員会(American Jewish Committee: 以下AJC)の、「国際人権」に依拠した戦後構想と活動に注目するものである。AJCの戦後構想とはどのようなものだったのだろうか。彼らにとって、「国際人権」とは何だったのだろうか。そして、彼らの構想はどの程度リアリティを持ち得たのだろうか。それが本章の問いである。

従来、イスラエルの建国に連なる歴史が叙述されるとき、考察の対象となるのは主としてシオニストの思想と活動であった。今日の中東の政治状況が念頭に置かれ、そのイメージが過去に投影されるがために、イスラエル建国に連なる歴史は、テオドール・ヘルツルからダ

¹²⁰ Eleanor Roosevelt, *The Autobiography of Eleanor Roosevelt*, (Da Carpo, 1992), 310.

¹²¹ 反シオニスト団体として典型的なのが、ユダヤ教のためのアメリカ会議(American Council for Judaism)である。Kolsky, *Jews Against Zionism* を参照。

ヴィド・ベングリオンに至る、ユダヤ人国家の建設に邁進したシオニスト諸勢力の歴史として叙述されることになる。そこには、シオニズムと一線を画した勢力の思想と運動に焦点が当てられる余地はほとんどなかった。だが、歴史は単線的なプロセスではない。ありえたかもしれない別の道がなぜ実現しなかったのか。非シオニストの戦後構想はなぜリアリティを持ち得なかったのか。このような問いを立てて検討することは、イスラエル建国というシオニストの戦後構想のリアリティを裏側から再考することに他ならない。

イスラエルの建国を取り巻く 1940 年代の政治状況についての先行研究としては、米英関係やシオニストの活動を考察の対象とした研究に大きな蓄積が存在する一方で、AJC に焦点を当てて考察したものはほとんどない。AJC は、国連を舞台とする国際人権の潮流にコミットした非政府組織のなかでもとりわけ主導的役割を演じてきたこともあり、国際人権研究の先行研究においてしばしばその名が言及される存在である¹²²。だが、それらの研究は、国際人権の潮流の歴史を大きく俯瞰することを目的とするものであるがゆえに、AJC の構想と活動を、ユダヤ人運動史やパレスチナ問題史の文脈において内在的に理解するものとはなっていない。

ユダヤ人運動を専門的に扱い、国際人権との歴史的関係を通史的に論じるものとしてはゴルチンスキーによる研究がある¹²³。だが、彼の研究では 40 年代の分析が極めて薄く、また、国際人権にコミットした各国のユダヤ人運動団体が多数紹介される一方で、シオニストの団体が叙述と分析の中にほとんど登場しないなど、当時のユダヤ人運動内部の多様性と葛藤の捨象が目につくものとなっている。

一方、AJC の国際人権への取り組みを米国のユダヤ人社会の文脈から読み解いたものとしては、先述のロイフラーの研究があるが、前章で扱ったサンフランシスコ会議における AJC の活動を主たる検討対象とするものであり、戦後のパレスチナ問題の展開やイスラエルの建国に至る政治過程が議論の射程に及んでいない¹²⁴。

他方、AJC の通史的研究としては、優れた研究書が複数刊行されており¹²⁵、本稿も多くを学んでいる。だがそれらは、本章の検討対象である 40 年代後半については主として公刊されている会報 (*The Committee Reporter*) に依拠し、文書館資料をほとんど用いていないため、事実関係の記述に留まる傾向が強く、AJC が国際人権の追求にどのような意図を込め、活動していたのかが見えてこない。また、これらの研究は、AJC の展開した諸活動をテーマ別に分けて叙述していく傾向が強く、AJC が直面した複数の 이슈が絡み合う複雑な政治状況を捉えられていない。後述のように、国際人権に依拠しながら「ユダヤ人問題」の解を模索していた AJC の戦後構想と活動は、戦後ヨーロッパの難民(DP)問題やパレ

¹²² Lauren, *The Evolution of International Human Rights: William Korey, NGOs and the Universal Declaration of Human Rights*, (Palgrave, 1998)

¹²³ Michael Golchinsky, *Jews and Human Rights: Dancing at Three Weddings*, (Rowman & Littlefield, 2008)

¹²⁴ Loeffler, “The Conscience of America”.

¹²⁵ Sanua, *Let Us Prove Strong: Cohen, Not Free to Desist*.

スチナ現地情勢、米国移民法体制、そして米国内外のシオニスト諸勢力の活動との連関のなかで変容を迫られるのであり、その動的なプロセスを把握する必要があると言える。

本章はこうした先行研究を踏まえつつ、一次史料に基づいて、AJC は国際人権にどのような意図を込めていたのか、シオニストとの関係性や情勢の展開のなかで、AJC の活動はどのような経緯で変容していったのか、といった点を検討するものである¹²⁶。今日の AJC は、イスラエル・ロビーの一翼を担う有力団体となっている。非シオニスト団体としてスタートした AJC が、なぜ、どのようにしてイスラエル・ロビーの一角を占めるに至ったのか。本章ではイスラエル建国前後の時期に焦点を当てることで、アメリカ・ユダヤ人とイスラエルとの歴史的関係を考えるための糸口を探ってみたい。

第二節 戦後ヨーロッパの DP 問題とパレスチナ問題のはざま

前述のように、シオニズムについて AJC が懸念していたのは、ユダヤ人国家の建設がもたらす負の影響だった。ユダヤ人国家の建国や、パレスチナへのユダヤ人の大量移動が、世界の反ユダヤ主義によって利用され、各国在住のユダヤ系住民の排斥が促進されてしまう可能性を恐れていたのである。ゆえに、AJC はユダヤ人問題の解を、パレスチナにおける国家建設ではなく、世界各国におけるユダヤ系住民の権利の国際的な保障体制の確立に求めている。このような AJC の活動は戦後も継続する。1946 年には旧枢軸 5 カ国とのパリ講和条約に向けて、他のユダヤ人団体と共同で人権条項案を考案し、米国務長官をはじめとする関係者に働きかけた¹²⁷。

国際人権を追求する AJC の活動の背景には、当時世論の支持をつかみ、勢いづいていたシオニストからの行動の独立を維持し、「シオニストの尻の尾」にはならないという決意があった。AJC にとって、パレスチナはユダヤ人の生活の最終目標 (end-all) でもなければ、すべて (be-all) でもなかった¹²⁸。

だが、1946 年の夏以降、こうした AJC のパレスチナについての立場が徐々に変容していくことになる。現地のユダヤ人社会を代表する組織であるユダヤ機関 (Jewish Agency) と連携し、パレスチナ分割を支持する方向へと舵を切るに至るのである。背景にあったのは、戦後ヨーロッパのユダヤ人 DP (displaced persons) 問題と、パレスチナ現地情勢の激化という二つの問題が絡み合い、デッドロック化していく極めて困難な政治状況であった。

¹²⁶ 史料として、The Archives of the YIVO Institute for Jewish Research at the Center for Jewish History, New York, NY.所蔵の American Jewish Committee collection (以下 YIVO)、American Jewish Committee Archives, New York, NY.所蔵の FAD Foreign Affairs Department Series1. (以下 AJCA)、The Jacob Rader Marcus Center of the American Jewish Archives, Cincinnati, OH.所蔵の American Jewish Committee Records (以下 AJA) を主に用いる。

¹²⁷ “Human Rights in the Peace Treaties: Proposals of the American Jewish Committee”, Apr.1946, EXO-29, Box 17, Folder Human Rights, YIVO.; Proskauer to Byrnes, Apr 29, 1946, Box B8 Folder 39, AJA.

¹²⁸ Memo, Aug 21, 1946, EXO-29, Box 31, Folder 562, YIVO.

まず、ユダヤ人の運動がこの時期直面していた最も大きな課題は、戦後の欧州におけるユダヤ人 DP の問題であった。大戦とホロコーストを生き延びたものの行き場を失っていたユダヤ人は、DP として連合国救済復興機関（United Nations Relief and Rehabilitation Administration: UNRRA）の保護下にあった。連合国は基本的には DP を出身国に帰還させる方針だった。だが、ユダヤ人に関する限り、連合国の DP 政策は予期せぬ問題に直面する。戦後の東欧では反ユダヤ主義が再び高まり、ポーランドでは暴動や虐殺が生じていた。それゆえ、ドイツやオーストリアの米英軍占領地域に流入するユダヤ人 DP の数は、戦後も増大する一方だったのである。また、連合軍の運営する DP キャンプ内の過酷な環境が世論の批判を浴びていた。後に触れるハリソン報告が伝えるように、キャンプに収容されているユダヤ人の境遇は、ガス室や虐待がなくなったことを除けば、ナチスからの解放前とほとんど変わっていなかった¹²⁹。このような欧州のユダヤ人 DP をどうするかという問題こそが、あらゆるユダヤ人運動の共通の関心事となっていた。

二つ目に、パレスチナ現地の情勢が喫緊の課題となっていた。特に 46 年以降、パレスチナでは過激な修正主義シオニストの地下軍事組織によるテロ活動が激化していた。各地の交通機関や治安施設、そして英軍兵士が襲撃され、大きな被害が生じていた。英国側の取り締まりも激しくなり、パレスチナのユダヤ社会では、これ以上の暴力のエスカレートを避けたいユダヤ機関と、ますます過激化する修正主義武装勢力の間の路線対立が顕著になっていた¹³⁰。さらに、こうしたパレスチナ問題の展開は、パレスチナ現地のみならず、米国のユダヤ社会にも波及しつつあった。米国でも、一部の修正主義シオニストがパレスチナの過激な地下軍事組織を支援し、大規模なキャンペーンを展開していたのである¹³¹。

このような欧州のユダヤ人 DP 問題とパレスチナ問題という二つの問題に対して、米英両政府はどう対応したのだろうか。

ユダヤ人 DP の問題の解としてまず候補に挙げたのは、やはりパレスチナだった。1945 年に米政府が派遣したハリソン (Earl G. Harrison) を長とする視察団が提示した報告書は、欧州の DP キャンプの劣悪な環境の問題を指摘するとともに、10 万人のユダヤ人 DP のパレスチナへの移住を勧告していた¹³²。米国はこのハリソン報告を英政府に送付し、勧告に従ってパレスチナの門戸を DP に対して開くよう求めた¹³³。

だが、英政府の関心は中東における影響力の維持にあり、アラブ諸国の意向を無視してハ

¹²⁹ “Report of Earl G. Harrison”, August, 1945, Website of the United States Holocaust Museum, <http://www.ushmm.org/museum/exhibit/online/dp/resouec1.htm> (2013 年 6 月 9 日閲覧)

¹³⁰ Kolsky, *Jews Against Zionism*, 135-143.

¹³¹ 米国での修正主義シオニストの活動については、Rafael Medoff, *Militant Zionism in America: The Rise and Impact of the Jabotinsky Movement in the United States, 1926-1948*, (The University of Alabama Press, 2002) を参照。

¹³² “Report of Earl G. Harrison”, *op.cit.*

¹³³ Truman to Attlee, Aug 31, 1945, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS*), 1945(8), 737-739.

リソン報告を受け入れることはできなかった¹³⁴。ベヴィン外相 (Ernest Bevin) の率いる英国外交は、ユダヤ人 DP 問題をパレスチナ問題から切り離すべく、シオニストに対抗するプロパガンダ・キャンペーンを開始する。英国はユダヤ人 DP を DP 一般と区別された別個の集団として扱うことに反対した。英国によれば、ユダヤ人は他の DP 以上に苦難を被ったわけではなく、また、ユダヤ人 DP を一つの集団として扱うことは、ユダヤ人を別個の人種として構成したナチスの主張を受け入れることを意味するのだった¹³⁵。

英国が米国に対して提案したのが、パレスチナ問題に関する英米調査委員会の設置だった。1946年2月から活動を開始した同委員会は、5月にその調査報告書を発表する。その内容は、やはりパレスチナへの10万人の移住が現実的だというものであった。さらに報告書は、パレスチナにはアラブ国家でもユダヤ国家でもない、一つの民主主義国家を作ること、両コミュニティの憎悪が収まるまでは国連の信託統治下に置くことを提起していた¹³⁶。米国は英国に対し、同報告書をパレスチナ政策の出発点としてアラブ・ユダヤ両者と交渉を開始することを提起した¹³⁷。だが、この提案もまた、英国の受けるところとはならなかった¹³⁸。英国の立場としては、英米調査委員会の報告書の勧告を実行に移し、10万人のDPをパレスチナに受け入れるためには、まず非合法的なユダヤ人武装勢力を鎮圧・武装解除し、現地の秩序を回復させる必要があった。さもなければ、流入する10万人のDPは、過激化するユダヤ人武装勢力の格好の募兵対象となってしまうからである。だが、そのような治安回復のための軍事力の展開は、もはや英国単独では不可能であった。米国にパレスチナへのコミットメントの意思があるかどうか。それが明らかにされないことには、英国は調査委員会報告についていかなる決定も下すことはできないのであった¹³⁹。

米国にはパレスチナに軍事介入する準備も意思もなかった。欧州のDPとパレスチナの門戸開放をめぐる米英関係は行き詰まっていく。打開策を探るべく、1946年7月に提起されたのが、モリソン-グレディ案 (Morrison-Grady plan) であった。これはパレスチナを二つに分割した上で連邦化することを提案するものであった。領土の配分はアラブ、ユダヤ両コミュニティの人口比を反映して、ユダヤ側の領土が極めて小さくなっていた。また、防衛・外交・移民の入国管理といった権限は依然として英国が握ることになっていた。この案は、英米両国が妥協点を探ったものであったが、アラブ・ユダヤ双方から反発を受けたために、米国トルーマン政権も受け入れを拒否せざるをえなかった¹⁴⁰。

¹³⁴ Attlee to Truman, Sept 16, 1945, *FRUS*, 1945 (8), 740-741.

¹³⁵ Arie J. Kochavi, "Britain's Image Campaign against Zionists," *Journal of Contemporary History*, Vol.36, No.2, 2001.

¹³⁶ Anglo-American Committee of Inquiry, "Report to the United States Government and His Majesty's Government in the United Kingdom", Apr 20, 1946, Website of the Avalon Project http://avalon.law.yale.edu/subject_menus/angtoc.asp (2013.6.5 閲覧)

¹³⁷ Truman to Attlee, May 8, 1946, *FRUS*, 1946(7), 596-597.

¹³⁸ Harriman to the Secretary of State, *FRUS*, 1946(7), 589-590.

¹³⁹ Byrnes to Truman, May 9, 1946, *FRUS*, 1946(7), 601-603.

¹⁴⁰ Grady to the Secretary of State, July 24, 1946, *FRUS*, 1946(7), 652-667. ; Attlee to Truman, July 25, 1946, *FRUS*, 1946(7), 669. ; The Secretary of State to Truman, July

第三節「終わりなき悪より、悪い結末の方がいい」

3-1. AJC の対応

このような欧州のユダヤ人 DP 問題とパレスチナ問題とが絡み合い、行き詰まっていく構図のなかで、AJC はいかなる対応を見せたのだろうか。

AJC は 46 年 5 月の英米調査委員会の勧告を支持し、勧告の内容を実行に移すよう英国に対して影響力を行使するようトルーマン大統領及び国務省に求めた¹⁴¹。英米調査委員会報告は、パレスチナへの 10 万人の移住を求めるものであったが、同時にパレスチナだけでは移住の必要性を満たせず、全世界が DP の再定住に責任を負うとし、ユダヤ人を含む大多数の DP はヨーロッパに住み続けること、それゆえすべての人の人権と基本的自由を掲げる国連憲章の下で、即時実効性を確保する必要があるとも勧告しており¹⁴²、パレスチナは唯一の解たり得ないと主張してきた AJC のそれまでの戦後構想とも親和的な内容となっていた。

英米調査委員会の勧告に対する英国の拒絶を前に、打開策として提起されたのがモリソン-グレディ案であったが、先述のように、アラブ・ユダヤ双方の反発を買い、米政府は受け入れを断念せざるを得なくなる。1946 年 8 月 16 日、トルーマン大統領は同案の拒絶を公に発表するとともに、パレスチナだけでは問題は解決しないこと、ユダヤ人 DP の米国への入国措置を議会に対して求めることを表明した。先述のように、この時期東欧では再び反ユダヤ主義が高揚し、ユダヤ人を標的にした暴動や殺害事件が頻発していた。占領下ドイツの米英軍管轄地域には、そのような東欧を脱出してきたユダヤ人が流入し続けていた。欧州のユダヤ人 DP の数は、英米調査委員会が当初想定していた 10 万人という数字をはるかに超えていたである。AJC の見積もりでは、46 年 9 月の時点でドイツ・オーストリアの西側占領地域のユダヤ人 DP は 20 万人に達し、東欧からの流入はなおも継続していたため、年末には 25 万人に達するとされていた¹⁴³。ユダヤ人 DP に対して米国の門戸を開こうとするトルーマンの声明はこのような現実を見据えたものだった。8 月 20 日、AJC はトルーマンの声明に寄せて見解を発表する。パレスチナへの即時の移民は問題解決の不可欠の要素だとしつつも、パレスチナだけではユダヤ人問題の唯一の解にはなりえないことが改めて確認された¹⁴⁴。さらにその翌日の内部文書でも、AJC はパレスチナ以外の国々への移民の機会を求めることが確認されている¹⁴⁵。

29, 1946, *FRUS*, 1946(7), 671-673.; ハリー・S・トルーマン 『トルーマン回顧録 [2]』 (恒文社、1966 年)、127-128。

¹⁴¹ AJC to Truman, June 11, 1946, Box B9 Folder 17, AJA.; Proskauer and Blaustein to Truman, June 14, 1946, Box B9 Folder 17, AJA.; Proskauer to Acheson, June 14, 1946, Box B9 Folder 17, AJA.

¹⁴² Anglo-American Committee of Inquiry, *op.cit.*

¹⁴³ Memorandum on Immigration, Sept 30, 1946, Box B2, Folder B2-9, American Jewish Committee Records, AJA.

¹⁴⁴ Statement by Joseph M. Proskauer, Aug 20, 1946, Box B9 Folder 17, AJA.

¹⁴⁵ No title, Aug 21, 1946, *op.cit.*, EXO-29, Box 31, Folder 562, YIVO.

欧州におけるユダヤ人 DP の問題と並んでもう一つ大きな問題として浮上していたのが、パレスチナにおけるユダヤ人地下軍事組織によるテロ活動であった。特に、修正主義シオニスト武装組織であるイルグン (Irgun) やレヒ (Lechi) によるテロ活動が激化していた。武装闘争の激化は、現地ユダヤ社会を代表するユダヤ機関と過激な修正主義シオニストとの間の路線の対立を生んでいた。ユダヤ機関はモリソン-グレディ案が提起したパレスチナ分割を拒絶していたが、46年7月に英委任統治政府の本部であるキング・デイヴィッド・ホテルがイルグンによって爆破されるに至ると、パレスチナの分割を真剣に検討するようになる。ユダヤ機関のゴールドマン (Nahum Goldmann) が米政府と接触し、パレスチナ分割案への理解を求めるとともに、AJC とも接触し、分割を支持するよう説得した¹⁴⁶。

プロスカウアーが AJC 会員に向けた通達において、現実主義的対応の必要性を強調し、ユダヤ機関の分割案を前向きに検討する意向を示したのは、このような文脈のなかでのことであった¹⁴⁷。

だが、一方で AJC は先に見たように、パレスチナ以外の国々への移民の機会を開くことも求めていた。AJC はやはり会員に向けた文書において、欧州の DP 問題の長期化と悪化の状況を説明しつつ、一刻も早い解決のためには、米国が他国に先駆けて移民法体制の門戸を開く必要があることを指摘し、全力を挙げて米国移民法体制の自由化を追求することを主張していた¹⁴⁸。特に出身国別割当制度の改革が課題であった。1921年移民法が規定したこの原則は、24年移民法によって強化され、移民を出身国別に分類し、1890年の時点での米国における各集団の人口の2パーセントを年間の移民受け入れ上限として設定しており、事実上イタリア人とユダヤ人の制限を目的としていた¹⁴⁹。この割当制度が、ユダヤ人 DP 救済という課題の前に立ちふさがっていたのである。

このように、1946年夏以降の AJC には二つのベクトルが混在するようになった。パレスチナを唯一の解とせず、米国をはじめとする各国の移民法体制を自由化することによって DP 問題を解決しようとするベクトルと、現地のユダヤ機関と連携し、パレスチナ分割とユダヤ人国家の樹立を求めるベクトルである。AJC がユダヤ機関の提案を受け入れ、パレスチナ分割とユダヤ人国家樹立を支持するベクトルを許容するに至ったことは、国際人権をもってユダヤ人問題の解としようとしてきた AJC の運動の変容を意味していた。

トルーマン政権は、45年12月に欧州の難民のための行政命令を発令するなど、DP 問題の解決に積極的な姿勢を見せていた。だが、それは戦後増え続けるユダヤ人 DP の問題を解決するには焼け石に水であった。トルーマンの行政命令は、現行移民法の割当制度の枠内で、

¹⁴⁶ Cohen, *op.cit.*, pp.298-302.

¹⁴⁷ Proskauer to the members of the AJC, Sept 25, 1946, EXO-29, Box 31, Folder 562, YIVO.

¹⁴⁸ Proskauer to the members of the American Jewish Committee, Oct 7, 1946, Box B2, Folder 9, AJA.

¹⁴⁹ Gary Gerstle, *American Crucible: Race and Nation in the Twentieth Century*, (Princeton University Press, 2001), 95-115.

欧州各国の割当人数の半分を難民のために使うことを求めたものであったが、そもそも東欧諸国への割り当てそのものが極めて少なかったため、ユダヤ人 DP 問題の解決には寄与しなかったのである。かくして AJC は、移民法体制の自由化に向けた運動を開始する。

だが、1946 年 11 月の中間選挙における、共和党の大勝という結果は、移民法体制の改革を目指すトルーマン政権と AJC にとって大きな逆風となった。難民法制定・移民法体制の自由化という課題に取り組む運動の前途には暗雲が立ち込めようとしていたのである。

そして、その間にも欧州のユダヤ人 DP の状況はますます深刻化していた。米国政府と AJC にとって、米国自身の門戸が DP に対して容易に開かれないことが予想される以上、ユダヤ人 DP 問題の解はパレスチナの門戸を開くことしか残されていなかった。AJC は英外相ベヴィンに対し、ユダヤ人 DP のパレスチナへの入国を求めた。パレスチナの地位が今後どうなるかに関わらず、DP のパレスチナ移住は不可欠であった。プロスカールに言わせれば、39 年のマクドナルド白書は法的にも道義的にも誤りであり、この誤りを矯正することは、英米間の公的関係を改善することに寄与するのである。何よりもまず DP の移住を実現することが最重要であった。そして、そのためにはユダヤ機関による分割案こそが、「最も速く、最善」であった¹⁵⁰。

だが、中東における影響力維持の観点からアラブ諸国に配慮せざるを得ない英国は、やはり米政府の要求を呑むことはできなかった。1947 年 2 月、英政府はパレスチナ問題を国連に丸投げするに至る。

1947 年 2 月 18 日、ユダヤ機関のゴールドマンはプロスカールに対し、舞台が国連に移ることを踏まえ、国連の場で分割のために三分の二の支持を獲得するためのキャンペーンを開始する必要性を提起したが、さらに彼は、1943 年以来 AJC が支持していたパレスチナの信託統治論に釘を刺した。英国はマクドナルド白書なき信託統治を拒絶しており、アラブのみならず、アラブ諸国も信託統治に反対していた。国連では独立への志向が強く、もはや選択肢は、ユダヤ人マイノリティの権利の確かな保障を確保した一つの独立したパレスチナか、あるいは二つの独立国家への道かの二つしか残されていないというのである¹⁵¹。

こうして国連パレスチナ特別委員会 (UNSCOP) の議論はパレスチナ分割の方向へと流れていく。AJC もまたユダヤ機関と歩調を合わせ、UNSCOP 公聴会の場などにおいて、分割案支持を表明し、舞台は国連総会へと移っていく¹⁵²。

ユダヤ機関をはじめとするシオニストの運動は、パレスチナ現地で土地を掌握し、建国の既成事実化を進める一方で、国連の場で支持の調達に努めた。だが、国連において分割を支持する多数案とアラブ・ユダヤの連邦国家化を支持する少数案が提示された際にユダヤ機関が実施した投票予測の結果は、依然として厳しい情勢を示していた。分割を勝ち取るためには、全ての一票が重要だった。ゆえに、シオニストによって、考えられるあらゆる「説得」

¹⁵⁰ Proskauer to Bevin, Nov 29, 1946, Box B9 Folder 17, AJA.

¹⁵¹ Goldmann to Proskauer, Feb 18, 1947, Box B9 Folder 18, AJA.

¹⁵² Cohen, *Not Free To Desist*, 303-304.

が各国に対してなされることになる¹⁵³。

「説得」は時に脅迫の色合いすら帯びた。特に、当初反対の姿勢を示し、キャスティングボートを握ると思われたハイチやリベリアに対する圧力は苛烈を極めた。黒人国家である両国とのつながりを有すると思われた NAACP のウォルター・ホワイトのもとにも、両国を説得するよう要請する声が多数寄せられた。シオニズムの「自己隔離」(self-segregation)の思想を好まなかったホワイトだが、彼はユダヤ人問題の解決のために他に選択肢がないという理由から、パレスチナの分割とユダヤ人国家の建国を支持していた。しかし、ハイチとリベリア説得を求めるシオニストによる傲慢な物言いは時にホワイトを不快にさせた。ハイチ、リベリア、フィリピンやその他の小国の国連代表のもとにも同様の強圧的なロビイングが展開されていたことを知ったホワイトは、「黒人で貧しいからという理由による小国に対する人種的傲慢さは、南部の頑迷な政治家が黒人に対して見せるそれとほとんど変わらない」と回顧する¹⁵⁴。

3-2. 転換の背景

AJC がパレスチナ分割とユダヤ国家建設支持へと転換した背景には、欧州におけるユダヤ人 DP 問題とパレスチナ問題という二つの難題が絡み合い、米英関係や米国移民法体制の改正問題という大きな枠組みの中で暗礁に乗り上げ、膠着状態に陥ってしまう状況が存在していた。これまで見てきたように、プロスカウら AJC にとって、分割案はこうした構図の中で最も現実的な道だと認識されたのである。

さらに AJC は、欧州の DP 問題とパレスチナ問題という二つの絡み合う問題が長引き、膠着状態に陥るなかで、渦中のユダヤ人が暴発する可能性を懸念していた。第一に、欧州の DP キャンプの苦境の長期化は、ユダヤ人 DP の「モラルの悪化」を招く可能性があった。UNRRA の難民支援プログラムの削減とも相まって、ドイツ・オーストリアのユダヤ人 DP の問題を一刻も早く解決しないことには、キャンプ内のユダヤ人 DP の暴動が起きる可能性が予期されていたのである。第二に、パレスチナでも問題の泥沼化に対する絶望とモラルの悪化が、現地ユダヤ人社会による自暴自棄の行動を惹起し、修正主義シオニスト武装勢力による暴力のエスカレーションを促進してしまう恐れがあった。パレスチナ分割によるユダヤ国家の建設は少なくとも、DP キャンプからの脱出・移住を可能にし、DP 達に希望を与えるという利点を有していた¹⁵⁵。

すなわち AJC にとって、かねてから懸念していたユダヤ国家建国が伴う負の影響よりも、

¹⁵³ Jørgen Jensehaugen, Marte Heian-Engdal, and Hilde Henriksen Waage, “Securing the State: From Zionist Ideology to Israeli Statehood,” *Diplomacy and Statecraft*, 23:2, 280-303.

¹⁵⁴ White, *A Man Called White*, 352-353.

¹⁵⁵ Proskauer to the members of the American Jewish Committee, Oct 7, 1946, Box B2, Folder 9, AJA.; Milton Himmelfarb to the members of the Staff Committee on Palestine and AJC Program. “AJC Position on the Jewish State”, Dec 31, 1947, Box 6, Folder 7, FAD Foreign Affairs Department, Series1, AJCA.

ユダヤ国家建設に失敗することの方がより悪い結末につながりかねないと認識されるようになったのである。AJC が元来シオニズムと距離を置いていたのは、ユダヤ国家の建国が米国に生きるユダヤ人の地位を損ないかねないものだと認識されていたからであった。だが、欧州の DP 問題とパレスチナ問題の泥沼化によって、絶望したユダヤ人 DP の暴動が生じ、あるいはパレスチナにおいてますます暴力がエスカレートしていくような事態に至るならば、それは米国や各国在住のユダヤ人住民の地位にもやはり悪影響が及ぶことは必至であった。穏健派であるユダヤ機関との連携と、国連の枠組みの下での分割案の支持は、AJC にとって、より弊害の少ない、現実主義的判断であった。「終わりなき悪より、悪い決着の方がいい」¹⁵⁶のであった。

AJC が直面していたのは、欧州の DP 問題とパレスチナ問題が絡み合い、長期化する状況であった。危機的状況を眼前にしたとき、AJC の戦後構想の中核にあった国際人権へのコミットメントは、プライオリティを失っていかざるを得なかった。

AJC にとって国際人権は、その戦後構想の根幹であり、ユダヤ国家の建国がもたらすだろう負の影響を回避するための枠組みであった。AJC はパレスチナを唯一の解とはみなさず、国際人権保障体制と各国の移民法体制の自由化を追求するによって、ユダヤ人問題の解を模索していたのである。だが、欧州の DP 問題が米英関係に絡んで長期化し、パレスチナ現地情勢も激化する一方で、米国の移民・難民法体制の改革もスムーズには進まなかったことで、AJC は現実的な次善の策として、ユダヤ機関との連携と、パレスチナ分割・ユダヤ国家樹立を並行して推し進めていかざるを得なかった。

そもそも、AJC が当初構想していた国際的人権保障体制によるユダヤ人問題の解決は、ユダヤ人 DP をまずはいずれかの国家の合法的市民としないことには機能しえないものであった。第二次大戦直後の欧州の状況は、明らかにその前提を欠いていた。H・アーレントが第一次大戦後の欧州に見出した、市民権なくして人権が存在し得ない世界というアポリアが、依然として横たわっていたと言える¹⁵⁷。米国の門戸が容易には開かないとするならば、ユダヤ人 DP はパレスチナにおいて、市民の資格を与えられる必要があった。

こうして欧州の「ユダヤ人問題」の解が、国際人権の枠組みと各国の移民法体制の自由化にではなく、イスラエルという国民国家の建設に求められたとき、「パレスチナ問題」という形で新たな暴力と排除の問題が生じることになる。中東はまさに欧米の「国際政治の矛盾が、澱のように」吹き寄せられ、世界の不安要素が集中する場所だったことが、ここにも確認できるのである¹⁵⁸。

第四節 その後—在米ユダヤ人とイスラエル

4-1. イスラエルと在外ユダヤ人の関係

¹⁵⁶ *Ibid.*

¹⁵⁷ 市野川容孝・小森陽一『難民』（岩波書店、2007年）。

¹⁵⁸ 酒井啓子『〈中東〉の考え方』（講談社、2010年）、30。

2015年の初頭にパリとコペンハーゲンで相次いだテロを受けて、イスラエル首相ベンヤミン・ネタニエフがヨーロッパ在住のユダヤ人に対してイスラエルへの「帰還」を説いたことは記憶に新しい。「ユダヤ人に、我々の兄弟姉妹に言おう。イスラエルはすべてのユダヤ人にとっての故郷であり、イスラエルはあなた方のことを心からお待ちしている」。そのように語ったネタニエフの発言は、ヨーロッパ各国の指導者のみならず、各国のユダヤ人コミュニティからの強い反発を招いた¹⁵⁹。

「帰還」を呼びかけるイスラエル政府と各国のユダヤ人コミュニティとの間のこのような緊張と軋轢は、決して新しい現象ではない。イスラエルの建国直後にAJCが直面したのは、まさにイスラエル政府による在米ユダヤ人に対する「帰還」の呼びかけの問題だったのである。前節で確認したように、AJCがシオニズムについて懸念していたのは、ユダヤ人国家が建国されることによってアメリカ・ユダヤ人の米国への忠誠に疑念が生じ、それが各地の排外主義勢力に利用され、ユダヤ人住民の地位を危うくすることであった。冷戦の時代が到来し、反共主義の風潮の高まるアメリカの政治と社会において、在米ユダヤ人の二重忠誠問題はそれまで以上に深刻なものとしてAJCの前に浮上していた¹⁶⁰。ゆえにAJCはイスラエル政府に対して、在米ユダヤ人社会に対する不干渉を強く求めていくことになる。以下ではAJCがこの問題にいかに対処したのかについて、AJC史料と先行研究に依拠しながら見ていきたい。

4-2. 「帰還」を呼びかけるベングリオン

既に建国以前よりパレスチナ現地のユダヤ人社会を統括するユダヤ機関（Jewish Agency）に対して、在米ユダヤ人コミュニティの内情に干渉することを慎むように求めているAJCは、1948年10月にシカゴで行われた建国後最初の執行委員会（executive committee）において、イスラエルと在外ユダヤ人との適切な関係のあり方と、両者の政治的境界線を明確にする必要性について議論した。イスラエルが世界のユダヤ人を代表するスポークスマンとして振る舞うことを控え、各地のユダヤ人コミュニティに干渉しないよう求めていくことが決議された¹⁶¹。

1949年よりAJC議長に就任したブラウスタイン（Jacob Blaustein）にとって、懸念すべき問題はアメリカ・ユダヤ人の二重忠誠の疑惑だけではなく、イスラエルで流布し

¹⁵⁹ “Leaders reject Netanyahu calls for Jewish mass migration to Israel”, *The Guardian*, 2015.2.18

¹⁶⁰ 1950年のローゼンバーグ事件では、AJCは下院非米活動委員会に積極的に協力し、ユダヤ人とコミニズムの結びつきを否定した。さらにAJCはローゼンバーグ夫妻の死刑を支持し、他のユダヤ人団体と共闘しつつローゼンバーグの救援運動を共産党の前衛であるとして攻撃した。堀邦維「我らの国、我らの文化—アメリカ・ユダヤ系知識人と冷戦—」『ユダヤ・イスラエル研究』15号、1996年；Sanua, *Let Us Prove Strong*, 76.

¹⁶¹ Minutes of Executive Committee meeting, 1948.10.16-17, www.ajcarchives.org/ajcarchive/FileViewer.aspx?id=16559 (American Jewish Committee Archive: 以下AJCA, accessed 2015.11.10)

ている通念が問題だった。ディアスポラにあるユダヤ人はもはや安全ではなく、ユダヤ人の生が花開く唯一の場所はイスラエルにおいてのみなのであり、故にイスラエルへの大規模移住が即時開始されるべきである、という歴史的にシオニズムが展開してきたテーゼが、ホロコーストによって完全に証明されてしまったかのように受容されていることが問題だった。それはアメリカ・ユダヤ人の主流社会への統合の妨げとなりかねなかった¹⁶²。

ブラウスタインをはじめとする AJC 代表団は、ベングリオン首相の招きに応じてイスラエルを訪問した。第一次中東戦争が未だ完全に休戦には至っていない 1949 年 3 月のことである。訪問の主目的は新国家がヨーロッパからの 15 万人のユダヤ人 DP を吸収することができるかどうかを視察することにあつた。イスラエルの経済と社会にみなぎる活力と多様性が、視察団を印象付けた。一行はそこに、独立直後のアメリカにも通じるものを見出していた。自由を重んじ、建国期の米国と同じような機会と課題に直面するイスラエルの姿である¹⁶³。

ブラウスタインは他の一行と感想を共有しつつも、一方で彼が気になったのは、新国家の直面している様々な問題だった。ベングリオンらとの会合の場においてブラウスタインは、イスラエルの経済問題について懸念を表明した。老人や病人まで移民を無制限に受け入れていたイスラエルでは決定的に住居が不足し、人口密集地帯では数万人がテント暮らしを強いられていた。雇用もなく、インフレも深刻だった。このまま無制限の移民政策を継続しては「破局」につながりかねない。そのような危惧するブラウスタインは、欧州の DP や東欧のユダヤ人にプライオリティを与えつつ、さほど状況の悪化していない地域出身のユダヤ人については受け入れを延期してはどうかと示唆したが、ベングリオンは経済的困難の存在を認めつつも、移民を制限することには反対の意思を表明した。彼によればユダヤ人人口を急速に増やすことが国家の安全保障に寄与するのだった。イスラエル政府としては、国を発展させ、守っていくためには最低でも 200 万人の人口が必要だと認識していた¹⁶⁴。

このように、イスラエルによる在外ユダヤ人の「帰還」呼びかけの背景には、その安全保障観が存在した。ベングリオンはイスラエルの安全保障は軍事力だけでは成立しえず、ユダヤ人移民が不可欠であると認識していた。敵対的なアラブ諸国に取り囲まれている状況下において、70 万のユダヤ人人口では国家を維持することができないのは明白だった。防衛の第一線としての農業植民が求められていた。そしてその影では月 2 万 5000 人のペースで流入するユダヤ人移民の住居不足を解消するために、パレスチナ人の住居・資産が充たされ、パレスチナ難民の帰還は事実上不可能とされていく¹⁶⁵。

¹⁶² Sanua, *Let Us Prove Strong*, 59.

¹⁶³ Minutes of Executive Committee meeting, 1949.5.7-8, www.ajcarchives.org/ajcarchive/FileViewer.aspx?id=16560 (AJCA)

¹⁶⁴ Ibid.; Zvi Ganin, *An Uneasy Relationship: American Jewish Leadership and Israel, 1948-1957*, (Syracuse University Press, 2005), 31.

¹⁶⁵ Ganin, *An Uneasy Relationship*, 51; Donald Neff, "U.S. Policy and the Palestinian

イスラエルの移民政策はアングロサクソン圏のユダヤ人をも視野に入れていた。高度な教育・トレーニングを受けているが故に、イスラエルの経済発展のために有用な人材たり得るからである。ブラウスタインら AJC 一行はイスラエル政府に対して、米国からの出移民を募るキャンペーンを中止するよう強く求めた。さらに、自国市民以外のユダヤ人を代表することを控えるよう求めた。その結果イスラエルは、イスラエル政府が代表する管轄範囲を自国のユダヤ人に限定する旨を確約した¹⁶⁶。

AJC の目的はこの時達成されたかに見えた。イスラエル訪問で得た成果は、AJC が公表したこの年の「情勢判断」にも反映されている。それはイスラエル国家の建国を歓迎しつつも、「合衆国市民はアメリカ人であり、イスラエル市民はイスラエル人である」こと、「我々の政府が自らの市民を代弁するのと同様に、イスラエルはそれ自身の市民についてのみ代弁する」のだということ、「アメリカの利益の枠の下で、我々は不可欠な精神的文化的根拠地としてのイスラエルの国家建設と、それを故郷としたい人々のために自由で尊厳ある生活を提供する能力を発達させることを援助」していくことを確認するものとなっている¹⁶⁷。ここに示されたのが、AJC が追求する、アメリカ・ユダヤ人とイスラエルの健全な関係の形だった。

ところが、1949年9月1日の『ジューイッシュ・テレグラフィック・エージェンシー』紙が報じたベングリオンの発言が、AJC を震撼させることになる。イスラエルを訪問していた米国ユダヤ人団体の代表に対して、ベングリオンは米国の若年ユダヤ人のイスラエルへの大規模な移住を呼び掛けたのである¹⁶⁸。先のイスラエル政府の約束はわずか数カ月にして反故にされたかに見えた。

ベングリオンの発言は AJC にとって到底看過できない問題だった。発言が報じられた直後の9月11日、AJC 議長ブラウスタインは、イスラエルの国連代表エバン (Aubrey Eban) を前にして、イスラエル政府には他国のユダヤ人コミュニティのデリケートな問題をこじらせるようなことをしない責任があると抗議した。さらにブラウスタインはベングリオンに対して書簡をしたためている。ベングリオンの発言が米国に在住するイスラエルの同志たちに非常な当惑を与えていることを伝えつつ、もしも発言が実際の政策として履行されることになるならば、AJC はイスラエルについての立場を再考せざるをえなくなるものだった。イスラエルとの関係の見直しを示唆したのである¹⁶⁹。

その後、イスラエル側からは、発言はベングリオンの本意ではなく、イスラエルの国家建設のために米国の技術・スキルが必要であることを強調したものであり、米国からの大

Refugees”, *Journal of Palestine Studies*, Vol.18, No.1, 1988.

¹⁶⁶ Minutes of Executive Committee meeting, 1949.5.7-8, op.cit

¹⁶⁷ Statement of Views, 1949,

www.ajcarchives.org/ajcarchive/FileViewer.aspx?id=16784 (AJCA)

¹⁶⁸ “Ben Gurion Urges U.S. Parents to Send Their Children to Israel for Permanent Settlement”, *Jewish Telegraphic Agency*, 1949.9.1.

¹⁶⁹ AJC Executive Committee meeting, 1949.10.22-23,

www.ajcarchives.org/ajcarchive/FileViewer.aspx?id=16561 (AJCA)

規模移住を求めたものでは決してない旨が釈明された。イスラエルには米国在住のユダヤ人に対して干渉する意思はないということが、ここに改めて確認されたのである。

そして本章の問いとの関連で重要なのは、ブラウスタインがこの時の出来事から見出した教訓である。ブラウスタインによれば、一連の出来事は AJC がイスラエルとともに築き上げてきた親密な関係の価値を証明するものだった。重要なのは、真っ向から非難して対決するのではなく、対話し、説得することでイスラエルの姿勢を中和するあらゆる努力を尽くす叡智の価値なのだった¹⁷⁰。

4-3. ブラウスタイン=ベングリオン協定

翌 1950 年 8 月、イスラエルは 50 人の在米ユダヤ人団体の指導者や投資家をエルサレムで開催される会議に招いた。その目的は、イスラエルのために 10 億ドルの寄付金を募るために彼らを動員することにあった。

招きに応じたブラウスタインは、再びイスラエルの地を踏んだ。そこでイスラエル政府との間で主題の一つとなったのはやはりイスラエルと他国のユダヤ人コミュニティの関係だった。この問題について、ブラウスタインは明確な公式声明を出すことをベングリオンに求めた。ベングリオンは、米国を含む民主主義諸国においてユダヤ人はそれぞれの国を祖国 (home) として認識しているのであり、ユダヤ人はそれぞれの国の不可欠な部分を形成しているのだということを改めて認めていた。ブラウスタインとしてはそのような見解をイスラエル政府の公的声明として発表することを望んでいた。

同意したベングリオンによって起草され、8 月 23 日のキング・デイヴィッド・ホテルにおける会談で提示されることになったのが、ブラウスタイン=ベングリオン協定

(Blaustein=Ben-Gurion Agreement) である。会談におけるベングリオンのスピーチは、アメリカ・ユダヤ人はコミュニティとしても個人としても米国にのみ忠誠を持っていること、米国在住のユダヤ人は決して流浪の民 (in exile) ではなく、米国こそが彼らの祖国であることをイスラエル政府が公的に確認し、表明するものであった。イスラエルにとって、大量の移民を吸収するためには在米ユダヤ人からの寄付が不可欠だった。また、米政府に対し対イスラエル援助を供給するよう影響力を行使してもらう必要もあった。朝鮮戦争が始まった直後のこの時期、それが第三次世界大戦へとエスカレートする可能性も懸念された。イスラエルの軍事的経済的脆弱性と政治的孤立を危惧するベングリオンとしては、AJC との良好な関係を構築することは不可欠の課題だったのである¹⁷¹。

第五節 その後—アラブ諸国在住ユダヤ人問題

5-1. アラブ諸国在住ユダヤ人問題について

2012 年、米国下院において超党派の 6 名の議員が米政府に対して、1948 年のイスラエ

¹⁷⁰ Ibid.

¹⁷¹ Ganin, *An Uneasy Relationship*, ch.4.

ル独立によって生じた 85 万人のアラブ諸国在住ユダヤ人の苦境を公式に認めることを求める法案を提出した。ブネイ・ブリス (B'nai Brith) や世界ユダヤ人会議 (World Jewish Congress) といったユダヤ人団体も支持した同法案の推進者たちは、ユダヤ人難民の苦境が国連やその他の諸国から無視されてきたことを指摘し、この問題への適切な取り組みなくして公正な和平交渉はあり得ないのだとして、オバマ政権がパレスチナ問題に言及する際には、必ずアラブのユダヤ人迫害問題を対にして言及することを求めている¹⁷²。

この法案が象徴するように、イスラエル政府と米国のイスラエル・ロビーがパレスチナ難民の帰還権と補償の問題の相対化を図って展開してきた言説の中核に位置するのがアラブのユダヤ人問題である¹⁷³。以下本節ではヨーロッパのユダヤ人問題の解としてのイスラエルの建国がアラブ諸国在住ユダヤ人社会に及ぼした余波とそれに対する AJC の対応を描いていく。アラブのユダヤ人難民問題を取り上げることが、パレスチナ難民問題を相対化する今日のイスラエル・ロビーの言説に親和的なものとなつてはならないの言うまでもないことであり、いかなる批判的歴史叙述が可能なのか、試みたい。

前述したように、AJC はヨーロッパのユダヤ人 DP 救援を主眼とし、その現実的な解決策としてパレスチナの分割とユダヤ人国家の建国を選択した。だが建国の余波は、中近東・北アフリカのアラブ諸国在住ユダヤ人社会に及んだ。ヨーロッパのユダヤ人問題にプライオリティが与えられ、イスラエルが建国されるその影で、「忘れられた 100 万人」と称されるイスラム諸国・地域在住ユダヤ人の問題が生起していたのである。建国後最初の一年半にイスラエルに流入した移民はその六割を欧米のユダヤ人が占めていたが、それ以降はアジア・アフリカ出身のユダヤ人の移民が数の上で逆転し、イスラエルの人口は建国時の 60 万人から 1954 年には 150 万人を超えるまでに急増する¹⁷⁴。本節が扱うのはそのようなアジア・アフリカ出身者の大移動の発端となる一場面である。

AJC の調査報告によれば、危険な兆候は独立以前から見られていた。1947 年 11 月 29 日の国連総会におけるパレスチナ分割決議の採択は、パレスチナのみならず、アラブ各国において社会的緊張を高めた。総会決議採択後の二週間に大規模暴力あるいはその懸念が生じたのは、エジプト、アデン、レバノン、シリア、イラク、イエメンといった国々だった。これらの国々においてこの時期少なくとも 85 人の命が失われ、また、シナゴグなどの建造物が被害を受けていた¹⁷⁵。

なかでも AJC の注意を引いたのは、相対的に大きなユダヤ人人口を有するエジプトとイラクだった。AJC は両国の状況について現地のインフォーマントの報告を基に、詳細な

¹⁷² “Jewish Refugees Bill Being Considered by U.S. House of Representatives”, *Haaretz*, August 2, 2012

¹⁷³ Yehouda Shenhav, “The Jews of Iraq, Zionist Ideology, and the Property of the Palestinian Refugees of 1948: An Anomaly of National Accounting”, *International Journal of Middle East Studies*, Vol.31, No.4, 1999, 605-630.

¹⁷⁴ 立山良司『揺れるユダヤ人国家 ポスト・シオニズム』(文春新書、2000)、第二章。

¹⁷⁵ AJC memorandum, “The Present Status of the Jews in the Arab Countries”, 1947.12.16, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB00.PDF

レポートを作成した。それらの資料は両国のユダヤ人コミュニティの直面する問題を示している。特にイラクの状況はより深刻だった。2500年の歴史を有する在イラク・ユダヤ人コミュニティは当時約12万人の人口を有していた。このイラクのユダヤ人は、1948年のイラク軍のイスラエル侵攻と戒厳令施行に伴って様々な政治的社会的迫害に晒され、最終的に1950年から51年にかけてイラクを出国し、イスラエルへと大量移民していくことが知られている¹⁷⁶。

ただし、AJCを含むユダヤ人団体の作成した資料を読む際には注意が必要である。この時期のアラブ諸国では、イスラエルのシオニストが盛んに活動していた。彼らは単にイスラエルへの移住の道を切り拓こうとしていただけでなく、在住ユダヤ人住民の不安を煽り立てるなど、いわば意図的に「プッシュ要因」を創出するような活動を展開していた。ゆえに、資料で報告されている数々の迫害の事例も、シオニストによるプロパガンダや自作自演を含んでいる可能性が否定できないのである¹⁷⁷。事実、後に見るようにAJCの調査報告と現地大使館を通じた国務省の調査報告の間には大きなギャップが存在する。その点に留意しつつ、次節ではイラクとエジプトにおけるユダヤ人問題に対するAJCの対応を見ていく。

5-2. AJCの対応

まずは国務省に対するロビー活動がある。AJCは国務省に対し、エジプトの状況を伝えつつ、各国駐在の大使館に早急な対応を指示するよう要請した。AJCの見立てでは、これらの国々は経済的に米国や世界銀行の援助に依存しており、米国は迫害を防ぐために影響力を行使しうる立場にあった¹⁷⁸。イラクの問題についても同様である。ブラウスタインは度々国務次官補マギー (McGee) らに対して、イラク在住ユダヤ人の状況についての調査結果を報告しつつ、問題解決のために影響力を行使するよう働きかけた。のみならず、英国が強い影響力を有するため、英国を動かすよう要請がなされている¹⁷⁹。

だが、国務省の反応はAJCの視点からすると積極的とは言えなかった。国務省によれば各国はその責任を認識し、十分な保護を保証することを既に言明していた。この問題はあくまでも各国の内政問題なのだった¹⁸⁰。また、国務省によればエジプトで起きていることはイスラエルで起きていることの帰結だった。アラブ諸国のユダヤ人問題はイスラエル／パレスチナ問題の従属変数である以上、その解決策もまたイスラエル／パレスチナ問題に従属するのである。エジプトでユダヤ人の身に起こっていることを国際問題化すること

¹⁷⁶ Abbas; Shiblak, *Iraqi Jews: A History of Mass Exodus*, (SAQI, 2005); Moshe Gat, *The Jewish Exodus from Iraq 1948-1951*, (Frank Cass, 1997)を参照。

¹⁷⁷ Shiblak, *Iraqi Jews*, 96-103.

¹⁷⁸ Proskauer to Robert A. Lovett, 1947.12.17, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB01.PDF (AJCA)

¹⁷⁹ Jacob Blaustein to George McGhee, 1948.10.28, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB18.PDF (AJCA)

¹⁸⁰ Loy W. Henderson to Proskauer, 1948.1.6, *ibid*.

は、現地の反シオニスト、反ユダヤ人感情を増幅させてしまう恐れがあった¹⁸¹。また、国務省はイラクについてバグダッドの大使館を通じて調査を実施した。イラク・ユダヤ人が戒厳令下で確かに困難な状況に置かれていることを確認しつつも、実際の証拠は彼らが必ずしも広範な迫害運動に晒されていることを示すものではないとした¹⁸²。1951年にはバグダッド市内で生じた爆弾テロ事件を起こした容疑で二人のイラク在住ユダヤ人に死刑判決が下った。AJCは世界ユダヤ人会議（World Jewish Congress）とともに、国務省に対して死刑を阻止するよう介入することを求めた。両団体によれば、判決は適切な操作と司法に基づいたものとは言えなかった。しかし、国務省の対応はやはり冷淡だった。国務省側の受けた報告では、判決は通常通りのプロセスでなされていた。また、もし不当判決があったとしても、それについてイラクの内政に干渉することはできないのである¹⁸³。

国務省の慎重な姿勢は以降も継続して見られる。イスラエルをいち早く国家承認したトルーマン大統領の決定とは対照的に、国務省はアラブ諸国との良好な関係を重視していたのである。

AJCは国務省へのロビー活動にとどまらない積極的な対外活動を展開した。まず、イラク問題に付随して生じていたイラン問題への対応がなされた。イラクを非合法に出国し、イスラエルに向かおうとするイラク・ユダヤ人の経由地がイランだった。イラク政府はイランに対して、イラク・ユダヤ人の越境者の取り締まりと引き渡しを要求した¹⁸⁴。これに対してイラン政府はイラク・ユダヤ人のイラン領内からの追放令を発していた。AJCが取り組んだのはこの問題だった。1949年12月23日、ニューヨークを訪れていたイランのシャーと会見の場を持ち、追放令実施の当面の延期と最終的な撤回を求めた。AJCはさらに、一定期間の居住の実態があってイラン市民権を欲するイラク・ユダヤ人への帰化権付与を求めた。AJCの要請を受けたシャーは、追放命令の延期を約束し、その他の要請についても検討を約束した。

このAJCによるイランのシャーとの接触は、先に紹介したブラウスタイン＝ベングリオン協定同様にノン・ステート・アクターの「外交」として興味深い事例であり、どのようにしてシャーとの会談の場を設定し得たのかなどが気になってくるが、そうした会談実現に至るプロセスについての史料を筆者は未だ見つけられていない。現時点では議事録等の資料より、会談の成果が確認できるのみである¹⁸⁵。また、この時のイラン側の意図も気

¹⁸¹ Memo from Marcus Cohn to John Slawson, 1948.12.6, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB4.PDF (AJCA)

¹⁸² “Memorandum Summarizing Reports Received from the American Embassy at Baghdad Regarding Treatment Accorded Iraqi Citizens of Jewish Faith”, 1949.12.19, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB23.PDF (AJCA)

¹⁸³ Memorandum of Conversation, Two Iraqi Jews Condemned to Hang for Baghdad Bomb Outrages, 12 December, 1951, Box 60, Entry1030-D, RG84, NA.

¹⁸⁴ Uri Bialer, “The Iranian Connection in Israel’s Foreign Policy 1948-1951”, *The Middle East Journal*, Vol.39, No.2, 1985, 299.

¹⁸⁵ AJC Minutes, Executive Committee, Jan-June 1950, www.ajcarchives.org/ajcarchive/FileViewer.aspx?id=16563 (AJCA)

になるところである。ソ連の南下圧力に直面していたイランは、米国の軍事・経済援助を望んでおり、シャー訪米の目的も対イラン援助を要請することにあった。イランは1950年初頭にイスラエルに事実上の国家承認を与えることになるが、イラク・ユダヤ人に対する門戸開放はそのようなイラン＝イスラエル関係の一要素だった¹⁸⁶。AJCの要請に応えたシャーの思惑としては、対米関係構築のチャンネルの一つとしてイスラエル＝アメリカ・ユダヤ人のネットワークを利用するところがあったのではないかと推測される。この時期のテヘランではAJCも加盟するアメリカ・ユダヤ人の人道支援団体アメリカ・ユダヤ人合同配分委員会（American Jewish Joint Distribution Committee）が活動し、資金不足に苛まれながらも月1000人弱のペースでイスラエルへの移動を支援していた¹⁸⁷。シオニストも含めたアメリカの各種ユダヤ人諸団体がいかに米国＝イスラエル＝イランにまたがるネットワークのなかでこの問題に関与していたのか。この点はまだ研究の蓄積がないところであり、今後の課題としたい。

こうした対外活動を展開する傍らで、AJCはこの時期、活動拠点となるオフィスをイスラエルのテルアビブに設置することを決議する。アラブ諸国のユダヤ人のための活動を一層強化するためである。それまでAJCの対外活動拠点はパリにあったが、東地中海及び近東地区により近接した場所に別途新たな拠点を設ける必要があった。イスラエルに拠点を置くことは、近隣国在住ユダヤ人のために活動するために好都合だっただけではない。AJCとイスラエル自体との協調関係（liaison）を確かなものとするものだった。イスラエルで今後も起こることが予期される、「米国やその他の地域のユダヤ人の地位に影響を与えるような問題」に対応することが重要だった。在米ユダヤ人の地位に影響を与える事柄についてイスラエル政府との間でコミュニケーション・チャンネルを確立するために、現地オフィスは必要とされたのである¹⁸⁸。

5-3. 「人権」の使い方

最後に確認したいのは、AJCの言説における「人権」の用いられ方である。建国とその後の政治過程は、国連における世界人権宣言の起草と採択（1948年12月10日）と時期が重なるが故に、アラブのユダヤ人問題に取り組む際の言説にも「人権」が用いられる例が散見される。たとえばAJCはエジプト政府が世界人権宣言及びジェノサイド条約に署名したことを指摘し、エジプトの人権侵害に対する国連の介入を主張している¹⁸⁹。また、人権宣言に署名したことはエジプトが国際政治において名誉ある地位を再び得たいという

¹⁸⁶ Uri Bialer, “The Iranian Connection”.

¹⁸⁷ “Refugees Reach Teheran”, *New York Times*, Oct 28, 1950

¹⁸⁸ AJC Minutes, Executive Committee, Jan-June 1949, www.ajcarchives.org/ajcarchive/FileViewer.aspx?id=16560 (AJCA)

¹⁸⁹ “Reign of Terror Against Foreign Nationals And Jews In Egypt Charged By Officials Of American Jewish Committee”, 1949.1.11, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB6.PDF (AJCA)

意思の表れであり、その点を欧米が有効に衝いて影響力を行使するならばエジプトの政策は変わりうるだろうといった分析が見られるのである¹⁹⁰。

他方、AJC 史料を見る限り、パレスチナ難民問題について「人権」の観点から論じる姿勢はほとんど見られない。確認できるのは、アラブ諸国が国連の場においてイスラエルに対して突きつけるパレスチナ難民の問題に対して、迫害を受けるアラブ在住ユダヤ人の問題をもって対抗することができるのではないかという発想である。そのような観点から、AJC は自らの作成した調査報告の写しをイスラエルの国連代表団にも送付している¹⁹¹。本節冒頭でも紹介したように、今日のイスラエル・ロビーは国連におけるイスラエル批判に対抗し、パレスチナ難民問題を相対化する材料としてアラブ在住ユダヤ人問題を取り上げることがあるが、そうした言説の萌芽が既にこの時期の AJC に見出されるのである。

第六節 終わりに

本章が描いてきたのは、ヨーロッパのユダヤ人問題の現実的な解としてのイスラエル建国がもたらした余波が、国境を越えてアメリカ・ユダヤ人社会やアラブ諸国在住のユダヤ人社会に与えた影響と、それに対する AJC の対応を軸としたトランスナショナル・ヒストリーである。そこから見えてきたのは、イスラエル政府による在米ユダヤ人への「帰還」の呼びかけを防止するためにも一層のイスラエルとの協調関係が求められるようになり、また、アラブ在住ユダヤ人救援のためにもイスラエルとの連携が一層求められるようになる AJC の姿である。イスラエル建国の余波に対処するために、イスラエルとの安定した関係の構築が求められるのである。このあたりに、イスラエルと AJC の歴史的関係が構築される回路があると言えないだろうか。

中東・北アフリカ地域はこの後、アルジェリア独立戦争、エジプト革命、スエズ動乱、イラク革命、レバノン危機と、激動の 1950 年代を迎えることになる。イスラエルやその他の地域のユダヤ人住民の安全の問題は、AJC にとって引き続き重要な課題となる。本稿で見てきたように、米務省はアラブ在住ユダヤ人問題への対応を求める AJC の要求には冷淡だった。アラブの意向を重視せざるを得ない米務省のその姿勢は、その後のアイゼンハワー政権にも引き継がれていく。ゆえに、AJC をはじめとするアメリカ・ユダヤ人団体はアメリカ外交への影響力を強化することに心血を注いでいくことになる。イスラエル・ロビーの代表格である米国イスラエル広報委員会 (America Israel Public Affairs Committee, AIPAC) が在米シオニストによって設立されるのは 1954 年のことである。だが、AIPAC もまた二重忠誠の非難を受ける恐怖と無縁ではなかった。「法律の後ろに身を隠せ、前に出るな」というルールの下に、大衆動員ではなく有力議員との個人的関係構築を重視するところ

¹⁹⁰ “Report on visit to Egypt marked “Strictly Confidential””, 1949.4.12, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB10.PDF (AJCA)

¹⁹¹ Zachariah Shuster to John Slawson, 1949.6.13, www.ajcarchives.org/AJC_DATA/Files/ARB17.PDF (AJCA)

から、イスラエル・ロビーとしての AIPAC の歴史が始まるのである¹⁹²。

他方、本章でもイラク・ユダヤ人の事例を紹介したように、中東・北アフリカが激動の時代を迎える中で、エジプトを含む中東諸国のユダヤ人は、イスラエルの諜報機関モサドやシオニスト諸団体の活動にも助けられながらイスラエルへと移住していくことになる。「ミズラヒ」とも称されるオリエント系ユダヤ人新移民をいかに国民として統合していくのか。それが建国後のイスラエルの課題となっていく。そして、ヨーロッパ系ユダヤ人が主導するイスラエルにおいて、社会的経済的格差に直面したオリエント系ユダヤ人の不満が排外主義的なナショナリズムと結びついていくことで、1970年代以降のリクード党の躍進とイスラエル社会の右傾化が準備されることになる。

建国の余波と、AJC やシオニストが紡いだトランスナショナルなつながりは、アメリカとイスラエル両国の現代史の一片として、今も影を落としているのである。

¹⁹² ジョン・J・ミアシャイマー＝スティーヴン・M・ウォルト『イスラエル・ロビーとアメリカの外交政策 I』（講談社、2007年）、211 - 212.

第四章 黒人運動の「外交」 —全米黒人向上協会(NAACP)、国際連合と冷戦—

第一節 はじめに

1947年10月23日、NAACPが「世界へのアピール」(An Appeal to the World)と題された請願を国連人権委員会に提出した。

「米国において人種憎悪とカースト的束縛が復活している。そしてこうした危険な潮流の復活の問題は、単に米国のみならず、全ての国々にとっても同様なのだ。一体いつになったら諸国家は、国外のみならず、国内にこそ敵が存在するのだということを学ぶのだろうか。米国を脅かしているのはロシアではなくミシシッピであり、スターリンやモロトフではなくビルボやランキンであり、同胞に対してなされる内なる不正は外国勢力の侵略行為よりもはるかに危険なのである。」¹⁹³

請願は、戦後の米国における人種差別と暴力に抗議し、国際社会の注目と国連の介入を求めるものだった。だがそれは上記のごとく、1947年の国際情勢を鑑みるならば極めて挑戦的といえるレトリックとともに、国際社会の眼前に示されようとしていたのである。第二次大戦の経験によって、戦後世界平和の担い手とされた国連や、その設立目的の一つとして掲げられた「人権」に対する期待が高まっていた。そのような期待が国際政治の実実と交錯する時、何が起こったのか。そして、アフリカ系アメリカ人(以下黒人)の運動にとって、戦後の国際人権の潮流とは何だったのだろうか。

近年、アメリカ史研究の領域では、公民権運動史やその前史をグローバルな文脈に位置づけて再評価を試みる研究の蓄積が急速に進んでいる¹⁹⁴。けれども、本章の関心はそうし

¹⁹³ A summary of this petition by W.E. Burghardt Du Bois, The Records of the National Association for the Advancement of Colored People, Group2, Box A637, Folder 1, The Library of Congress, Manuscript Division.(以下 NAACP records, LC と略記)

¹⁹⁴ そうした研究の多くは、冷戦という国際環境がアメリカ黒人の運動に「追い風」として有利に働いたことを指摘する。すなわち、冷戦の展開に伴って国内の人種問題が国際化されたことは、黒人公民権の問題に対して政権が改革のイニシアティブを取ることを促した。運動の側も冷戦に積極的な機会を見出して利用していた。Dudziak, *Cold War Civil Rights*; Layton, *International Politics and Civil Rights Policies*; Borstelmann, *The Cold War and The Color Line*. もちろん黒人公民権運動にとって冷戦は桎梏ともなった。戦間期より黒人運動はラディカルとも結びつきを深め、アジアやアフリカの反帝国主義運動と連帯し、国際機関の創設にも影響力を及ぼそうとするなど、国際主義的な歴史を有していたが、そうした国際主義的な運動は米国の掲げる理念の正当性を損ないかねず、米国の冷戦外交にとって極めて不都合なものだった。その結果、冷戦政策の展開によって、アメリカ黒人の運動が国際主義や国際人権に依拠した活動を展開する余地が狭められていく。歴史家のエッシェンやアンダーソンらは、NAACPを始めとする冷戦期のアメリカ黒

たアメリカ黒人史の研究史に接続することよりもむしろ、多様な主体が織り成すグローバルな政治過程を解明する手法としてのグローバル・ヒストリーの重要性が提起されていることを踏まえ¹⁹⁵、黒人運動の動きに注目することで、戦後直後の世界政治の一つの断面を明らかにすることにある。換言すれば、本章の課題は、大戦直後の国際秩序と国内秩序の絡み合う様相を考えることにある。そしてその際に注目していきたいのは、NAACPが国際人権をどう認識し、どう使おうとしていたか、という点である。国連は米ソ冷戦のアーナただただでなく、マイノリティが権利を主張するためのプラットフォームになろうとしていた。「人権」もまた冷戦外交のプロパガンダの道具ただただでなく、マイノリティにとっての「抗議の言葉」となろうとしていた。反人種主義、脱植民地化、国際人権といったトランスナショナルな諸潮流を考慮に入れることで、冷戦だけの特権化しない形で戦時・戦後の国際／国内秩序が相互に作用しあい、再編されていくプロセスを捉えるとともに、その再編過程が黒人運動の側にどのような影響をもたらしたのかという点について考えてみたい¹⁹⁶。

第二節 「人権」と人種主義をめぐる国際/国内政治

2-1. 戦後のアメリカ社会

大戦の終結に伴い、アメリカ黒人を取り巻く状況は悪化した。総力戦体制に組み込まれたことで一定の経済的向上を見ていた黒人労働者たちは、戦争が終わるや失業の危機に直面する¹⁹⁷。1950年までに黒人の失業率は白人の二倍に達した。賃金面でも人種間に大きな格差が生じ、黒人の賃金は白人を大きく下回った。さらに黒人に対するリンチも頻発する。特に帰国したばかりの黒人復員兵に対するリンチ殺害事件が目立っていた¹⁹⁸。

相次ぐリンチ事件に対抗して、黒人運動や宗教団体、組合や退役軍人団体などが共闘して「全米群衆暴力反対緊急集会」(National Emergency Committee Against Mob Violence)を組織した。委員会を代表したNAACPのホワイトを含む六名は、1946年9月19日にト

人運動の、国際的な「人権」運動という舞台からの離脱と、公民権運動という形へのアジェンダの限定化という問題があったと指摘する。Dudziak, *Cold War Civil Rights*; Penny M. Von Eschen, *Race Against Empire: Black Americans and Anticolonialism, 1937-1957*, (Cornell University Press, 1997); Carol Anderson, *Eyes Off the Prize: The United Nations and the African American struggle for Human Rights, 1944-1955*, (Cambridge University Press, 2003); 中野耕太郎「市民権改革の始動」紀平英作(編)『帝国と市民苦悩するアメリカ民主政』(山川出版社、2003年)。

¹⁹⁵ 入江昭『歴史家が見た現代世界』(講談社現代新書、2014年); 田中孝彦「グローバル・ヒストリー—その分析視座と冷戦史研究へのインプリケーション」日本国際政治学会(編)『日本の国際政治学4 歴史の中の国際政治』(有斐閣、2009年)

¹⁹⁶ Iriye, “Historicizing the Cold War”, Richard H. Immerman and Petra Godde, ed, *The Oxford Handbook of the Cold War*, Oxford University Press, 2013.; Amy L. Sayward, “International Institutions”, *ibid.*

¹⁹⁷ 戦後の黒人労働者が直面した雇用における人種差別の構造については、トマス・J・スグルー『アメリカの都市危機と「アンダークラス」』(明石書店、2002年)を参照。

¹⁹⁸ Dudziak, *Cold War Civil Rights*, Ch.1.

ルーマン大統領に面会し、政権による積極的な対応を求めた。リンチやその他の暴力の詳細を聞かされたトルーマンは、問題を深刻に受け止めた。だが、ホワイト等は当初、トルーマンの黒人に対する真摯さについて懐疑的だった¹⁹⁹。これまでも以前の大統領に直接訴えたことのあるホワイトにとって、大統領の表向きの態度はあてにならなかった。かつてフランクリン・D・ローズヴェルトはホワイトに対し、やはり深刻に受け止めた素振りを見せたが、それはポーズに過ぎなかった。

ホワイト等にとってさらに悪いことに、その頃、トルーマンは国務長官の要職に、ステイニアスに代えてジェームズ・バーンズを起用した。これは政権から見るならば、バーンズの国内政治における調停巧者としての実績を重視し、米ソ関係の難局を解きほぐそうとした人事だったが、アメリカ黒人の視点から見るならば、彼は人種問題に関して非常に悪名高い存在だった。バーンズには一次大戦直後の人種秩序の流動化と人種関係の緊張の時期にあって、平等を求める黒人の動きの高まりを牽制し、「この国は白人の国であり、今後もずっとそうであり続ける。」と言ってのけた経歴があった²⁰⁰。彼はまた、トム・コナリーらと協力し、反リンチ法制定に反対して法案を葬り去ってきた。バーンズに言わせれば、そもそも NAACP などの北部の「よそ者」が南部に余計な干渉をするから地元民の怒りに火をつけ、その結果リンチが生じるのだった。さらに、バーンズ曰く、リンチの発生件数は実は減少傾向にあった。なぜなら、黒人による白人女性へのレイプが減ってきているからである。バーンズはレイプ減少の理由をリンチに求めて憚らなかった。懲罰としてのリンチこそ、黒人の性犯罪の抑止に役立っているのだと彼は断言した。バーンズはこうしたことを連邦議会の場で堂々と言ってのける人物だった²⁰¹。

バーンズの国務長官就任の結果、これまで彼が国内政治で示してきた態度を対外政策でも示すのではないかと、あるいは国連憲章の「人権」を修正しようとするのではないかと。アメリカ黒人の権利と、アジアやアフリカの植民地の人びとの権利とを、「人権」という枠組みで包括的に捉えていたデュボイスやホワイトらにとって、国務長官バーンズという人選は脅威だった。必然的に彼らは、国内の人種問題のみならず、国際情勢への関心を引き続き強めていく。

他方、米国内の人種状況は、国際社会の側からの注目を引くことにもなった。米国内で生じたリンチや様々な人種差別事件が、各国メディアによって大きく報じられたのである。それに加えて、訪米した外国人もまた深刻な人種差別の現実に直面し、国際問題となった。1947年7月、インド政府代表として米国を視察中だったロイ(Bidhan Chandra Roy)がイリノイ州のレストランで料理提供を拒否された。ロイはこれを「アメリカのカースト制度」と呼んで非難した。ロイはガンジーの専属医でもあったが、そのことが事件の注目度を高めていた²⁰²。同年、世界的知名度を誇ったダンサーであるジョセフィン・ベーカー

¹⁹⁹ White, *A Man Called White*, 330-331.

²⁰⁰ Borstelmann, *The Cold War and the Color Line*, 24.

²⁰¹ Anderson, *Eyes off the Prize*, 69-71.

²⁰² “Illinois Restaurant Bars Gandhi’s Doctor”, *New York Times*, July 25, 1947.

(Josephine Baker)が、ニューヨークにおいて 36 件のホテルから黒人であることを理由に宿泊を拒否された。彼女はフランスのメディアを通じ、アメリカの人種差別の実態を非難した²⁰³。ハイチの外相もまた、やはりニューヨークのホテルで宿泊の延長を拒否されていた²⁰⁴。各国からの抗議を受け、国務省は国内の人種主義について、外国の目を気にするようになる。各国に駐在する大使館・領事館は、任地における米国の人種問題に関する新聞報道や現地からの抗議の声を収集し、本国に報告していた²⁰⁵。

こうして世界の注目が米国の人種状況に集まりつつあった 1946 年 6 月、全米黒人会議 (National Negro Congress: NNC) が請願を国連事務総長トリグヴェ・リー(Trygve Lie) に送った。この請願は、米国の黒人が日々直面する不公正の実態を暴露し、国連による調査を要請していた。ジョモ・ケニヤッタやクルマら、後にアフリカ独立のリーダーとなる著名なアフリカ黒人も署名に加わったことで、請願は大きな反響を呼ぶことになった。イラク紙やソ連紙が NNC 請願を報じ、米国の黒人差別の実態を大きく取り上げた²⁰⁶。請願はトルーマン大統領のもとにも送付されている。

この請願文で興味深いのは、「請願の目的」と題された最初のパートにおいて、「請願者である全米黒人会議は、合衆国における、国連憲章 71 条に定義されるところの、全国組織 (national organization)」であると述べるなど、第二章で紹介した国連憲章第 71 条を援用することで自らの行動に国際的正統性を付与しようとしているところにある²⁰⁷。

NNC 請願は国連において激しい抵抗に直面することになった。内政干渉に反発する国々は、この問題は純粋に米国の国内問題であると主張した。国連憲章の明記する国内管轄権を根拠に、NNC 請願の受理を拒絶したのである。

しかしながらアメリカ黒人はそのような論理では納得しなかった。そもそも国連の目的の一つとして、経済的社会的あるいは人道的問題の国際協力が謳われていたのではないか。NAACP のヒューストン(Charles H. Houston)は、国連には国内の個別具体的な事件の調査に関与する権限はないかもしれないが、人権侵害が国家的レベルに達していたり、侵害の状況を政府が是正することができない場合には米国政府の政策自体が問題なのであり、国家の政策というレベルにおいて国連は司法権を行使しようと主張した²⁰⁸。また、当時米国は、ソ連がポーランドで自由選挙を実施しないことを非難していたが、そのことも国内

²⁰³ 荒このみ『歌姫あるいは闘士 ジョセフィン・ベーカー』(講談社、2007年)、124-125。

²⁰⁴ Memorandum of Conversation, January 15, 1947, RG 59, Decimal File, Box 4687, 811.4016.1-1547, National Archives, Washington D.C.(hereafter: NA)

²⁰⁵ RG 59, Decimal File, Box 4686-4687, NA.

²⁰⁶ American Legation in Baghdad to the Secretary of State, June 10, 1946, RG 59, Decimal File, Box 4686, 811.4016.6-1046, NA.

American Embassy in Moscow to the State Department, August 26, 1946, RG 59, Decimal File, Box 4686, 811.4016.8-2646, NA.

²⁰⁷ Max Yergan to Harry S. Truman, Box 58, Papers of Phileo Nash, HSTL.

²⁰⁸ フランクリン『アメリカ黒人の歴史』、453。

管轄権の主張への疑念につながった。ヒューストンによれば、「南部の選挙権剥奪を許している合衆国の政策は、ポーランドの選挙やフランコ・スペインにおける民主的権利の否定と同じく、国際的な問題なので」²⁰⁹あった。アメリカ黒人に言わせれば、そもそも米国において自由選挙が実施されていないのである。矛盾は明らかだった。

2-2. 南アフリカのインド系住民差別問題とインドの国連外交

国内管轄権によって NNC の請願は阻まれたが、同時期にさらなる問題が生じていた。インドが南アフリカにおけるインド系住民の差別問題について国連に提訴したのである。1946 年 6 月 22 日、インド政府は国連事務総長トリグヴェ・リーに宛てた書簡において、南アでインド人が長年にわたって差別を受けてきた歴史を紹介するとともに、国連憲章の理念を今こそ実行に移すべきであると主張した。そして、この問題が国連総会の議題の一つとして取り上げられるよう主張したのである²¹⁰。

二度の世界大戦は米国同様、南アでもマイノリティの地位向上と人種間の緊張を招いていた。白人が英連邦軍の一員として従軍する一方で、アフリカ人が戦時の労働需要に応え、製造業へ進出した。都市部でのアフリカ人の増加は、40 年代には新たな大衆運動の展開につながった。都市の黒人人口の急速な増加は、極度の住宅不足の状況を生み、高額な家賃は都市周縁部のスラムの形成を促し、スラムを撤去しようとする当局との間で対立が生じていた。抗議デモや通勤バスのボイコットが繰り返された。アフリカ人労働者による労働争議も頻発した。40 年代までに勃興しつつあったこうしたアフリカ人大衆運動は、既存の南アの秩序を動揺させるものであった。地位を脅かされた白人の恐怖感こそが、その後の南アの行方を決定しようとしていた²¹¹。

南アのインド人住民が直面していたのは、このようなイギリス系白人とオランダ系のアフリカーナー、アフリカ人といった諸民族集団が緊張を孕みつつ織り成す南アの階層的な政治・経済・社会構造の流動化と再編の過程であった。インド人の多くは都市部へと流入し、商業に進出していったが、彼らの成功への反感を背景にして、選挙権剥奪をはじめとする様々な差別的諸立法が進んでいた。高まる反アジア人のアジテーションは、43 年にはナタールでアジア系住民の土地取得を制限する法として結実する。さらに 1946 年、南ア政府はインド人の商業活動と居住の双方における完全に隔離する法律(Asiatic Land Tenure and Indian Representation Act)を可決した。1946 年の第一回国連総会においてインド政府が反発を示したのは、このような南アの政策に対してだった。インドによれば、南ア政府によるインド人住民の自由と人権に対する一連の政策は国連憲章違反であった。インドは、国連憲章 10 条及び 14 条に照らし、インドはこの問題を総会に送った。インドによる提訴は、

²⁰⁹ 同上。

²¹⁰ *Year Book of the United Nations: 1946-47.*, United Nations Publications, 1947, 144-148.

²¹¹ 峯陽一『南アフリカ「虹の国」への歩み』(岩波新書、1996)、第三章。

NNC のケースとは異なり、正式な独立はまだだとはいえ、国連の正式な加盟国によるものであったがために、易々と退けることはできなかった²¹²。

国連憲章第 10 条及び 14 条は、総会が憲章の射程範囲内にあるいかなる問題についても議論し、平和的解決のための勧告を出すことができると規定する。と同時に、前述のように国連憲章は、個々の国家の国内管轄権に属する問題については射程に入らないということも明示している。国連憲章の孕むこのような両義性は、論争の余地を提供した。ある者は憲章に人権を拡張させる可能性を見出した。だが、別の者は憲章に内政不干涉原則を見出し、利用しようとした。相異なる二つの解釈が国際秩序と国内秩序のはざまに「人権」を巡る国際政治のダイナミズムを生み出すことになったのである。

そして、インドの国連外交は多くの人々を触発した。米英を含む各国の人々がインドを熱烈に支持していた。一方の南アが主権国家をアクターとする舞台として世界を見ていたのに対し、「インドは、国家のみならず人々が大きな役割を演じ、新たな連帯を打ち立てられるような空間を見出していた。」²¹³

1946 年 10 月、インドの提起した問題は総会に持ち込まれた。インド政府は、南アのインド系住民に対するこれまでの処遇は、46 年の差別的立法は人権と自由の点において国連憲章に違反していると主張した。対する南ア政府は、南アは憲章に含まれるいかなる人権侵害もなしていないと反論した。南アによれば、国連憲章は国際的に広く承認された権利の規定を作っておらず、加盟国は国連憲章の下では具体的な義務を課せられないはずだった。南アは、問題となっているインド系住民は紛れもなく南ア国民であり、国連憲章第二条第七項に定める国内管轄権に属する問題であると主張した²¹⁴。

12 月、総会は、南ア政府に対してインド系住民の処遇を両国間の協定と国連憲章の関連条項に沿うものにするよう勧告する決議案の投票に移った。米国や英連邦諸国など 15 カ国が南アを支持し、7 カ国が棄権するなか、アジア・アフリカ諸国三二カ国がインドを支持し、決議案は可決された。これは歴史的な決議だった。世界の歴史上、国際機構が人種問題と闘う姿勢を公式に示したのはこれが初めてのことだった²¹⁵。この時のインドの国連外交には世界中が注目し、国連に希望を見出した。他方、米国はこの事態を憂慮した。インドの問題提起は、一度は国内管轄権の論理で葬り去った NNC 請願を復活させかねないものだったからである。

2-3. 米国トルーマン政権の公民権改革

国際社会の目が米国内の人種状況に注がれる状況にあって、トルーマン政権は対応を迫られていた。1946 年 12 月、トルーマンは大統領行政命令 9808 を発令し、公民権に関する

²¹² “India And The U.N.” *New York Times*, June 25, 1946.

²¹³ Bhagavan, *The Peacemakers*, 77.

²¹⁴ *Year Book of the United Nations*, *op.cit.*, 148.

²¹⁵ Paul Gordon Lauren, *Power and Prejudice: The Politics and Diplomacy of Racial Discrimination*, (Westview, 1988), 183.

大統領諮問委員会（President's Committee on Civil Rights）を設置する。先に述べたように、黒人復員兵に対するリンチ殺害事件が相次ぎ、国際社会の関心も高まっていた。また、NNC 請願がそれに拍車をかける状況をもたらしていた。46年9月には全米群衆暴力反対緊急委員会（National Emergency Committee Against Mob Violence）が組織され、ホワイトらがトルーマンに面会し、政権の対応を訴えていた²¹⁶。行政命令は、それに応えたものだった。

諮問委員会は10回に渡る会議を経た後、1947年10月29日、その最終報告書である「これらの権利を保障するために」²¹⁷を発表した。諮問委員会は議論の過程で国務長官マーシャルに対し、米国の公民権問題の国際的な影響について意見を求めるなど、人種問題がアメリカの国際的地位を脅かし、国益を損なう恐れがあるということ意識していた²¹⁸。最終報告書は、米国における人種主義の記録と問題点を提示した上で、連邦政府の責任として権利の保障を推進することを促し、さらに委員会による具体的な行動計画を勧告するものだった。後半には国務省のディーン・アチソンの書簡が引用され、「この国におけるマイノリティ差別の存在は、他国との関係に好ましからざる影響を与えている。」として、国務省として人種差別撤廃政策が進められることが要望されている²¹⁹。トルーマン・ドクトリンが謳ったように、冷戦が生活様式をめぐる戦いとなりつつある以上、国内の人種状況の改善は急務だった。

そして、作成された報告書は、早速パブリック・ディプロマシーのツールとして活用されることになる。国務省は1949年、国内の人種問題に関して他国から非難されたときに発表する声明の例文を作成しているが、そのなかにはトルーマン政権の設置した公民権に関する大統領諮問委員会の活動とその最終報告書の内容が記されており、アメリカはそれらを指針として改善に取り組んでいる最中であるとされているのである²²⁰。

第三節「世界へのアピール」とその挫折

3-1. 請願の作成

NNC による請願提出行動を受け、NAACP の特別調査部の責任者であるデュボイスは、国連総会における NAACP による請願提出を提起する。デュボイスにとって、この種の請願を出すことの必要性は、南アのインド人やパレスチナのユダヤ人、あるいはインドネシア人などといった人々も同様に請願を作成しているという事実からも明らかだった。デュボ

²¹⁶ Dudziak, *Cold War Civil Rights*, 23-24.

²¹⁷ *To Secure These Rights: The Report of President Harry S Truman's Committee on Civil Rights*, (Bedford, 2004)

²¹⁸ Robert K. Carr to the Secretary of State, May 23, 1947, RG 59, Decimal File, Box 4687, 811.4016.5-2347, NA.

²¹⁹ *To Secure These Rights*, 165.

²²⁰ Statement in Answer to Possible Charge that the United States Discriminates against Negroes in This Country, Box16, Entry:1030-D, US Mission to the United Nations Central Subject Files, RG84, NA.

イスの手元には、インドの不可触民の活動家であるアンベードカル (B.R.Ambedkar) から、同様に請願を作ることを示唆する書簡が届いていたのだ²²¹。デュボイスの提案は承認され、デュボイスの指揮の下、レイフォード・ローガン(Rayford W. Logan)ら四人が執筆を担当したこの請願の草稿は、1947年初頭には各所に回覧され、修正・補足が加えられた²²²。だが、この請願の作成時期は、米ソが冷戦へと向かっていく時期と重なっていた。

この時期の米国外交を、デュボイスとホワイトはどのように認識していたのだろうか。

デュボイスの立場は明確だった。47年4月には黒人紙『シカゴ・ディフェンダー』において、トルーマン・ドクトリンを批判し、米国外交の根底にある反共主義を非難している。彼は、世界の人種問題の根本には貧困があるとし、貧困撲滅の希望を社会主義と国連に見出していた²²³。

30年代以来アメリカ共産党と対立し、反共的だったホワイトも、ソ連と対立を深める米国を支持していたわけではなかった。1946年3月、英首相チャーチルがミズーリ州フルトンで「鉄のカーテン」演説を行い、米国民に対してソ連の脅威を喚起すると、ホワイトは演説を「責任ある人間による、現代史において最も危険かつ皮肉なものの一つ」とであると訴えた²²⁴。ホワイトはさらに同年4月、『シカゴ・ディフェンダー』紙において、イラン問題を巡ってソ連と対立する米英の偽善をこう非難していた。英国がギリシアやエジプト、インドネシアやイラク、そしてパレスチナに駐兵し続けている限り、英米がイランにおけるロシア軍のプレゼンスを重大視するのは理解に苦しむことであり、「英国と米国は、他国民のハウスキーピングを批判する前に自分たちの家をまずきれいにしろ、というソ連の主張は完全に正しい」のだと²²⁵。反共主義者であることと、冷戦外交を肯定するということは必ずしもイコールではなかったのである。

3-2. 植民地問題をめぐる温度差

一見するところ請願提出に向けて歩調を合わせているかのように見えるデュボイスとホワイトだったが、実のところある問題において認識の相違が生じていた。実は、デュボイスは早くも1946年の初頭より、アフリカの植民地問題について NAACP として国連に訴えることを提起していた²²⁶。だが、アフリカの人々の声を NAACP が代表・代弁するというデ

²²¹ Memorandum to the secretary, August 1, 1946, The Papers of the NAACP (マイクロフィルム資料、早稲田大学中央図書館所蔵), Part 14, Reel 16, Frame 00244.

²²² Memorandum to Mr. White, January 6, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 00487.

²²³ 千葉『W・E・B・デュボイス』、165。

²²⁴ “Comment by N.A.A.C.P on Ex Prime Minister Winston Churchill’s Address on March 5th at Westminster College, Fulton, Missouri”, NAACP records, Box A616, Folder11, LC.

²²⁵ Eschen, *Race against Empire*, 101-102.

²²⁶ Memorandum to Mr. White, March 26, 1946, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 59, Frame 00176.

デュボイスの提案に対して、ホワイトは懐疑的だった²²⁷。結局、植民地問題をめぐる請願の作成について NAACP の承認は得られなかった。最終的に 47 年 10 月に国連人権委員会事務局に提出される請願「世界へのアピール」は、米国におけるアメリカ黒人に関するものであり、アフリカの問題や人種と植民地主義のリンケージの視点が欠如するものとなったのである。デュボイスは、NAACP がアフリカ問題にコミットする姿勢が薄いことについてたびたび不満をあらわにしている²²⁸。

第二章で確認したように、ホワイトにアフリカに対する問題意識がなかったわけではない。しかし、NAACP の運動を指導する立場として、脱植民地化を追求する方法論が、デュボイスとは異なっていた。デュボイスがパン・アフリカ会議のような形での連帯を模索したのに対し、ホワイトは後に見るように、アメリカ外交に対する影響力を確保し、アメリカ外交を通じた植民地問題の改善を志向したと考えられるのである。そのような両者の間の齟齬は、国際人権と国家権力の関係についての認識の差異というもう一つの論点とも関わってくるのだった。

3-3. 請願の提出

NAACP は出来上がった請願を国連で提出すべく動き出した。47 年の 1 月 29 日にはデュボイスが国連人権委員会を傍聴し、早くも請願の草稿を人権委員会事務局のジョン・ハンフリー(John Humphrey)に手交した。一方、ホワイトはデュボイスに対し、米国情連代表団の一員であり、さらに国連人権委員会の議長に就任していたエレノア・ローズヴェルト(Eleanor Roosevelt)に、請願提出について相談することを提案した²²⁹。ローズヴェルトは NAACP の理事会(Board of Directors)の一員でもあり、これまでも運動と政権の間の窓口として、政府が様々な不公正や事件の調査・解決に乗り出すよう影響力を行使してくれていた。NAACP にとって、彼女の存在は運動戦略上、欠かすことのできない重要な資産だった。彼女に、助言と協力を求めるのは当然だった。

だが、ローズヴェルトは NAACP の動きに難色を示すことになる。世界人権宣言の成立過程を紐解けばわかるように、国連人権委員会もまた、人権の定義を巡って東西が激しく争う冷戦の舞台だった²³⁰。国際人権章典の完成を自らの使命とするローズヴェルトは、さらなる火種を持ち込むことを嫌がった。

困難は冷戦だけではなかった。国連憲章に国家主権の論理が色濃く刻まれた結果、制度・手続きの問題がネックとなって立ち塞がったのである。9 月 11 日、デュボイスは国連事務

²²⁷ Memorandum to Dr. Du Bois from Mr. White, March 28, 1946, *ibid*, Frame 00177.

²²⁸ Memorandum to Mr. White, November 14, 1946, *The Papers of W.E.B. Du Bois*, Reel 59, Frame 00257.; Letter to Padmore from Du Bois, December 30, 1946, *ibid*, Frame 00375.

²²⁹ Memorandum from Mr. White to Dr. Du Bois, 1947.1.29, *The Papers of W.E.B. Du Bois*, Reel 60, Frame 00506.

²³⁰ Glendon, *A World Made New*; 西崎「世界人権宣言とアメリカ外交」。

総長トリグヴェ・リーに対し、国連総会の場において請願を公式に提出したいと打診した。デュボイスは、制度上は不可能だということは承知しているとした上で、それでも NAACP の声明を聞く場を設けて欲しいと訴えとともに、事務総長の臨席を希望した²³¹。しかし事務総長にはそのような権限はなかった²³²。デュボイスは人権委員会事務局のハンフリーに対し、総会か経済社会理事会の場における請願の提出・発表について打診する。だが、ハンフリーの回答もやはり制度面の問題を指摘するものだった。加盟国政府によって取り上げられない限り、正式な提出は不可能だということである²³³。

ホワイトらは各国の国連代表団にも協力を打診したが、それに対する米国代表の一員ウォーレン・オースティン(Warren Austin)上院議員の回答も制度上の困難を指摘するものであった。総会での議題化は既に締め切りを過ぎており、特段の「政治的緊急性」がない限り NAACP の望む形での議題化は難しいということである²³⁴。

デュボイスは粘った。この請願は既に人権委員会事務局に提出しているものであり、たとえ公式の議題化は無理だとしても、この請願の完成版を今こそ総会の公式の代表者たちの前で発表したいのだと。議題化そのものは次年度以降でも構わないというデュボイスは、米国代表団に対し、請願の公式発表の機会を作るための協力を打診した。さらにハンフリーにも粘り強く働きかけ、人権委員会の事務局が公式に請願を受け取る場を設けることを打診した²³⁵。その結果、ハンフリーは 10 月 23 日の正午に請願提出の場を設けると回答した²³⁶。

デュボイスは提出の場を一大イベントとすべく、各国代表やメディアにも請願提出について告知するなど、各所に働きかけた。一方ホワイトもローズヴェルトに宛て書簡を書いている。彼は請願発表を「セレモニー」と表現し、会場に多数の高名なゲストを招いていること、NAACP のもとには各国のメディアや、英ソ、南ア、ハイチ、リベリア、ポーランド、インド、アルゼンチンといった国々の国連代表部から請願の写しを求める要望が多数寄せられていることなどを伝えた²³⁷。米国の人種問題に世界の関心が集まっていることをホワイトも意識していた。だが、ローズヴェルトの反応は、自分は米国政府代表という立場にあ

²³¹ Du Bois to Trygve Lie, September 11, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 00924.

²³² Wolliam H. Stoneman to Du Bois, September 29, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 00971.

²³³ John P. Humphrey to Du Bois, October 9, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 00973.

²³⁴ Warren Austin to Smythe, October 9, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, .Frame 01076.

²³⁵ Du Bois to Humphrey, October 16, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 00977~00979.

²³⁶ Du Bois to White, October 17, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 00582.

²³⁷ Walter White to Eleanor Roosevelt, October 20, 1947, *The Eleanor Roosevelt Papers: Volume 1: The human rights years 1945-1948*, Charles Scribner's Sons, 2007, 632-633.

るのでホワイトらの期待に応えることはできないという素っ気ないものであった²³⁸。同じくオースティンもまた、米国代表団が協力できることは何もないとした²³⁹。

1947年10月23日、NAACPは国連人権委員会事務局を前にして声明を発表し、その請願を提出する。既に経済社会理事会によって、人権委員会には受け取った請願についていかなる行動を起こす権限はない旨が決議されていた²⁴⁰が、このNAACP請願はソ連によって取り上げられることによって、人権委員会の下部組織である差別防止及びマイノリティ保護に関する小委員会（Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities）における議論的になる。この小委員会そのものが冷戦のポリティクスの産物であった²⁴¹ことは、請願の前途を暗示していた。

3-4. 請願の提出後

小委員会においてNAACPの請願を議題として取り上げられることを主張したのはソ連だった²⁴²。それに対し、小委員会における米国代表ジョナサン・ダニエルズ(Jonathan Daniels)が反対の論陣を張った。黒人問題について大統領は既に調査を指示し、改善に取り組んでいるのだということを断った上で、このような特定の問題のためだけに国連が行動するのは不公平であり、世界の様々なマイノリティから人権委員会に寄せられている全ての請願を受理・検討する仕組みをまず作るべきだと主張したのである²⁴³。冷戦が生活様式を巡る戦いとして本格化する中、国連人権委員会はまさにその舞台となりつつあった。そのような状況にあっては、NNC請願の時のように国内管轄権を持ち出して反対するだけでは分が悪かった。そこでダニエルズは、NAACP請願だけを特別扱いするのではなく、その他のあらゆる請願と同様に処遇すべきだという論法を用いているのである。人権委員会にはその設立時より、世界各国の様々なマイノリティからの請願が送られてきていた。そうした請願の山を前にした時、ソ連や西欧諸国、オーストラリアといった国々もまた脛に傷を持つ身であった²⁴⁴。ダニエルズの論法は有効であった。小委員会はまず、人権を規定した効力のある文書がないことには請願を精査しても意味がないとし、全ての請願を取り上げるメカニズムを作ること主張したダニエルズの提案とともに、NAACP請願を取り上げられることを主張したソ連提案をも却下したのだった。

NAACPのメンバーでもあったローズヴェルトは、請願の議題化に反対せざるを得なかつ

²³⁸ Eleanor Roosevelt to Walter White, October 22, 1947, *ibid*, 634.

²³⁹ Austin to Du Bois, October 21, 1947, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 60, Frame 01078.

²⁴⁰ ECOSOC Resolution 75(v)

²⁴¹ Glendon, *A World Made New*, 36.

²⁴² Draft Resolution proposed by Mr. A.P. Borisov, December 1, 1947, E/CN.4/SUB.2/24, The Papers of the NAACP, Part14, Reel14, Frame 00512-00513.

²⁴³ Summary Record of the Thirteenth Meeting, E/CN.4/Sub.2/SR/13, The Papers of the NAACP, Part14, Reel14, Frame 00514-00522.

²⁴⁴ Lauren, *The Evolution of International Human Rights*, 217-218.

た事情を二度に渡ってホワイトに報告している。米国は世界各国のマイノリティから寄せられた全ての請願を取り上げることが提案していたが、それは否決された。そのような中で、NAACP という一つの団体のみを特別扱いすることはできない。それは米国を攻撃することに躍起になっているソ連を利するだけである。それゆえに、米国代表団としては、NAACP 請願だけを取り上げることが主張したソ連の提案に反対せざるを得なかったのであるとローズヴェルトは述べた²⁴⁵。ダニエルズの論法やローズヴェルトの釈明に、「人権」をめぐる冷戦にあつて、自国に不利な動きを「人権」の旗手としての一定の体裁を保ちつつ封じ込めようとする米国外交の狡知を見て取ることもできよう。

第四節 その後—NAACP と国際人権

4-1. 確執

かくして 47 年 12 月の時点において、請願活動は行き詰まりに直面していた。この時期、デュボイスとホワイトら主流派との間の路線対立が露になり始める。

47 年 11 月、ジュネーヴでの人権委員会を控えたローズヴェルトは NAACP に対し、これから起草される国際人権章典に明記されるべき、権利の履行方法 (implementation) について助言を求めた。これを受けてホワイトは、NAACP としての見解をローズヴェルトに送るべく、デュボイスに意見を問うた²⁴⁶。

だが、デュボイスの返事は、ローズヴェルトに対する失望と不満を露骨に示すものであった。目下、人権に関する問題は、人権についての声明などではなく、人権侵害について何ができるのかという具体的適用の問題である。国連人権委員会は NAACP の請願権を否定した。人権委員会にできることは、「内々に」我々の請願を受理することだけなのである。NAACP のやるべきことはただ一つ、請願を国連の議題とするために、支持国を確保することである²⁴⁷。先に見たように、主権国家からなる国際連合において請願が取り上げられるためには、制度の問題がネックとなった。いずれかの協力国の手によって請願を提起してもらう他に道はなかった。デュボイスは積極的な活動を継続する。「世界へのアピール」の翻訳・出版について各国に打診するとともに、48 年の総会での請願の議題化について協力を求めた²⁴⁸。

48 年 6 月 30 日、デュボイスはニューヨークの米国国連代表団オフィスにて、エレノア・ローズヴェルトと一時間半に渡って会見を持った。

NAACP の請願を総会の議題とすることは良からぬ結末をもたらしかねないという国務

²⁴⁵ Roosevelt to White, December 8, 1947, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00130.; Roosevelt to White, January 20, 1948, *ibid*, Frame 00129.

²⁴⁶ Memorandum from Mr. White to Dr. Du Bois, November 18, 1947, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00175.

²⁴⁷ Memorandum to Mr. White from Dr. Du Bois, November 24, 1947, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 14, Frame 00422.

²⁴⁸ January 22, 1948, The Papers of the NAACP, Part 14m Reel 17, Frame 00019.

省の懸念を代弁するローズヴェルトに対し、デュボイスは、アメリカ黒人の苦境に対する国際的な行動が期待できないであろうことは承知していると述べつつ、それでも世界は、米国における状況がどんなものなのかを正確に知らなければならないと訴えた。そのことによって、世界は米国の人種問題についての曖昧な情報に依存することがなくなり、事実に基づいた声明を出すことができるようになるのだった。また、デュボイスは、もし米国がこの問題を総会に出すことを望まないのであれば、他の国が代わりに総会に提起する可能性をも示唆した。

ローズヴェルトは、ソ連やその他の国々が米国を攻撃する口実として利用される恐れがあると指摘し、それはとても恥辱的なことであると述べる。ローズヴェルトにはこれまでも米国の人種主義批判に対しては、他国にも同様の問題があることを指摘することで対応してきた経験があった。これが総会の議題ともなれば彼女とその同僚たちは不快な立場に置かれることになるだろう。彼女は米国国連代表を辞任する可能性も示唆した。

デュボイスは、国際機関の前に事実を提起することは必ずしも恥辱的なことではないと応じた。確かに非友好的な人物や組織によって利用される可能性はあるだろう。しかしそれは真実を押し殺す（suppress）理由にはならないのである。デュボイスは NAACP の草創期の経験を引き合いに出す。NAACP がリンチや差別に関する情報を収集し事実を公表しようと企てていたとき、それはやめたほうがいと助言してきたたくさんの仲間がいた。そのような行為は、NAACP に対する不利な批判を招くだけであると。それでも我々は譲らなかつたし、それは正しかったと信じているとデュボイスは述べる。ローズヴェルトとの会見は平行線のまま終わった²⁴⁹。

他方、デュボイスとは対照的に、ホワイトらは米国国連代表団への協力を続けようとしていた。人権委員会が起草中の宣言案には「正しくない」事項が含まれており、起草プロセスを注視していく必要があったのである²⁵⁰。国連総会における米国代表顧問としての参加を国務省から要請されると、ホワイトは受諾を決めた。顧問団体候補の名簿には、NAACP の他には人種マイノリティを代表する団体の名が記載されていなかった。ホワイトにとって、自分たち NAACP が米国外交の一員として代表されることが何よりも重要だった²⁵¹。

48年8月20日、ホワイトはデュボイスに、国連総会に出席するため渡仏する旨を伝え、NAACP としての方針について意見を求めた²⁵²。それに対し、デュボイスは、依然として総会における請願の議題化にこだわりを見せる一方、総会にて採択される世界人権宣言につ

²⁴⁹ Memorandum from Du Bois to White, July 1, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00835.

²⁵⁰ Memorandum to Mr. White from Mr. Wilkins, May 10, 1948, The Papers of NAACP, Part14, Reel14, Frame 00576; Memorandum to Mr. White and Mr. Marshall from Mr. Wilkins, May 17, 1948, *ibid*, Frame 00590.

²⁵¹ Memorandum from the secretary to the Committee on Administration, July 13, 1948, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00209.

²⁵² Memo from Walter White to Du Bois, August 20, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00852.

いてはもはや言うべきことは何もないとした。権利についての一般的な声明ではなく、「普遍的に認められる権利の具体的な適用」をこそ求められているのだと彼は繰り返す²⁵³。ホワイトはもはや関心を示さなかった²⁵⁴。9月7日のNAACPの会議において、国連における人権について議論がなされたが、そこでは、請願の問題と、起草されつつある人権宣言・規約における人権の履行という長期的な課題とを混同してはならないという指摘がなされた²⁵⁵。

こうして米国の国連外交に対する協力を継続しようとするNAACP理事会を、デュボイスは痛烈に批判した。米国外交が反動的性格を露にしつつあるにもかかわらず、その顧問として国連に参加することは、帝国主義への同調に他ならなかった²⁵⁶。

ホワイトの反論で興味深いのは、顧問諸団体が米国代表団に異議を申し立てたサンフランシスコ会議の経験を忘れたのかという問いかけである。パリでも同様に米国代表団に対して主張していくべきだろうとホワイトは述べる²⁵⁷。彼にとって、NAACPが国際政治の場に関与し、一定の影響力を保持することこそ重要なのだった。米国政府を敵に回し、現実性の低い請願の総会への持ち込みに拘泥し続けるわけにはいかなかった。既にデュボイスとホワイトらとの間にはこの年の大統領選の支持方針を巡る亀裂が生じていたことが、請願の問題は両者の対立に拍車をかけた。NAACPはデュボイスとの雇用契約を四八年いっぱい打ち切ることを決定した²⁵⁸。

4-2. その後のNAACP

1948年9月9日、国連総会を前にして、米国代表団に顧問団体の一員として再び加わったホワイトは、国務省関係者と会談を持った。そこでホワイトは、人種差別の問題を国連総会に持ち込むことはデュボイスが個人的に進めてきた「ペット・プロジェクト」だったとしたうえで、ホワイトにはこの問題を国連総会に押し上げる意図はないことを言明した²⁵⁹。請願によって悪化した国務省との関係を修復しようとしているかのような「弁明」である。

エッセンをはじめとする先行研究は、請願挫折後のNAACPが、米国の冷戦政策に積極的に協力することによって、見返りに国内の公民権運動を有利に進めつつ、同時にアジア・アフリカに対する米国の外交政策にも反共のロジックを駆使することで影響力を行使

²⁵³ Memorandum to Mr. White, August 23, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00853.

²⁵⁴ Memorandum from Mr. White to Dr. Du Bois, August 24, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00854.

²⁵⁵ Problems concerning Human Rights for discussion at the Meeting September 7th in Mr. White's office, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00338-00344.

²⁵⁶ Memorandum, September 7, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00859.

²⁵⁷ Memorandum to Dr. Du Bois from Mr. White, September 13, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00865.

²⁵⁸ September 15, 1948, The Papers of W.E.B. Du Bois, Reel 62, Frame 00872.

²⁵⁹ Memorandum of Conversation, 1948.9.9, RG84, subject files, 1946-1963, Box5, NA.

しようとするようになっていったという変化を指摘する。上記のホワイトの「弁明」も、こうした先行研究が議論してきたような変化の一局面だといえよう。

だが、先行研究においては、NAACPが「国際人権」のフィールドから離脱していったことが示唆される一方で、NAACPがその後も米国国連代表団や国務省にコミットし、国際社会における人権の問題を注視し続けた事実が閑却されていると言えないだろうか。以下ではその点を少し掘り下げ、その意味を試論的に考察してみたい。

まず、NAACPは請願の挫折後も、国際人権の場を注視し、国務省や国連代表団に対して批判的な見解を表明し続けていた。その点を確認できるのは、請願作成にも関与し、デュボイスが失脚した後にNAACPの国連及び植民地問題担当の顧問となったレイフォード・ローガンの言動である。彼はホワイトに歩調を合わせ、世界人権宣言の草案についてNAACPの取るべきスタンスを提言した。世界人権宣言の起草過程において、ローズヴェルトをはじめとする米国代表団は、上院の反対を招くような条項を人権宣言に挿入することを避けようとしていた。だが、ローガンの見るところ、一部の条項がひとたび宣言から除外されてしまえば、後に起草・制定される国際人権規約において、その内容を復活させることは一層困難になってしまう。彼は宣言案・規約案の様々な条項について論点を提起するが、なかでも特に、宣言草案の20条、すなわち個人や団体の国連への請願権を維持することの重要性を強調する。また、差別無く全ての人々が政府に参画する権利を規定した宣言案21条についても同様であった。これは英国が植民地住民の参政権につながりかねないために反対していたのだった。NAACPとしては、この二つの条項の人権規約への挿入を主張していくべきであり、結果としてもし必要ならば宣言への挿入をもって手を打つこともやむをえないだろうとローガンは指摘する²⁶⁰。彼は国務省との会合においても、人権規約案から国連への請願権が漏れている問題を提起したが、国務省サイドからは国家主権原理の強調によって応じられることになる²⁶¹。このように、人権宣言における請願権の確保にこだわったNAACPであったがその努力は報われず、個人請願権を規定した20条は、48年の人権委員会における起草過程において、最終的に削除されてしまった。

さらに1949年以降の人権規約の起草プロセスにおいてNAACPの目に映ったのは、世界人権宣言では明記されていた経済的社会的文化的権利を巡る条項(22~27条)が、人権規約の草案では切られかねない状況に陥っていたことである。NAACPはそれらの権利を包摂した規約案を支持するよう米代表団に訴えている²⁶²。

結局1951年12月の国連総会は、起草されるべき国際人権規約は、政治的市民的権利と経済的社会的文化的権利とに分けた形で、二つの独立した規約として完成させていくという方針を決定した。この展開を報告したローガンは、前者の政治的市民的権利に関する規約

²⁶⁰ Memorandum to Mr. Walter White on the Geneva Draft of the Declaration on Human Rights and the Draft of the Covenant on Human Rights, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00345.

²⁶¹ Logan to White, March 6, 1948, The Papers of the NAACP, Part 14 Reel 15, 00115.

²⁶² Logan to White, December 5, 1951, NAACP records, Group II, Box A404, Folder5.

においてすらも自動執行性を有した条約 (self-executing treaty) にはならないのだという
国務省の見解を伝えている。人権規約の各種権利条項に効力を持たせるためには、米国議会
による立法措置を経なければならないのである。ローガンによれば、「それ (議会による立
法) がなされるまでは、個人は法廷に行き、規約に明記された権利の履行のために訴えるこ
とができない」のだった。

請願後の NAACP が大きく関心を寄せていたもう一つの問題は、植民地を含む途上国の
問題であった。デュボイスが NAACP を去った翌 1949 年、国務長官に就任したアチソ
ンに対して、ホワイトは祝辞を述べつつ、そこで彼は植民地や信託統治下の低開発地域
に対する援助の問題を提起した。それは、ホワイトが顧問団の一員として米国代表団
に参加した折に、そうした地域に対する援助計画が全く欠如していることを痛感した経
験に由来する問題提起だった²⁶³。ローガンもまた米国の発展途上国に対する開発援助計
画であるポイント・フォー・プログラムに関する下院外交委員会の公聴会に出席し、ア
ジアやアフリカにおける労働者の権利保護について、米国国連代表団顧問の資格で発言
した²⁶⁴。

とりわけ NAACP が請願の挫折後も注視し続けていたのは、アフリカにおける旧イタリ
ア植民地の問題だった。旧イタリア領であったリビア、エリトリア、ソマリアを国連の直接
的な信託統治の下に置くという 1945 年の取り決めとは裏腹に、リビアを英国の、ソマリア
をイタリアの信託統治下に置き、南部エリトリアをエチオピアに譲渡するというプランが
英伊の間で持ち上がり、米国もまたそれを支持していた。NAACP はこの動きに激しく反発
し、反対のキャンペーンを展開する。すなわち、他団体と共同で声明を発表するとともに、
1945 年の時点でのポジションに回帰するよう、トルーマン大統領やアチソン国務長官に働
きかけた。さらに、国連による直接の信託統治を勧告する国連事務総長トリグヴェ・リーに
対し、NAACP として彼を支持する旨を表明したのだった²⁶⁵。

このように、請願の挫折が明らかになり、デュボイスを解雇した後の NAACP は、米国の
冷戦政策を受容し、一定の協力関係を維持しつつ、同時に米国の国連外交を注視し、人権
と植民地の問題において批判的見解を発信し続けていたのだった。

²⁶³ White to Acheson, January 31, 1949, Box 1, Walter Francis White and Poppy Cannon White Papers, Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University.

²⁶⁴ Summary of Testimony of Rayford W. Logan, House Foreign Affairs Committee Hearings on Point iv, October 5, 1949, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 17, Frame 00107~00110.

²⁶⁵ Statement adopted by a conference called by the National Association for Advancement of Colored People in support of an International Trusteeship for the Former Italian Colonies and Southwest Africa and for the Independence of Indonesia, 1949.4.6, NAACP records, Group II, Box A322, Folder9, LC.; Roy Wilkins to Harry S. Truman, 1949.9.28, op.cit, Box A323, Folder1, LC.; Roy Wilkins to Dean Acheson, 1949.9.15, ibid.; Roy Wilkins to Trygve Lie, 1949.9.29, ibid.

4-3. NAACP と国際人権

このように、先行研究の提示するイメージとは裏腹に、NAACP の国連及び国際人権への関心は請願の挫折後も継続していた。では、結局のところ、NAACP 請願を巡る路線対立であらわになった対立軸は何だったのだろうか。

論点は二つあった。一つは、国際人権と国家権力の関係についての認識の差異であり、それに付随するもう一つは、脱植民地化を追求する際の方法論の差異だった。デュボイスが国際社会の前で米国の人種主義を告発することに執着していたのに対し、ホワイトらは米国の国連外交への関与を通じて、国際社会に対するアメリカ黒人の影響力を維持することにこだわっていた。ホワイトらは、国連には米国の人種問題に介入する能力はないということを見抜いていた。この点で興味深いのは、国連人権委員会による人権宣言及び規約の草案を精査するとともに請願を巡る人権委員会の議論について報告した NAACP のダドレー(Edward R. Dudley)からホワイトへの覚書である。このなかでダドレーは、宣言案は米国の黒人の地位に対して寄与するところはほとんどなく、世界のマイノリティの苦難を緩和するのにも役立たないだろうと述べ、合衆国憲法を引き合いに出して、現時点ではマイノリティの地位向上はやはり所属する国家の政府に依存せざるをえないと示唆している²⁶⁶。国際人権の潮流にもかかわらず、黒人の地位向上は結局のところ、国家権力、すなわち政府による公民権政策にかかっていた²⁶⁷。

念頭に置いておくべき重要なことは、この時期の NAACP が米国内において、後の公民権運動の進展につながっていく重要な法廷闘争を展開し、成果を挙げつつあったことである。特に 1948 年の、人種差別的な住宅協定(restrictive covenant)を禁止した「シェリー対クレマー (Shelley v. Kraemer)」裁判では、米司法省が NAACP の側に立ち、アミカス・ブリーフ (amicus curiae brief、法廷助言書) を最高裁に提出していた²⁶⁸。公民権改革に向けて、米国トルーマン政権が動き出し始めていた。そのような状況にあっては、国際社会の舞台で米国を糾弾し続けることは愚策だったと言える。ゆえに、1948 年の大統領選ではホワイトら NAACP はトルーマン陣営のキャンペーンに協力するとともに、米國務省及び国連代表団への協力を継続したのである。

だが、それでも NAACP は決して米国の国連外交に無批判に協力し続けていたわけではなかった。人権及び植民地の問題において、米国外交に協力しつつも、その動きを注視し、イシューによっては批判的な見解を発信し続けていたのである。同様に米国の人種問題を世界的な問題の一部として捉えていたホワイトとデュボイスの間には、植民地の問題への取り組みにおいて相違が存在していた。デュボイスが各国のラディカルな独立運動家との連帯を図り、国連で代表されない植民地住民の声を代弁することにこ

²⁶⁶ Memorandum to Mr. White from Edward R. Dudley, February 4, 1948, The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00113.

²⁶⁷ 実際、ホワイトはトルーマン政権の公民権改革を高く評価していた。White, *A Man Called White*, 332-333.

²⁶⁸ Sullivan, *Lift Every Voice*, 354-355.

だわり続けたのに対して、ホワイトらは NAACP がアフリカの人々を代表することには消極的だった。その運動目標の主眼はあくまでアメリカ黒人の問題にあったと言える。植民地の問題については、あくまで米国政府に対して影響力を行使し、米国外交を通じて列強に改善を求めていくというのがホワイトらのスタンスだった。

そして、ホワイトが米国外交への関与を通して、国際政治の場における NAACP の影響力を保持することを企図していたこと、結局は実を結ばなかったとはいえローガンが人権宣言のみならず、将来的に起草される国際人権規約までも視野に入れたうえで請願権の確保にこだわっていたこと、世界人権宣言には明記された経済的社会的文化的権利を人権規約から除外しようとする動きに反対の意思を示していたことは、NAACP の「外交」や、その国連及び国際人権についての認識を考えるうえで示唆的である。NAACP は、国連及び国際社会の現実を冷徹に見据え、米国政府との関係を断ち切ることなく、同時に国際社会の場におけるマイノリティの影響力を保持する方向に目標を定めようとしていた。

すなわち NAACP は、「外交」は、米国の国連外交に関与することで国際人権の潮流に継続的に参画し、作られつつある世界人権宣言や国際人権規約の起草過程に影響力を行使することを企図するものだった。規約から経済的社会的文化的権利が漏れることに反対したこと、規約の自動執行性の有無を気にしていたことは、それらを背景にして、米国内の公民権改革に有利な国際環境・国際規範を創出することによって、植民地問題の改善やアメリカ黒人の地位向上という課題の双方に寄与しようとしたと言えるのではないか。

彼らの「外交」を考える上で踏まえておくべきコンテクストとしては、当時、国連憲章を中心とする国際人権の規範に依拠し、それを法廷闘争や改革の根拠として適用しようとする動きが見られたことがある。例えば「サイプス対マギー (Sipes v. McGee)」判決では、NAACP もまたアミカス・ブリーフを提出し、国連憲章 55 条及び 56 条²⁶⁹は国連加盟国に対して拘束力のある義務を課しているという主張を展開している²⁷⁰。この時期、帰化不能外国人の土地取得を禁止する法 (Alien Land Law) を巡って争われた 1948 年の「オオヤマ対カリフォルニア州 (Oyama v. California) 裁判では、少数意見として四人の最高裁判事が、国連憲章 55 条、56 条に照らし、同法を無効であると論じていた²⁷¹こ

²⁶⁹ 国連憲章 55 条は C 項において「人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を促進することを掲げる。56 条は 55 条の目的のために国連及び加盟国が協力して行動することを誓約する。

²⁷⁰ Problems concerning Human Rights for discussion at the Meeting September 7th in Mr. White's office, op.cit., The Papers of the NAACP, Part 14, Reel 15, Frame 00340.

²⁷¹ Duane Tananbaum, *The Bricker Amendment Controversy: A Test of Eisenhower's Political Leadership*, (Cornell University Press, 1988), 5-11. 当時の国家主権とグローバルな人権規範の境界の流動化については、Mark Philip Bradley, *The Ambiguities of Sovereignty: The United States and the Global Human Rights Cases of the 1940s and 1950s, The State of Sovereignty: Territories, Laws, Populations*, edited by Douglas Howland and Luise White, (Indiana University Press, 2009), 124-147.

とも併せて考えれば、NAACPは、アメリカ黒人の地位向上は政府の公民権改革にかかっているものの、国際人権の潮流が創り出そうとしていた国際法や国際規範が、国内の法廷闘争を闘う上で武器の一つとなりうる可能性を意識していたのではないかと推測される。

NAACPにとって、国連はデュボイスが追求したような、主権国家に改革を強制するアクターにはなりえなかった。人種状況の改善は結局のところ、各国の公民権政策にかかっていたし、脱植民地化の問題は米国外交を通じて影響力を行使していく他なかったのである。彼らにとって、国連とはむしろ長期的に見たときに、「人権」という国際道義のスタンダードを設定し、各国の政策の正当性の方向性をゆるやかに規定することによって、法廷闘争を展開するアメリカ黒人の地位向上に資するような国際環境を生み出すアリーナであった。このような見方こそが、運動を展開するなかで彼らが築き上げていったリアリズムだったといえるのではないか。デュボイスの様な形で請願の提出と議題化という短期的課題にこだわることをしなかったのは、国際社会のなかでマイノリティが発言する回路の確保を企図したが故だったと見ることができるだろう。

第五節 終わりに

NAACPの「外交」は再び隘路に直面することになる。第五章で論じるように、アイゼンハワー政権期になると、国家主権を脅かしかねない国際人権の潮流に対する議会の反発が沸点に達し、政府の条約締結権を制限することを企図した憲法修正案（ブリッカー修正）が提出されるのである。冷戦外交の観点から政府の条約締結権に固執するダレス国務長官は、修正案の廃案と引き換えに、1953年の4月、米国は各種の人権条約には批准しない旨を宣言するに至る²⁷²。こうして米国外交自体が国際人権の場から退いていったことによって、必然的にNAACP「外交」の国際人権への回路も断たれていったのだった。その後のNAACPは、二つの道を辿ることになる。一つ目は、国内の公民権運動の展開において、米国の人種主義がソ連のプロパガンダの格好の標的となり、それが自由民主主義陣営のリーダーたんとする米国の国益を損なっていることを強調する、「冷戦市民権」の道である²⁷³。そして、二つ目の道が、後に駐リベリア大使となるダドレーや、国務省の要請を受けて人種主義批判のプロパガンダに対抗するための語り部の役割を演じ、ケニア独立の際にはその憲法の起草に協力したサーグッド・マーシャル²⁷⁴ (Thurgood Marshall) のキャリアパスが如実に示すような、米国外交に協力しつつ、白人の排他的クラブであった国務省の人種統合を求め、

²⁷² “Statement by Secretary Dulles”, April 6, 1953, *Department of State Bulletin*, Vol.28, pp.591-595.

²⁷³ Dudziak, *Cold War Civil Rights: Layton, International Politics and Civil Rights Policies*.

²⁷⁴ Mary L. Dudziak, *Exporting American Dreams: Thurgood Marshall's African Journey*, (Oxford University Press, 2008).

政策決定の過程に黒人の声を反映させることであった²⁷⁵。

1970年代から80年代のヨーロッパで見られるような、国際人権の枠組みが各国の人権運動を促進し、独自のトランスナショナル・ネットワークを発展させていくような「人権の国際化」を追求するには、この時期の黒人運動の眼前にはあまりに大きな障壁が横たわっていた。戦後世界秩序の形成期における彼らの歴史経験を再考することは、マイノリティが抗議のコトバとしての国際人権法を駆使し、自らの直面する不正義を国連に提訴する今日の国際政治・国際法秩序の来し方行く末を再考するうえで意義のある作業となるだろう。

²⁷⁵ Michael L. Krenn, *Black Diplomacy: African Americans and the State Department 1945-1969*, (M.E, Sharpe, 1999)

第五章 「人権外交」のジレンマ —国際人権規約起草をめぐる国際/国内政治とアメリカ国務省 1949-1953—

第一節 はじめに

1953年4月6日、国務長官ジョン・フォスター・ダレス (John Foster Dulles) は、米国は現在起草が進んでいる国際人権規約に決して署名しないし、したがって議会に批准を求めることもしないという旨を宣言した²⁷⁶。米国内では、国連が米国の主権を脅かすことに対する反発が生じ、政府の条約締結権を制限しようとする憲法修正案 (ブリッカー修正案) が議会政治の俎上に上っていた。対するアイゼンハワー政権は、国連人権委員会が起草を進めていた国際人権規約にこれ以上コミットしないことを確約することで、ブリッカー修正案の廃案を勝ち取ろうとしていた。

本章は、経済社会理事会の下に設置されていた国連人権委員会における、国際人権規約の起草過程において、米国外交がいかなる状況に置かれていたのかを明らかにするものである。本論で見ていくように、ブリッカー修正案を巡る米国外交の転換は、米国が国連で直面したジレンマの帰結だった。本稿の関心は、戦後初期米国外交にとっての、国連と「国際人権」の意味を問うことにある。

法制史家のメアリ・デュジアックはその著『冷戦市民権 人種とアメリカ民主主義のイメージ』において、国内に人種問題を抱えるアメリカが世界の「心と精神」 (hearts and minds) をつかむ戦いとしての冷戦に臨むにあたっていかに他国の目を意識し、対応しようとしたのかを描いている²⁷⁷。公民権運動史をグローバルな視野の中に位置づけようとする近年の研究動向の嚆矢とも言える研究だが、冷戦史として見るならばその分析の射程がパブリック・ディプロマシーの次元にとどまっているところに物足りなさが残るのは否めない。冷戦史研究のアプローチが多様化する一方で、それらをいかに総合するかが課題とされている今日、より具体的な外交の現場に焦点を当てながら外交と内政を接続する試みが求められよう。本稿は外交と社会、国際と国内の境界が流動化した戦後直後の時期における、国連と国際人権規約の起草という具体的な外交の舞台において、アメリカ外交はどのような問題に直面し、対処しようとしたのかを検討するものである。

アメリカにとって国連とは何か。国連の歴史は、国連=大国による支配の装置と呼ぶことができるほど単純なものではない。国際法学者の最上敏樹は1960年以降に新興独立国が増加し、国連総会が国際規範の基準設定能力を身につけていったことで、国連が米国にとって徐々に「居心地の悪い場所」になっていく過程を描き出している。国連の歴史とは、大国による求心力が働く一方で、途上国やNGOの後押しによる遠心力が存在し、大国主導の「中心」が徐々に空洞化していく過程に他ならなかった。最上が指摘したのは、

²⁷⁶ Press release, "Statement by Secretary Dulles," April 6, 1953, *Department of State Bulletin*, Vol.28, 591-595.

²⁷⁷ Dudziak, *Cold War Civil Rights*.

そのような錯綜した複雑な過程を捉えることなくして、「20世紀を特徴づける「世界機構」という現象を精確に読み解くことはできない」ということだった²⁷⁸。最上の見方に学びつつ本章が考えたいのは、新興国が大量に加盟する60年代を待つことなく、国連は既にその草創期より、米国の思いのままにならない場所となろうとしていたのではないかということである。本章はまず、国連や国際人権規約起草のプロセスを主権国家に限られない「多主体間の政治の場」として捉える。そのような政治の場において、「人権」は二つの側面を持っている。一つは、諸国家の展開する外交のツールとしての側面である。今日に至るまで「人権」は、諸国家が国際社会の中で自国の正当性をアピールし、敵国の正当性を攻撃する際に用いられる外交上の武器となっている。だが、国連は両陣営が相互に正当性を攻撃しあう冷戦外交の戦場だっただけではない。国連は新興の中小国が大国に異議を申し立て、あるいは各国のマイノリティが自らの境遇改善を企図し、権利を主張するための舞台になろうとしていた²⁷⁹。そしてそのような国連において、「人権」は中小国や各国内のマイノリティにとっての「抗議のコトバ」(language of dissent)としての側面を持ち始めていたのである。

20世紀が「アメリカの世紀」だったことを前提に覇権システムの起源を問う形で戦後世界秩序形成期を捉えるのではなく、世界政治が多元多極化し、国連が中小国や市民社会の活動の結節点となっている21世紀の「現在」を「過去」に投影したとき、どのような歴史像が浮かび上がってくるだろうか。本章は、国連と「人権」が有する二つの側面が交錯したとき、米国の「人権外交」は国連においてどのようなジレンマに直面していたのか、そして特に国務省がこのジレンマをどう捉え、対応しようとしていたのか、といった問いについて、米国国務省史料等を通じて考察するものである。

本章の主題に関して、以下に関連諸分野における先行研究を整理しておきたい。まず、80年代から90年代にかけて成果の蓄積を見たのが、ブリッカー修正案を巡る政治史研究である。これらの研究はアイゼンハワー修正主義(Eisenhower Revisionism)をめぐる論争という当時の研究潮流の中でなされた研究であるために、結果としてアイゼンハワー及びダレスによる議会政治のかじ取りに注目がいく一方で、国際政治と国内政治の狭間でジレンマに立たされていた国務省の議論の過程が分析されていない²⁸⁰。次に、90年代後半から2000年代にかけて進展し、重要な成果が蓄積されてきたのが世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)の成立史の研究である。だが、当然と言えば当然だが、これらの研究は基本的に1948年12

²⁷⁸ 最上『国連とアメリカ』; 同『国連システムを越えて』(岩波書店、1995年)

²⁷⁹ Sayward, "International Institutions," in Immerman and Godde, ed, *The Oxford Handbook of the Cold War*.

²⁸⁰ Duane Tananbaum, *The Bricker Amendment Controversy: A Test of Eisenhower's Political Leadership*, (Cornell University Press, 1988); Natalie Hevener Kaufman, *Human Rights Treaties and the Senate: A History of Opposition*, (The University of North Carolina Press, 1990)

月の世界人権宣言の採択をもって叙述が完結し、その後の米国外交の変容については、ある種の後日譚として紹介されるだけとなっている²⁸¹。他方、近年のアイゼンハワー政権についての外交史研究は、偏狭な軍事戦略に陥らず、世界の「心と精神」を掴む闘いとしての「全面的な冷戦 (Total Cold War)」の本質をよく認識していたアイゼンハワーとダレスの二人が展開した外交の実像を明らかにしている²⁸²。だが、それほどまでにプロパガンダやパブリック・ディプロマシーの重要性を熟知していたアイゼンハワー外交が、なぜ政権の出発点において、世界の「心と精神」を掴む闘いの賭金になっていた「人権」の舞台から後退したのだろうか。先行研究ではほとんど論じられてこなかった論点となっている。

本章の考察対象となる主題は、上述のように先行研究群の間で零れ落ちてきた論点である。本章の論点を先取りすると、国際人権規約の完成を目指す米国外交は、規約草案における、①個人請願権 (right to petition)、②経済的社会的文化的権利 (economic, social, and cultural rights)、という二つの問題に直面していた。この二つが規約に挿入されることは、国連が米国の主権を侵害することを懸念する議会・世論から猛反発を受けることを意味し、結果として上院が人権規約に批准することを拒絶することが予期された。他方で、国連の場において米国がこれら二つの条項に反対することは、国連における多数派諸国の意向に逆らうことになり、途上国の心が米国から離れ、結果として国連におけるソ連の威信を高めてしまうことが懸念されたのである。米国外交はこのジレンマをどう処理しようとしたのか。そして、人権の舞台から後退するというアイゼンハワー＝ダレスの政治的決断の過程で、国務省内ではどのような議論がなされたのか。それらの点を明らかにすることで、戦後初期の世界において様々なアクターが織り成した国連の政治過程の特色や、米国 - 国連関係の一側面について浮き彫りにしたい。

第二節 前史—1946~1948

2-1. 世界人権宣言の起草過程

1946年6月、国連経済社会理事会の下に、国連人権委員会が設立された。同委員会は翌1947年1月、その活動を開始した。同委員会が起草し、1948年12月10日の第三回国連総会で採択されることになる世界人権宣言の起草過程については先行研究に譲りつつ、ここでは本稿の議論に関連する3つの特徴を抽出し、確認しておきたい。

第一に、世界人権宣言の起草のプロセスに、ほぼ同時に展開された冷戦のプロセスが重

²⁸¹ Johannes Morsink, *The Universal Declaration of Human Rights: Origins, Drafting, and Intent*, (University of Pennsylvania Press, 2000); Glendon, *A World Made*.

²⁸² Kenneth Osgood, *Total Cold War: Eisenhower's Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*, (University Press of Kansas, 2006); 佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』(有斐閣、2008年)。近年の冷戦史研究で最もホットなトピックの一つである広報・プロパガンダ外交研究も、50年代については「人権」に言及しない。Laura A. Belmonte, *Selling the American Way, U.S. Propaganda and the Cold War*, (University of Pennsylvania Press, 2008)

なったことである。それは人権委員会における、「人権」の定義や内実を巡る論争にも影響をもたらした。ソ連を含む東側諸国は、経済的社会的権利を強調し、人種問題や住宅問題といった西側諸国内の社会状況を批判した。他方、米国は政治的市民的権利に力点を置くことで、東側諸国の批判に対して応酬した²⁸³。

ここで重要なことは、この時期の米国外交は、経済的社会的権利が起草されるべき人権章典に入れられることそのものについては否定していたわけではなかったことである。ニューディール政治以来、経済的社会的文化的諸権利が「新しい権利」として確立されつつあった。フランクリン・ローズヴェルト大統領は、「第二の権利章典」の必要性を主張した一般教書演説において、自由と平等の二項対立を否定し、権力からの自由と政府の援助による自由の相互依存性を強調していた。国務省内にはそれらの「新しい権利」に対する消極的な声が根強く存在していたが、米国国連代表であり、国連人権委員会議長を務めるエレノア・ローズヴェルトらは、それら経済・社会権の重要性を認識し、国務省の消極派を説得することで、米国の国連人権外交をリードしていた²⁸⁴。

第二の特徴として、中小国のイニシアティブが挙げられる。スーザン・ウォルツが端的に整理したように、国連憲章における「人権」の明記から世界人権宣言の採択へと至る、「国際人権」の政治過程は、米英ソといった大国のみならず、「現場証人」(witness)として、「積極的参加者」(active participants)として、「主導者」(leadership)として、あるいは「主張者」(advocates and partisans)として、複数の小国が重要な役割を担っていた。例えば1944年のダンバートン・オークス会議で起草された国連憲章草案が示した人権規定は、内政干渉を懸念する国々によって骨抜きにされていたが、これに対しチリやキューバといったラテンアメリカの国々は異議を申し立て、草案に対する修正案を提出していた²⁸⁵。

こうした中小国の動きは戦後も継続した。例えば、起草される人権章典が、法的拘束力を伴う「規約」(covenant)とされるべきか、拘束力を伴わない「宣言」(declaration)とされるべきか、という論点において、米ソは一致する見解を見せていた。すなわち、両国は法的拘束力を伴わない「宣言」という形式を望んでいたのである。米務省内では、規約に対する懐疑論は根強かった。ところが、人権委員会では法的拘束力を有する「規約」を望む声が多くの中小国から寄せられる。エレノア・ローズヴェルトは、マジョリティの議論に合わせる形で国務省を説得し、その結果として国連人権委員会は宣言と規約を同時に推進する、という路線を決定したのである²⁸⁶。

²⁸³ 西崎「世界人権宣言とアメリカ外交」有賀(編)『アメリカ外交と人権』。

²⁸⁴ Glendon, *A World Made New*, 42-45.; Joseph P. Lash, *Eleanor: The Years Alone*, (Meridian, 1972), 62.

²⁸⁵ Susan Waltz, "Universalizing Human Rights: The Role of Small States in the Construction of the Universal Declaration of Human Rights," *Human Rights Quarterly*, Vol.23, 2001, 44-72.

²⁸⁶ Lash, *Eleanor*, 69-74.

第三点目は、第四章で議論した国際機構に対する請願（petition）の問題である。人権委員会の事務局には、世界中の様々な運動団体や知識人から、自分達の直面する差別や抑圧を訴える請願が寄せられていた²⁸⁷。なかでも米国外交を困惑させたのは、NNC や NAACP といった黒人運動団体が、米国の人種主義に抗し、「人権」を自らのものとするために国際連合の場に活路を見出したことだった。NNC は 1946 年に国連事務総長あてに米国の人種状況を訴える請願を提出し、翌 1947 年には NAACP が人権宣言起草に向けて活動中の国連人権委員会の場に「世界へのアピール」（An Appeal to The World）と題された請願を提出したのである。

そのような米国黒人運動の国際的な活動は、1947 年のトルーマン・ドクトリンに端的に見られるように、「自由な西側と抑圧的な東側」という米国政府が世界に向けてアピールしようとしていた二項対立的な世界観・外交政策とは相いれないものであった。その結果、米国トルーマン政権は、国連において請願の議題化の阻止に動く一方で、国内での一定の公民権改革等によって、黒人運動の国際的な舞台への展開の「封じ込め」を企図することになるのである²⁸⁸。

こうした状況があるなかで、起草中の人権宣言及び規約における、国際機関に対する請願権（right to petition）を規定する条項が問題となる。宣言の起草過程においては、1947 年 12 月の段階の草案（Geneva Draft）ではその第 20 条に請願権が明記されていた²⁸⁹。にもかかわらず、当該条項は、その後の審議過程の中で削除された。1948 年 12 月 10 日に採択された世界人権宣言は、請願権への言及を欠いたものとして成立を見たのである。果たして次に完成されるべき人権規約には請願権条項が挿入されるのか否か。後述するように、それは国務省にとって無碍にできない問題として浮上することになる。

2-2. 米国の国連外交の国内的基盤

世界人権宣言採択に至る前史に見られる三つの特徴を整理してきたが、以下では視点を移して、戦後米国の国連外交が国内で依拠していた支持基盤について確認しておきたい。よく知られているように、1933 年以来の民主党長期政権に対して巻き返しを図る共和党は割れていた。トマス・デューイに代表される東部エスタブリッシュメントがニューディールを踏まえたいうでの新しい共和党のあり方を模索したのに対して、保守派による激しい批判が展開されていた。保守派を代表するロバート・タフト上院議員は二次大戦時には武器貸与法や選抜徴兵制に反対し、戦後にはブレトンウッズ協定や北大西洋条約にも反対した孤立主義者だった。タフトの強い影響力の下で、保守派は財政支出削減、減税やニューディール政治の下で進行した規制の緩和など、内政問題に力点を置いていた。ジョセフ・

²⁸⁷ Lauren, *The Evolution of International Human Rights*, 217-218.

²⁸⁸ Von Eschen, *Race Against Empire*; Layton, *International Politics and Civil Rights Politics*; 拙論「黒人運動の『外交』—全米黒人向上協会、国際連合と冷戦」足羽與志子・中野聡・吉田裕『平和と和解 思想・経験・方法』（旬報社、2015 年）。

²⁸⁹ Draft International Declaration of Human Rights, E/600, Annex A.

マッカーシーやジョン・ブリッカーといった議員たちの関心もまた外交政策よりむしろ国内政治にあった。彼らは、民主党政権が共産主義者の跳梁に無為無策（soft on communists）であることを攻撃することで1946年の中間選挙における共和党の躍進を実現したが、同時にデューイのような共和党穏健派をも内なるニューディール派として激しく批判しており、共和党内の対立は深まる一方だった²⁹⁰。

そのような国内政治の動向が、トルーマン政権の展開する外交政策の幅を制約していた。トルーマン政権にとって、目下の脅威はソ連の軍事的侵略ではなかった。政権の懸念は、世界経済の要となるべき西欧と日本の荒廃にあった。復興が遅れ、欧州とアジアに共産主義が浸透することがソ連に好機を与え、その影響力を増大させてしまうことが懸念された。実際の侵略行動の有無に関りなく、米国に敵対的な勢力がユーラシアの資源と市場を影響下に収めることは、米国の政治経済秩序の危機に直結する問題であり、アメリカ的生活様式を維持することが困難になってしまう。トルーマン・ドクトリン、マーシャル・プラン、ドイツ復興といった一連の政策は、そのような米国の抱いていた、地政学的要因とイデオロギー的要因が密接に結び付いた脅威認識の帰結だった。

有効な対策を講じるためには、海外情勢への関与を厭う世論と共和党主導の議会の壁を乗り越える必要があった。戦後直後の米国の政治・社会は混乱していた。ニューディール政治と総力戦としての第二次世界大戦がもたらした社会変動を前に、キリスト教原理主義者や南部の人種隔離主義者、組合対策に苦しむ資本家らは、敵対勢力に対して「共産主義者」のレッテルを貼ることで、それぞれの思惑を達成するために政治的な力を結集しようとする状況があった。トルーマン政権はトルーマン・ドクトリンのような形で、反共主義的なレトリックを用いることで、そのような国内の諸勢力や世論と議회를牽制し、諸勢力を反ソ反共外交の陣列へ連ならざるを得ない状況へと導いたのである²⁹¹。

反共レトリックは戦後アメリカ外交に白紙委任を与えたわけではない。世論はトルーマン・ドクトリンの経済援助政策の部分には賛成しても、軍事介入には強い反対を示していた。世論調査の結果は、6割がギリシア・トルコ問題を国連に委ねるべきと回答するものだった。トルーマン・ドクトリンのような、国連をバイパスする政策は問題視されていた。ウォルター・リップマンを始めとする論者は、ドクトリンが国連を無視し、それを骨抜きにするものだという点を度々批判した。超党派外交の旗振り役として、トルーマン・ドクトリンへの道を開いた共和党のヴァンデンバーグ上院議員でさえ、ドクトリンが国連との関連性を欠いている点を批判し、ギリシア・トルコ援助法案の審議の際には修正案を提出したのである。外交史家の西崎文子が指摘したように、ヴァンデンバーグ決議や北

²⁹⁰ 西川賢『分極化するアメリカとその起源 共和党中道路線の盛衰』（千倉書房、2015年）、第一章。

²⁹¹ Melvyn P. Leffler, "The emergence of an American grand strategy, 1945-1952" in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, ed, *The Cambridge History of the Cold War Volume I Origins*, (Cambridge University Press, 2010); Leffler, *For the Soul of Mankind*, 63-70.

大西洋条約をはじめとするその後の米国の冷戦政策は、彼ら国際主義者たちの支持を調達するために、国連憲章を援用することで正当化されることになっていく。

一方でイデオロギー的な反共レトリックを語り、他方で国連への忠誠心を語ることで外交政策への支持を調達する。そのような危うい支持基盤のうえで冷戦外交が形作られていくとき、あるべき「国際主義」の形をめぐってさまざまな亀裂と葛藤が生じることは想像に難くない²⁹²。エレノア・ローズヴェルトは、前政権の国際主義を継承していく象徴としてトルーマン政権の国連代表に起用されていたが、国内政治と国際政治の間で難しいかじ取りを強いられた結果、保守派のみならず国際主義者の側からも批判を招くことになる。また、人権規約起草からの「撤退」を決断したダレスのもとには様々な国際主義団体からの批判が寄せられることになるが、1940年代のダレスはアメリカ・キリスト教会連合協議会(Federal Council of Churches)の代表を務め、戦時には平和組織研究委員会(Commission to Study the Organization of Peace : CSOP)にも参加することで米国の国連と「人権」への関与を唱道し続けた、まぎれもない「国際主義者」として知られる存在だったのである²⁹³。

第三節 人権規約の起草へー1949-1950

3-1. 世界人権宣言から国際人権規約へ

パリで開催されていた第三回国連総会は、1948年12月9日にジェノサイド条約を、そして翌10日に世界人権宣言を相次いで採択した。米国情連代表の一員であるエレノア・ローズヴェルトを筆頭にして国際人権をリードしてきた米国の「人権外交」の、一つの頂点というべき瞬間だった。

この時期の米国の冷戦外交にとって、「人権」は冷戦外交を闘うための「武器」の一つとして認識され始めていた。米国情連代表団の一員だったダレスによれば、「人権プログラムは国連の直面する最も重要なものの一つ」だった。彼は、「ソ連は実際の領土拡張ではなく、共産主義イデオロギーの拡散によってその膨張政策を基礎づけており、これこそが米国として考慮しなければならない非常に重要なポイントなのだ」と考えていた²⁹⁴。彼

²⁹² 「孤立主義」と「国際主義」の二項対立を措定して後者が前者に勝利したという通説的語りを批判する三牧聖子は、「孤立主義者」・「国際主義者」として括られる人々の思想と行動の内実を批判的に問い直す必要性を提起する。三牧『戦争違法化運動の時代』、序章。本稿は思想史のアプローチからそれぞれのアクターを検証する準備はないが、「国際主義者」と呼ばれる人々が一枚岩の集団だったわけではなく、政治的社会的立場に応じて時に対立することもあったことは確認しておきたい。また、前掲の拙論は冷戦の展開に伴った黒人運動内部の「国際主義」のあり方をめぐる亀裂と対立を描いたものである。

²⁹³ Townsend Hoopes and Douglas Brinkley, *FDR and the Creation of the U.N.*, (Yale University Press, 1997), 17-20.

²⁹⁴ Memorandum of Conversation, 1948.6.15, 501.BD-Human Rights/6-1548, RG59 Central Decimal File 1945-49, Box 2189, National Archives and Record Administration II (NARA) .

が「人権」を冷戦外交のツールととらえ始めたことは、米国にとっての国連が大国間協調から対ソ牽制の場へと変容していく過程と軌を一にするものであると言える。前節でも確認したように、40年代の米国トルーマン政権にとって、ソ連の脅威は必ずしも軍事的なものではなかった。西欧とアジアの荒廃や社会的混乱が共産主義を受け入れる土壌となり、それがソ連の影響力を拡大させることが問題だった²⁹⁵。だからこそ、米国が「人権」の旗手として国際社会をリードすることは、共産主義イデオロギーに対抗するためにも重要な課題であり、手段だったのである。

ところが、このように冷戦外交の一環としての役割を与えられた米国の「人権外交」の行く手には逆風が吹き始めていた。世界人権宣言を完成させた国連人権委員会は、翌1949年3月より、法的拘束力を有する人権規約（Covenant）の起草作業に本腰を入れ始める。だが、この時期の米国外交は、上院の反対を招くような文書に反対する姿勢を強めていく。この点を考えるには、当時の米国内の政治状況を確認しなければならない。

3-2. 高まる敵意

前節で確認したように、トルーマン政権は議会における孤立主義勢力の壁を突破し、冷戦外交を定礎するために、イデオロギー的な反共主義の政治を駆動させ、資本家や南部の人種分離主義者、宗教原理主義者らを反ソ＝反共の方向へと導いた。と同時に、国際主義者の支持を調達するために国連を重視し、冷戦政策を国連憲章の原則に照らして正当化することを試みていた。

他方で、国際人権の意図せざる結果として、米国内の人種主義や公民権問題を国際的な「人権」問題へと連動させる力学が駆動し始めていた。米国の人種状況に世界の批判的な眼差しが注ぐなか、トルーマン政権は一定の公民権改革への取り組みを始めざるを得なくなった。前章でも確認したように、1940年代後半から50年代にかけてのこの時期、米国内各地の法廷では国連憲章の「人権」条項に依拠した主張が展開されていたことである。例えば、人種差別的な「制限的住宅協定」をめぐる争われた「サイプス対マギー（Sipes v. McGhee）」裁判では、NAACPが、黒人の土地利用の制限は国連と米国の公共政策の理念を犯すものであると主張するアマカス・ブリーフを提出していた²⁹⁶。また、外国人の土地取得を禁じた外国人土地法（Alien Land Law）をめぐる展開された「オオヤマ対カリフォルニア州（Oyama v. California）」裁判でもまた、実質的に日本人を差別するカリフォルニアの法は国連憲章と矛盾するという主張が法廷の場で展開された。同裁判ではさらに、少数意見として四人の判事が、同法を国連憲章55条・56条に反するため無効とされるべきだと指摘していた²⁹⁷。また、1950年の「フジイ対カリフォルニア州（Sei Fujii v.

²⁹⁵ “No war danger found by Dulles,” *New York Times*, 25 December, 1947.

²⁹⁶ Problems concerning Human Rights for discussion at the Meeting September 7th in Mr. White’s office, The Papers of the NAACP（マイクロフィルム、早稲田大学中央図書館所蔵）, Part 14, Reel 15, Frame 00340.

²⁹⁷ Tananbaum, *The Bricker Amendment Controversy*, 5; Mark Philip Bradley, “The

California)」裁判ではカリフォルニア地方裁判所が、国連憲章を根拠にして当該州法が無効であると判決していた。同判決によれば、1945年に合衆国によって批准された国連憲章は、いまや「国の至高の法」(Supreme Law of the Land) になっているのであり、一つの条約として憲法の下で他のいかなる相反する州法に対しても優位にあるのだった²⁹⁸。戦後のこの時期、国連憲章を自動執行的な条約 (Self-Executing) であると解釈する動きが論議を巻き起こしていた。

国連憲章が惹起した司法をめぐるこうした動向は、トルーマン・ドクトリンのレトリックによって促進された保守派の懸念をますます強化した。そして、彼らの敵意は、国内の公民権改革と、それをバックアップしているかに見える国連憲章と国際人権へと向けられていく。保守派にとって、ソ連・共産主義の脅威、トルーマン政権もコミットする国連・国際人権、そして国内の公民権政策は、一体の脅威として写っていた。火付け役となったのは、アメリカ法曹協会 (American Bar Association: ABA) だった。ABAは1948年より、人権宣言と規約における権利の履行方法 (implementation) や個人請願権の問題について批判を開始していた²⁹⁹。主導していた ABA のフランク・ホルマン (Frank Holman) の批判は三点あった。第一に、人権宣言、規約のセットは、国連による合衆国の主権の侵害であり、第二にそれは、連邦政府による州権の侵害であり、そして第三に、共産主義者の脅威の問題があった。ホルマンによれば、人権条約は米国のシステムを変えようとする共産主義者のツールであり、世界人権宣言は国家社会主義の青写真だった³⁰⁰。こうした国内からの反発にどう対応するか。49年以降、国務省にとっての懸念事項となっていく。

3-3. 個人請願権と経済的社会的文化的権利

1949年、国連人権委員会は人権規約の起草に向けて動き始めた。だが、国務省はこの時、人権規約が上院の反発を招くような内容になることに対する警戒を強めていた。焦点となったのは個人請願権と経済的社会的文化的権利の問題だった。エレノア・ローズヴェルトは、規約草案における個人請願権の問題について懸念を表明した。起草されるべき最初の規約において個人に請願権を与えるのは不可能だろうと認識していた³⁰¹。前章で見たように、NAACPの理事会 (Board of Directors) にも名を連ねる彼女は、1947年に

Ambiguities of Sovereignty: The United States and the Global Human Rights Cases of the 1940s and 1950s,” in Howland and White, ed, *The State of Sovereignty*, 124-147.

²⁹⁸ “U.N. Charter Voids A California Law,” *New York Times*, 1950.4.26.

²⁹⁹ “U.N. Rights Court Opposed by Bar,” *New York Times*, 1948.2.26.

³⁰⁰ Kaufman, *Human Rights Treaties and the Senate*, 16-20.

³⁰¹ Covenant on Human Rights, 1949.1.12, Lot File 55D429, Files of Durward V. Sandifer, Deputy Assistant Secretary of State for United Nations Affairs, Box8, File “Human Rights 1949,” RG59 ; Memorandum of Conversation with Eleanor Roosevelt, 4 March 1948, *The Eleanor Roosevelt Papers Vol.1: The Human Rights Years, 1945-1948*, (University of Virginia Press, 2007), 754-755.

NAACP が提出した請願の議題化の是非をめぐって苦悩した経験を持っていた。

人権委員会に臨む国務省が作成したポジション・ペーパーは、規約において自動執行性がないこと（Non-Self Executing）と、連邦国家条項（Federal State Articles）を確認することを求める内容となった³⁰²。前者は、国連と国際法が自動的に米国の主権を侵食するものではないことを確かなものとするものであり、後者は国際法にバックアップされた連邦政府による州権の侵害の恐れを解消することを企図するものだった。

他方、経済的社会的文化的権利条項については、米国は人権規約の内容を市民的政治的権利に限定する方針だった。米国の後押しもあり、1948年と49年の人権委員会は繰り返し人権規約を伝統的な政治的市民的権利に限定する方針を決定していた。世界人権宣言の起草過程では消極的な国務省を説得し、経済的社会的文化的権利を後押ししてきたエレノア・ローズヴェルトだったが、反共主義が高まるなかで国務省高官アルジャー・ヒス（Alger Hiss）が地位を追われていく状況にあっては、人権規約の範囲を政治的市民的権利に限定せざるを得なかった³⁰³。

個人請願権と経済的社会的文化的権利をめぐる国務省の「後退」には、国際主義者の側からの反発の声が寄せられた。国務省はこうした声に対して釈明を求められることになる。代表的な国際主義団体であるアメリカ国連協会（American Association for the United Nations）のクラーク・アイケルバーガー（Clark Eickelberger）は、アメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union: ACLU）や NAACP、そして AJC を含む諸団体・諸個人との連名で、国連代表の一員であるオースティン（Warren Austin）上院議員に対して、請願の主体を規約へ署名した国家のみに限定しようとする米国の指針について批判した。そして人権保護体制を有効なものとするためには個人請願権が認められるべきだと訴えたのである³⁰⁴。

だが、個人請願権を除外するという米国外交の意思は固かった。それだけでなく、規約が上院の批准を得られるかどうか、困難が予期されていたからである³⁰⁵。国務省にとって、「たとえ個人や非政府組織の請願権条項が含まれなかったとしても、この人権規約草案が総会によって承認されれば、それは人権の領域における相当な前進になるだろう」と思われていた。そして個人や非政府組織の請願権の問題は、規約の完成後に、改めて人権委員会で議論していくべきものだったのである³⁰⁶。

³⁰² Memorandum dated May 2, 1949, Sandifer Files, Box 8, File “Human Rights: Extra Copies of Principal Documents,” RG 59.

³⁰³ Glendon, *A World Made New*, 195-196.

³⁰⁴ Clark M. Eickelberger to Warren Austin, 1950.4.17, Sandifer Files, Box 8, File “Human Rights Miscellaneous Jan 1, 1950-Oct 18, 1951,” RG 59 ; Telegram from New York to Secretary of State, 1950.4.29, 340.1AG/4-2950, Central Decimal File, Box 1327, File “340.1AG4-350,” RG 59.

³⁰⁵ Meeting Held May 10 in Hickerson’s Office, UNA, Sandifer Files, Box 8, File “Human Rights Miscellaneous Jan 1, 1950-Oct 18, 1951,” RG 59.

³⁰⁶ Department of State Instructions, to the US Delegation to the Fifth Regular Session of the GA, 1950.9.5, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1950,

経済的社会的文化的権利の問題についても、様々な団体や個人から説明を求める声が寄せられていた。対する米国外交の釈明は、それらの権利を含んだ形で規約を起草するのは長い時間を要し、規約の完成が遅れてしまうというものであった。市民的政治的権利についての内容だけでもこれまで3年の時間をかけて起草・審議が進められてきたのである。経済的社会的文化的権利の問題は、国際労働機関（ILO）や世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）といった諸機関とも調整の必要が生じてくる問題であり、一層の時間が必要になると思われた。だからこそ、米国はそれらの権利を含めず、市民的政治的権利のみの内容で人権規約を完成させようとしているのだった³⁰⁷。そして、もしも米国が規約に批准し損ねるような事態になれば、他のいかなる国も人権規約に批准しようとしなくなるかもしれない。だからこそ、人権宣言を法へと書き換える作業はまずは限られた基盤の上で（on a limited basis at first）なされるべきだというのが、ローズヴェルトの見解だった³⁰⁸。

第四節 「低開発諸国の渴望と需要のシンボル」—1951-1952

4-1. 1951年

1950年12月の国連総会は、規約草案に経済的社会的文化的権利を含めることを決議した。そして人権委員会が世界人権宣言の理念に基づいて経済的社会的文化的権利を市民的政治的自由と結び付ける形で規約の起草作業を進めることを求めた。

翌1951年、国務省は人権委員会に臨むにあたり、国連の議論の趨勢が米国の思わぬ方向に傾き始めていることについて議論した。米国の反対にも拘らず、経済的社会的文化的権利を規約に含めることを決議した国連総会は、次の51年の総会でも同様の決議を可決するだろうと予測されていた。米国の取るべき基本方針として、米国はそれら経済的社会的文化的権利を合衆国憲法や米国での慣行に合致する方向になるように働きかけていくべきだとされた。次回の人権委員会でソ連やユーゴスラヴィアの提案が通ることを防ぎ、機先を制するためにもそれは重要だった。他方、請願権については、米国はそれを規約本体ではなく、別個の議定書で（in a separate protocol）明記することを求めていくべきだとされた。だが、もしも人権委員会が請願権についての条項について議論を進めるのならば、米国も起草に参加してもよいとされた³⁰⁹。

Vol.2, 515.

³⁰⁷ James F Green to Dean A.T. DeGroot, 1950.6.13, 340.1-AG/6-1350, Central Decimal File, Box1327, File “340.1 AG 4-350,” RG59 ; Grace B. Ruckh to Paul A. Reynolds, 1950.8.11, 340.1-AG/8-1150, *ibid*.

³⁰⁸ Minutes of the Briefing Session of the United States Delegation to the General Assembly, Washington, Sept 8, 1950, *FRUS*, 1950, Vol.2, 518.

³⁰⁹ SD/E/CN.4/56, Commission on Human Rights Seventh Session(1951) Position Paper, Draft International Covenant on Human Rights: Economic, Social, and Cultural Rights, 340.1-AG/3-1651, Central Decimal File, Box1327, File “340.1-AG1-251,” RG59 ; SD/E/CN.4/57, Commission on Human Rights Seventh Session (1951) Position

4月16日に始まった人権委員会では、経済的社会的文化的権利に傾く同委員会の趨勢から、米議会の批准を得られる見込みに絶望した米国代表エレノア・ローズヴェルトが、同委員会の議長職を辞任し、後任の議長にはレバノン代表のチャールズ・マリク (Charles Malik) が就任した。ローズヴェルトは人権委員会における潮流を見立て、国務省に対して報告している。彼女によれば、マリクが人権委員会議長になったことも追い風となって、経済・社会条項が「低開発諸国の渴望 (aspiration) と需要 (needs) のシンボル」となっている状況があった³¹⁰。これらの国々は、市民的政治的権利の重要性を理解していなければならず、経済的社会的文化的権利についてもあまり理解しておらず、それらの国々が現在抱えている苦境から脱するための梃子 (lever) だと認識していた。これらの途上国は、経済的社会的文化的「権利」が、果たして法的な意味での権利と義務として扱われるべきなのかどうかという米国の懸念を理解しようとしなかった。

こうした状況があるなかで、ローズヴェルトの懸念はソ連のプロパガンダの問題にあった。積極的な方法で米国の利益を守り米国の立場を維持するための手段が見つけれなければならなかった。彼女によれば、米国がどれほど経済的社会的文化的権利を市民的政治的権利から切り離そうと外交努力を払っても、そのキャンペーンは絶対に成功しないし、逆にそのようなキャンペーンを展開することによって、米国は国連の場において大きな敵意 (ill-will) を生みだしてしまい、指導的地位を喪失し、目的を達成することに失敗してしまうのだった³¹¹。

続く7月の経済社会理事会の議論に臨むにあたっての米国の指針は、議論の趨勢が経済的社会的文化的権利条項の維持に傾くならば、米国としてはそれを支持するというものだった。米国はそれらの権利を、規約とは別個の議定書として実現すべきと考えているが、しかしそれは経済社会理事会の場で多数派の意向に反対することを意図するものではないとされた。

その一方で、「権利」についての米国の理解について、丁寧に説明する必要性が提起された。米国としては、市民的政治的権利は法に依拠し、法的効果を伴わなければならない基本的人権だが、経済的社会的文化的権利は各国の発展段階に応じて追求されるべき国家の努力目標なのである。そして米国は各国の経済的社会的文化的状況の改善に向けて取り組んでいることを併せて指摘されるべきとされた。

こうした指針の背景として、前述のローズヴェルトによる分析が繰り返された。

Paper, Draft International Covenant on Human Rights: Petitions, *ibid*: Office Memorandum from Mr. Green to Mr. Hickerson, 1951.3.19, 340.1-AG/3-1951, Central Decimal File, Box1327, File “340.1-AG1-251,” RG59.

³¹⁰ マリクはレバノンの外交官であり、ハーヴァード大学で哲学を専攻し、博士号を取得した。米国の大学で教鞭を取った後、1945年には駐米大使兼国連大使に任じられていた。ポストコロニアリズム批評家のエドワード・サイードの親戚としても知られた存在である。

³¹¹ Memorandum of Conversation, 1951.5.29, Sandifer Files, Box 8, File “Human Rights Miscellaneous Jan 1,1950-Oct 18,1951,” RG59.

経済的社会的文化的権利を人権規約から分離する外交努力は成功しないことは明らかであり、米国への敵意を生み出すだけである。米国はこの問題では自らの主張を押し付けず、多数派とともにあるべきであるが、二つの権利の質の違いについてはきちんと表明しておくべきだとされた³¹²。

9月の第六回国連総会では、人権規約をどのように作成すべきかが議題となった。すなわち、市民的政治的権利と経済的社会的文化的権利の二つを包含した単一の規約（single covenant）とされるべきか、それとも二つの規約（two covenants）として分割して起草されるべきか、という論点である。

米国は二つの規約方式を望んだ。だが、もし総会の議論の大勢が、単一の規約方式を望んだら、米国としてはそれを支持するとされた。やはり多数派に完全に背くべきではない、というのが理由である。国務省としては、これまでの議論の流れを精査してきた結果、総会の多数派に反対するのは賢明ではないという結論に至っていた。米国が意識していたのは、多数の低開発諸国の目である。前述のように、これらの国々は経済的社会的文化的権利の包含を主張していた。総会の多数派に反する形で規約の二分割という米国の意思を押し付けると、米国に対する敵意を招き、他国との関係を損なう形で跳ね返ってくることを米国は懸念していた³¹³。

米国の指針は、多数派に逆らったことで前年に生み出してしまった敵意のリスクを避けることにあった。ソ連からリーダーシップを奪うためにも、柔軟な立場を採ることが良いとされた。もしも多数派が二つの規約を支持するならば米国は賛成する。一方、もし多数派が単一の規約を望むならば、米国としては人権委員会に二つの草案のセットを用意させるべきとされた。二つの草案とは、「単一の規約案」と、「二つの規約案」の二つである。こうすることで、米国は二案を丁寧に比較することで二つの選択肢に入念な議論を与えることができるのだ。前述のように米国としては単一の規約方式に賛成することはやぶさかではなかった。だが、米国の立場と単一の規約が惹起する国内政治上の困難を説明する機会を逃すわけにはいかなかった。あらゆる機会を捕らえて、経済社会権はあくまで目標であり、法的拘束力のある義務ではないという米国の見解を明らかにすることが企図された³¹⁴。

ローズヴェルトは規約によって米国が直面する大きな法的困難を認識していたが、他方で米国が人権に後ろ向きだとみなされるかもしれない危険性を恐れてもいた。だからこそ米国はもしも多数派が単一の規約を主張するならば、それを支持しなければならなかつ

³¹² Position paper prepared in the Department of State for the United States Delegation to the Thirteenth Session of the Economic and Social Council of the UN, 1951.6.29, *FRUS*, 1951, Vol. II, 744-748.

³¹³ Position paper prepared in the Department of State for the United States Delegation to the Sixth Regular Session of the General Assembly of the United Nations, SD/A/C.3/145, 1951.9.28, *FRUS*, 1951, Vol. II, 753-757.

³¹⁴ Minutes of Ninth Meeting of the United States Delegation to the General Assembly, 1951.11.12, US/A/M(chr)/196, *FRUS*, 1951, Vol. II, 764-765.

た。とりわけ、人権条項の適用を国内外で拡大することを米国は恐れているのだという印象を与えるべきではなかった。ローズヴェルトによれば、二つの規約に分けることは米国が市民的政治的権利の規約の採択を肯定的に考慮することを可能にするのだった。米国は多数派に逆らうべきではなく、支配を試みているわけではないことを示す必要があった。国務省の分析によると、多数派とともにあるよりも、米国の立場に拘りつづけ敗北した場合の方がより大きく米国を傷つけると思われた³¹⁵。

4-2. 1952年

米国の努力は功を奏し、1951年の国連総会では人権規約を市民的政治的権利と経済的社会的文化的権利の二つに分割して起草することを決議した³¹⁶。そして規約起草を巡る米国の行動指針は52年も継続した。9月の第七回国連総会に臨むに当たり、国務省は「二つの規約」路線に基づき、翌53年の人権委員会で二つの規約を完成させる方針を示した。この年の人権委員会ではソ連が「二つの規約」方式を再考することを求める決議案を提出したがそれは否決された。ソ連は続く経済社会理事会でも同様の決議案を提出し、やはり否決されていた。米国としては、総会が決議した「二つの規約」路線を守らなければならなかった³¹⁷。

他方、国連人権外交に対する米国内の反発はますます強くなっていた。1952年の2月8日、国務省顧問として対日講和を担当していたダレスは国務省に対して、世界人権宣言の法的効力の有無について確認を求めた。講和条約の承認を議会に求めた際、その前文に人権宣言への言及があることについて、議会では反発の声が上がっていた。ダレスとしては、米国は宣言の下ではいかなる行動も約束していない旨を確認したかったのである³¹⁸。世界人権宣言にいかなる法的拘束力もないことは、宣言の採択以前より繰り返し説明されてきたことだった。だが、対日講和条約を巡る議論においてブリッカー上院議員は以下のような声明を出していた。すなわち、「対日講和条約の批准の後、世界人権宣言は日本と米国において法的拘束力を獲得するだろうと言われている。また、当該条約の現状のままでの承認は、人権規約草案の間接的な履行(enforcement)となるのではないかとも言われている。それらの点こそが私の反対するところである。」と³¹⁹。ブリッカーが提起していたのは、宣言そのものに法的拘束力がなかったとしても、それが日本との条約の文面に

³¹⁵ Minutes of Tenth Meeting of the United States Delegation to the General Assembly, 1951.11.13, US/AM(chr)/197, *FRUS*, 1951, Vol. II, 766-767.

³¹⁶ United Nations General Assembly Resolution 543, 5 February 1952.

³¹⁷ Position paper prepared in the Department of State for the United States Delegation to the seventh regular session the General Assembly, 1952.9.24, *FRUS*, 1952-54, Vol. III, 1539.

³¹⁸ Memorandum of Conversation, 1952.2.8, 340.1-AG/2-852, Central Decimal File Box1328, second file, RG59.

³¹⁹ Sandifer to Hickerson, 1952.4.22, Sandifer Files, Box8, File "Human Rights miscellaneous, Oct 19, 1951-Feb 19, 1953," RG59.

組み込まれ、議会の批准を得ることによって、日米両国において法的拘束力を得ることになるのではないか、という論点である。世界人権宣言への言及は、直後のドイツとの協定を結ぶ際にも問題として浮上した。対日講和条約批准の際の反発を経験し、国務省内では対独協定では宣言への言及を削除すべきという声も上がっていた³²⁰。4月11日、ダレスはABAの集会を前に講演した。ダレスは、対日講和条約は人権や基本的自由といった点で日本人を国際的な強制の下に置くことのないように配慮して起草されたと説明した。そして、条約前文の人権宣言への言及は日本政府が主体的に挿入したものであり、条約それ自体は人権を国際的な義務の事項とするものではないと明言したのである³²¹。

国内での逆風が強まるなか、国務省は国内世論対策の必要性を改めて認識した。米国政府は人権の領域における努力からの後退を望んではいなかった。人権規約起草を継続するために、国内からの批判に対抗していかなければならないのである。国務省の会合でローズヴェルトが強調したのは、米国が人権の領域でリーダーシップを示し続けることの意義についてだった。経済や軍事のみならず、人権の領域でリードすることは、特にアジアとの関係において重要なことだった。そして、ソ連は規約を支持し続けており、米国と英国は植民地に拘り続けるが故に規約に反対しているグループであるとして批判していた。

「人権規約についての私たちの将来の方針について、ソ連が私たちの行動を利用することができてしまうような方向になってしまうことに対して敏感でなければならない」のだった。冷戦を闘う上で、人権外交の舞台から降りることが得策でないが故に、米国は人権の領域で行っていることの意義について国民に向けてきちんと説明し、世論を組織していく必要があった³²²。

第五節 アイゼンハワー政権と国連人権外交の再検討—1953

1953年、共和党のアイゼンハワー政権が成立し、ダレスが国務長官に就任した。エレノア・ローズヴェルトは国連代表の任を解かれ、野に下ることになる。6年間の経験はローズヴェルトの国連に対する関心を大きく高めていた。国連代表としての職務から解放された彼女は、米国内の反国連の風潮に対する草の根レベルの抵抗を決意する。「あなたの協会で私を教育ヴォランティア(educational volunteer)として使ってもらえないでしょうか。」彼女が申し出たのは、アメリカ国連協会のアイケルバーガーのオフィスを訪れたときのことである。その後のローズヴェルトは、国連協会に名を連ね、日本やインド、中東やソ連を訪問しつつ、コラムニストとしてアメリカ世論を、国連を軸とする国際主義へと

³²⁰ David W. Wainhouse to Mr. Green, 1952.4.17, *ibid.*

³²¹ Treaty Making and National Unity, Address by John Foster Dulles at the Regional Meeting of the American Bar Association, 11 April, 1952, Box1, Jack B. Tate Papers, HSTL.

³²² General Discussion on Human Rights, 1952.5.15, Sandifer Files, Box8, File “Human Rights miscellaneous Jan.1 1950-Oct.18 1951,” RG59.

導くための啓蒙活動を熱心に展開していくことになる³²³。アイケルバーガーとは旧知の仲だったダレスは、ローズヴェルトの同協会への参加についての報告を受けてこれを祝福するとともに、同協会が民主党系(a Democratic body)だと思われてしまうことがないように注意しなければならないと応じた³²⁴。

ローズヴェルトの後任の国連代表として、アイゼンハワー政権は引き続き女性を起用した。オズワルド・ロード(Oswald B. Lord)である。そして新政権は必然的に国務省に対して、米国の国連人権外交の再検討を促すことになった。2月9日付の国連担当国務次官補ジョン・ヒッカーソン(John Hickerson)から国務長官ダレスへのメモランダムは、再検討の課題は外交と国内政治の二正面における課題をともに充足させるような政策の探究にあると述べる。すなわち「自由世界の人々を結集・強化するなかで米国のリーダーシップを維持する必要性」と、「国連における人権の促進、特に人権規約草案に関して取られる特定の行動についての米国内からの批判」、の両方に対応しうる手堅い政策が求められていた³²⁵。

このメモランダムは議論の出発点として以下のことを確認する。まず、米国は国連における義務に応じ続けなければならない。その限りにおいて、米国はリーダーシップを取ることができるのである。「人権の領域における米国のリーダーシップと、基本的自由の旗手としての姿勢は、冷戦における重要な要因」だった。その点こそが、自由世界と全体主義的な共産主義世界の間差を際立たせるのだという。国内では人権規約に対する反発がブリッカー修正案として浮上していた一方で、国連では規約の完成に向けた強い決意がみなぎっていた。これらの条約は、多数派の国々にとってある種の「シンボル」となっており、米国が退くことは、国連における米国のリーダーシップを損ない、ソ連を利することになりかねなかった。メモランダムは、起草中の人権規約が米国にとって不満の残るものであったとしても、それを合衆国憲法の原理に沿うような条文へと導くことができると述べる。だが米国が起草過程から退場してしまえば、条文は現状よりもいっそう悪いものとなり、米国にとって決して受け入れられないような条項が含まれてしまうかもしれない。米国が批准しようがしまいが、人権規約は国際社会の行動基準として受容されていくのだということを考慮しなければならないのだ。

そしてメモランダムは国務長官への献策として、今後も国連の人権の場に積極的にコミットすること、規約に関してもより良い結果を得るために起草過程に参加し続けることを求めている。規約に関しては、二種類の権利の質の違いを際立たせ、慎重な議論を喚起す

³²³ Roosevelt, *The Autobiography of Eleanor Roosevelt*, 323; Lash, *Eleanor*, 220; Clark M. Eickelberger, *Organizing For Peace: A Personal History of the Founding of the United Nations*, (Harper & Row, 1977), 295-296.

³²⁴ Eickelberger, *Organizing For Peace*, 295-296.

³²⁵ Hickerson to the Secretary, American Foreign Policy and the Promotion of Human Rights through the UN, 1953.2.9, Lot File 58D33, Office Files of the Assistant Secretary of State for United Nations Affairs, Box3, File "memoranda to Secretary +Under Secretary (General Subjects-1953)," RG59.

るために「二つの規約」方式を推進し、米国は政治的市民的権利条約だけを支持している。規約を自動執行性のあるものとはせず、合衆国憲法に抵触させないため、連邦国家条項を求める。そして、個人請願権には反対し、もし加えるのであれば別個の議定書に挿入することを主張する。

上記の点は従来の政策の継承といってよい内容だが、同メモランダムはさらに、規約とは別の、より効率的な人権促進の手段を考案する必要があると主張しているところに特徴がある。例えば女性の権利や子どもの権利といった、より抑制的（less ambitious）でより具体的（more specific）な条約や、人権報告者制度（Rapporteur on Human Rights）のような制度を通じた人権施策に関する情報の普及、各国における人権政策の経験の情報交換、立法ではなく経済的社会的手段を通じた生活水準の向上、特に途上国におけるマスメディアの発達、などが挙げられている。

そして、規約とは別の手段を模索することの帰結として、同メモランダムは女性の政治的権利条約とジェノサイド条約の二つには批准しなければならないと主張する。特にジェノサイド条約は国際社会の大きな支持を集めており、東側諸国の国内状況を「ジェノサイド」として批判する機会をつかむためにも米国の参加が求められた³²⁶。

これを受けて国連代表ロードも交えて議論を重ねて作成された2月17日付の国務省メモランダムは、規約に代わる人権促進手段を提案するというアイデアを踏まえたうえで、米国は人権規約をめぐる政策を変更すべきかどうか、変更するならばどのような政策を採るべきか、といった論点について、それぞれの案の長所と短所を詳細に比較検討したバランスシートとなっている。

まず、米国は人権規約に対する政策を変更すべきかどうか。賛成論と反対論それぞれについて、内政と外交の両面を見据えた根拠が示されている。米国外交の路線転換を支持する根拠は、今日の国際政治情勢において規約というスタイルは必ずしも適切ではないこと、批准には上院の同意を必要とすること、規約が反米プロパガンダの材料を提供する恐れがあること、規約支持は国内においては立法ではなく「説得」に重きを置く公民権政策と矛盾しているように見られてしまうこと、そして規約は国内において激しい批判に晒されていること、といったものだった。

他方、路線転換反対論の根拠は、米国の友好国との関係は人権の保護に依拠しており、規約はその手段となっていること、特に中南米、中東、極東の国々が規約を支持しており、米国の撤退はこれらの国との関係に悪影響を与えかねないこと、米国の人権規約への取り組みからの撤退はプロパガンダ攻撃の的となること、撤退によって規約起草過程への影響力を失ってしまうこと、米国内には人権規約を支持する多くの団体が存在すること、連邦国家条項の存在ゆえに規約が連邦と州の関係に影響を与えることはないこと、といったものだった。

メモランダムの後半は、規約についての政策を転換する場合に取りうる3つの選択肢を

³²⁶ Ibid.

提示し、その長短を比較検討するものとなっている。A案は、米国は各国に規約起草の努力を再検討することを促しつつ、今は規約のような一般的な形態で人権基準の法典化を進めるには適切な時ではないという見解を表明する。人権宣言で示された目標を進めていくために、規約以外の手段に注意と力点を与えるよう国連に対して促していく。そのような手段として、1. 各国の人権状況を調査・報告する人権報告者（a human rights rapporteur）を設置し、その調査結果を人権委員会によって審査する。2. 加盟国政府による、自国の人権状況についての定期報告（periodic reporting）。3. 米国は規約起草過程への参加を継続し、技術的な助言を与える、といったことが挙げられている。

A案の長所は、これまでの米国の政策との間に明確な一線を画することができ、米国内での支持は最大限確保できる。また、国内外の批判を最小限にできるような一定のポジティブな要素を有し、起草過程にも残るため一定の影響力を残すことができることにあった。他方、短所としては、規約が望ましくないものになってしまう可能性があること、報告制度は米国に対するプロパガンダに利用される懸念があること、そして、三案のなかで最も明瞭に規約への反対の姿勢を示すものであり、政策変更のデメリットが大きいということが挙げられている。

B案は、経済的社会的文化的権利の規約化に反対の意思を表明する一方で、市民的政治的権利については立場を留保する。そして人権規約の起草過程への参加を継続し、市民的政治的権利が米国にとって受け入れ可能な形態になる可能性を追求する、というものだった。B案の長所は、この案を表明しても必ずしも人権委員会の多数派に逆らうことにならず、比較的満足のいく規約に向けて、起草過程で影響力を持ちうること、そして、国内の規約反対派を一定程度説得できることにあった。他方、この案の欠点は、途上国から米国の「お高くとまった態度」（a patronizing attitude）と認識され反発されることや、諸国や国内団体にとって重要な人権分野におけるポジティブで建設的な要素が欠如している、といった問題があった。

C案は、米国は人権規約の起草に参加し続けるが、リーダーシップは一切取らず、起草を妨害することもしないが、できるだけそれが遅れるようなコースを追求するものだった。C案の長所は、政策転換についてプロパガンダの懸念を最小化しうること、規約条文の最終合意が、米国がリーダーシップをとらないが為に一層困難になり、規約が現実的ではないことが他国にも認識される可能性があること、そして、繰り返し米国の見解を表明する時間的猶予が確保されるので、今後の政策転換が比較的容易になる、といったものだった。欠点は、米国の消極的態度はいずれ他国にも感知され、国連に対する敵対的態度として批判的になること、早いうちに政策転換の意思を表明しないと、時間が経てばなおさら米国の表明する規約以外のポジティブな人権政策への支持を取り付けにくくなること、そして国内でブリッカー修正に対抗する効果が三案のなかで最も小さいこと、といったものだった³²⁷。

³²⁷ “United States Policy Regarding Draft Internationalism Covenants on Human

2月19日、ダレスの執務室で行われたミーティングの場において、上記メモランダムを読んだダレスはA案に沿って政策転換を進めるべきだという見解を表明した。また、A案で提示する規約以外の人権推進の制度が、ソ連にプロパガンダの機会を提供することにならないよう細心の注意を払うことが強調された³²⁸。アンソニー・C・アarendによれば、この時のダレスの「撤退」の決断は、決してブリッカー修正案をめぐる国内政治向けの一戦術として片づけられるようなものではなく、その背景には40年代以来のダレスの国連経験を土台とする、人権問題についての思想的変化があった。ダレスはこの時期、真に普遍的な人権規約は現時点では不可能であること、そのような法的文書を実効的なものにするような共有された道徳的信念が存在しないことを確信するようになっていた³²⁹。普遍性や道徳的信念が失われ、冷戦外交の「武器」としての側面だけが残されたとき、ダレスにとっての「人権」は規約という形を必要としなかったと言える。

国務省はさらに、ジェノサイド条約及び女性の政治的権利に関する条約をめぐる米国の立場について、再検討を行い、報告している。国務省としては、二つの条約に批准することが望ましかった。ジェノサイド条約は国内で法的困難に直面することが予想されたが、それは十分に克服可能なものだった。そして外交面におけるあらゆる検討結果が、批准することが望ましいことを示していた。ジェノサイド条約は国連内で大きな支持を集めており、人権規約批准に代わる積極的なオルタナティブになりえた。人権規約についての政策転換を表明する際に同時にジェノサイド条約を支持すれば、米国の人権についての立場を強めることになると思われた。他方、ジェノサイド条約に批准しなければ、それをプロパガンダと心理戦の観点から対ソ外交に利用する機会が得られなくなる。1952年には多数の上院議員が、カチンの森事件についての国連の調査報告を踏まえて抗議を表明するよう国務省に要求していた。さらに、ソ連政府のジェノサイド的政策が今後も国連の主題となることが予想されていた³³⁰。

女性の政治的権利についての条約の場合は、国務省の見解では批准に伴う国内法的な問題は発生しないはずだった。既存の米国の諸法制と矛盾するものではなく、新規の立法を必要としなかった。当初東側諸国は、女性の政治的権利についての条約をめぐる国連総会の票決を棄権していたが、ソ連は同条約に署名・批准する方針へと転換したという情報が国務省に届いていた。ソ連は米国から女性の権利をめぐるリーダーシップを奪うことを企

Rights,” 1953.2.17. Sandifer Files, Box 8, File “Miscellaneous Oct19, 1951-Feb19, 1953”, RG59.

³²⁸ Sandifer to Kotschnig, “United States Policy Regarding Draft Internationalism Covenants on Human Rights,” 1953.2.19, *ibid*.

³²⁹ Anthony Clark Arend, *Pursuing A Just and Durable Peace: John Foster Dulles and International Organization*, (Greenwood Press, 1988), 201-204.

³³⁰ Phleger and Hickerson to the Secretary, Proposed United States Position on the Genocide Convention, 1953.3.2, Sandifer Files, Box8, RG59; Hickerson to the Secretary, Proposed United States Position on the Genocide Convention, 1953.3.10, Assistant Secretary of State for UN Affairs Files, Box3, File “memoranda to Secretary +Undersecretary (General Subjects-1953), RG59.

図しているのは明白だった。米国の不参加は、米国の国際的立場を損ないかねなかった。のみならず、署名しないという決定は、米国内の主導的な女性団体からの激しい批判を招くことが予想された³³¹。

各種の非政府団体はアメリカ国連協会の旗印の下で結集し、人権規約を支持する意志を表明していた。エレノア・ローズヴェルトはダレスに対し、人権と自由のための世界的闘いを開始するためには法的な基盤は不可欠であると、諸団体の声を代弁する形で訴えた。彼女にとって、経済的社会的文化的権利についての規約に米国が積極的にコミットできないのはやむを得ないことだった。起草と合意に長い時間がかかることが予期されるからである。だが、市民的政治的権利についての規約に米国がリーダーシップを発揮しないのは、遺憾なことだった。規約の差別禁止条項の存在が米国内において大きな争点となることは確かだが、それは米国内において達成しなければならないものだった。いくつかの論点において留保を設定しなければならないとしても、米国はこの領域でリーダーシップを発揮しなければならないのであり、国務省がその方向から離脱しようとしているのは嘆かわしいことだった³³²。

こうした国内からの声にも拘わらず、4月7日に始まる国連人権委員会に向けて、米国の新しい人権外交は基本的に二月のダレスの方針に基づいて形成された。同委員会開会にあたり、米国代表ロードが米国の新しい立場について説明することとなった。今日の国際関係の現状では国連憲章の人権を促進する上で人権規約の起草よりもより効果的な方法が存在することを主張するとともに、その手段の例として、人権報告者制度、加盟国による定期報告制度、人権促進のための助言機関の設置を列挙するものとなっている³³³。かくして4月6日、上院のブリッカー修正をめぐる公聴会の場において、ダレスは米国の国連人権外交の転換を表明したのである。同時に、この問題についてのアイゼンハワー大統領の声明が翌7日の人権委員会の冒頭を利用して発表された³³⁴。国連憲章と世界人権宣言が掲げた人権の目標を支持する米国のポジティブな姿勢を強調するためである。このような声明を出すことは、対外関係のみならず国内世論対策としても重要だった³³⁵。

³³¹ Hickerson to the Secretary, "Convention on the Political Rights of Women," 1953.3.13, *ibid.*

³³² Eleanor Roosevelt to the Secretary, 1953.3.20, 340.1-AG/3-2053, Central Decimal File, Box 1329, first file, RG59.

³³³ Hickerson and Phleger to the Secretary, "United States Policy Concerning Proposed Covenants on Human Rights," 1953.3.26, 340.1-AG/3-2653, Box1329, first file, RG59. 人権委員会におけるロードの声明は、"Statement By Mrs. Lord," *Department of State Bulletin*, Vol.28, 581-582.

³³⁴ White House press release, "Importance of U.N. Human Rights Goals," April 7, 1953, *Department of State Bulletin*, Vol.28, 580.

³³⁵ Carl W. McCardle to the Secretary, 1953.4.6, 340.1-AG/4-653, Central Decimal File Box1329, first file, RG59.; Memorandum for the President from Dulles, 1953.4.7, 340.1-AG/4-653, *ibid.*

第六節 終わりに

「人権外交」のジレンマに直面した時、米国は当初、国連の人権の舞台から撤退することは得策ではないと判断していた。そして、多数派の国々の意向に背くことなく、積極的にコミットし、慎重に影響力を行使することで、条項を合衆国憲法の理念に近づけることを試みた。それは、米国外交が国際的配慮と国内的配慮のバランスの上に立てた路線だった。

世界人権宣言とジェノサイド条約、そして国際人権規約起草に対する反発は、政府の条約締結権を抑制することを企図する憲法修正案として結実した。ブリッカー修正案が国内政治の俎上に上ると、アイゼンハワー政権は人権規約起草にこれ以上コミットしないことを決定する。冷戦を闘う上で、条約締結権を剥奪されることは望ましいことではなかった。他方、米国が人権の領域から撤退することは、国連の多数派の諸国の意に反することであり、やはり「心と精神」をつかむ争いとしての冷戦を闘う上で得策ではなかった。1953年4月にダレスによって発表された、国際人権規約から退きつつも、規約とは別の形でより効率的な人権促進の手段を追求・推進するという路線は、米国の直面したジレンマを解きほぐそうとする、国務省の苦肉の策だったと言える。

だが、アイゼンハワー政権の策は裏目に出た。ダレスの思惑とは裏腹に、国内政治においてブリッカー修正案の動きを押しとどめることはできなかった。議会政治の攻防はなおも継続するのである。さらに、国連の場においても、規約以外の人権促進のアプローチを追求するという米国の政策転換は不評だった。国内では国務省は国際主義に連なる多数の諸団体からの批判に晒された。国際/国内政治の両面において、アイゼンハワー政権は失点を重ねたのである。

「全面的な冷戦」に臨むアイゼンハワー外交においてどの程度「人権外交」の経験が生かされていたのかを実証することは難しい。だがその経験の故にいつそう「心と精神」をつかむ「全面的な冷戦」に敏感にならざるを得なかったという推論はありえよう。翌1954年、国外ではビキニ環礁の水爆実験と第五福竜丸の被ばくが世界的な反米反核運動を惹起する。マーシャル諸島の人々もまた国連信託統治理事会に対して請願を提出し、国際社会の耳目を引くことになる。他方、国内ではブラウン判決が出されたことにより、米国外交は人種状況の一定の改善をアピールすることができたが、その後の公民権運動の展開と暴力は依然として米国を世界の批判的注目の的とし続けることになるのである³³⁶。

³³⁶ 竹峰誠一郎『マーシャル諸島 終わりなき核被害を生きる』（新泉社、2015年）、243-249；Dudziak, *Cold War Civil Rights*

終章 戦後世界政治のなかの「人権」と国際機構

我々は目に見える結果を得るための努力に焦点を当てている。いくつかの事例においては、大臣や大使による声高な声明が、物事を進める上で正しい道であり得るだろう。しかし、それがいつも正しい行動の道とは限らない。それとは異なる、よりニュアンスに富んだアプローチこそが、より結果につながりやすいということがしばしばあるのである。

—英外相フィリップ・ハモンド³³⁷—

国連研究者は、宣言や決議を読んでそれに基づいて国際社会の合意がどこまで発展したかを検討します。そこにあるのは高邁な理想、いわば建前です。それも大事だということとは否定しませんが、そこから各国の利害に深く結びついた人権の現実は見えてきません。私はやはり現実には人権状況がすこしでも改善されることが大切なのだという思いが消えないのです。人権高等弁務官にやや疑問を持ったのも、実質的な改善のためには静かな外交しかないのではないかと思ったからです。

—緒方貞子³³⁸—

第一節 まとめに代えて

フランクリン・D・ローズヴェルト政権で國務長官を務めたコーデル・ハル(Cordell Hull)は1948年に著した回顧録において、以下のように戦時外交の経験を回想する。

「合衆国憲法はあらゆる人々、特にマイノリティを保護するように設計されている。にも拘わらず、近年一部の集団が、情報とプロパガンダの拡散手段の発達に助けられて声高に主張し、国際情勢について彼らの人口に不釣り合いなほどの圧力を行使している。これらの干渉的マイノリティ(interfering minorities)は一般に左翼や反動的過激派、最近移民したばかりの酷い煽動家、我々の政治経済構造を損なおうとする思想の支持者によって構成・影響されている。我々の政府が最もデリケートで注意深い操作と積極的で国民的な世論の支えを必要としている国際関係の重要な局面において、これらの集団は害悪(poison)をまき散らし、外交を台無しにしてしまう。」³³⁹

ハルの回顧は、第一義的にはポーランド系アメリカ人が二次大戦時に展開したトランスナショナルな運動が、戦後のポーランドの地位をめぐる外交交渉の支障となった経験を念

³³⁷ Phillip Hammond, “Promoting human rights is not about who can shout the loudest,” *Independent*, 10 December, 2015.

³³⁸ 野林健・納家政嗣(編)『聞き書 緒方貞子回顧録』(岩波書店、2015年)、99-100.

³³⁹ Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull* V2, Part Two, (Kessinger Legacy Reprints, 2010), 1738.

頭に置いたものだが、他方で米国が直面した国際政治の変化、職業外交官の担う伝統的な「外交」の時代の終焉を象徴したものとして読むことができる。「政治」に責任を持たない非政府主体の国境を超えた声高な運動が、国家間の外交交渉を妨げ、結果的に安定した秩序形成の障害となってしまう状況についてのハルの苦言は、「外交」という営為に携わる者として至極当然の評価と言える。そして、本章冒頭に示したように、こうした苦言は形を変えながらも、今日に至るまでしばしば外交担当者の口から語られているのである。

しかし、既存の主権国家体系において十分に発言権を得られなかった新興国や、ナショナルなデモクラシーの枠内で十分に代表されていないと感じる「マイノリティ」の側から見れば、ハルやハモンド、緒方らとはまた異なる評価がありえよう。同じ1948年、NAACPによる国連への請願活動の失敗が濃厚になりつつあったこの時期、事務局長ウォルター・ホワイトはその回顧録において、彼らの行動について以下のように振り返る。

「我々には目下のところ国連がそれ（筆者注：請願）について公式の対応をすることを回避するためにあらゆる手段を用いるだろうということは分かっていた。我々はまたその主たる価値は肌の色を理由とする人間に対する正義の否定という厳しい事実を白日の下に引きずり出すことにあるのだということも分かっていた。しかし我々は請願がやがて世界の他の地域の他のマイノリティからのさらなる訴えを刺激し、いかなる諸国家の社会も逃れることのできないような情報の流れる型（a pattern of information）を形成することになるだろうということを確信していた。」³⁴⁰

国連というフォーラムにおいて、ホワイトの言う「情報の流れる型」が形成されるとき、何が起こったのだろうか。本稿が描いてきたのはその点である。世界大戦の経験と戦時の理念は人々の意識化と主体化を促した。そうした思潮は、「人権」を諸国家の戦後構想の中核に押し上げていく。その結果、「人権」は諸国家が外交を展開する際に用いられる有用な「武器」にもなった。同時に「人権」は、各国内のマイノリティが、自らの置かれた政治・社会状況について世界的視野のなかで認識し、国際的なアリーナで訴え、主体的に現状改善を追求するための「抗議のコトバ」（language of dissent）でもあった。

本稿で確認してきたように、運動は容易には意図された成果には結びつかなかった。悪化する米国の人種状況を国連と国際社会の圧力のもとに打開しようとしたNAACPの請願活動は、国内管轄権という国連の制度や米国の冷戦外交によって阻まれた。シオニズムのオルタナティブとして「国際人権」に賭けたAJCの挑戦は、戦後のヨーロッパの難民問題とパレスチナ現地の情勢悪化の激動のなかで、穏健なシオニストと提携し、パレスチナの分割とイスラエルの建国を認める方向へと転換を迫られた。主権国家体系の延長線上で立ち上げられた国際連合という秩序のなかで、大戦によって流動化した国際と国内、外交と社会の境

³⁴⁰ White, *A Man Called White*, 359.

界線が再び引き直された。運動の「挫折」は、そうした境界線の再編劇の一コマであるようにも見える。

しかし、そのことは決して世界政治のあり方が伝統的な古典外交の世界であり続けたことを意味するものではない。国連という舞台を中心に、中小国や非政府主体が「人権」に依拠した自己主張を展開し、ホワイトの言う「情報の流れる型」が形成されるとき、米国外交はジレンマに直面した。世界秩序の要となるべき国連安保理がソ連の拒否権のために機能しなくなるなかで、米国は「平和のための結集決議」のような形で拒否権制度のない国連総会を強化することで対ソ牽制の場とすることを企図した³⁴¹。そのことは、米国にとって総会の多数派を占める国々の「心と精神」を掴むことが喫緊の課題となることを意味した。米国外交にとって、国際人権の領域でリーダーシップを取り続け、国際社会の期待に応え続けることは、ソ連に対抗し、各国との友好関係を維持するためにも不可欠だった。人権委員会を舞台とする国際人権の舞台は、決して非権力政治の場などではなかった。かつて国際政治学者の高坂正堯が国連という舞台の権力性を指摘したのと同様に、国際人権の舞台もまた紛れもなく権力政治の一舞台であり、第二次世界大戦後の権力政治の性格の変化を如実に表す場所だったと言える³⁴²。

そのような紛れもない冷戦の一舞台であった国連において、途上国や非政府主体が「人権」に依拠して声を上げ、それが国連を米国外交の思惑に反する方向へ導いていくような状況が生じた。国連の多数派諸国が、個人請願権と経済的社会的文化的権利を国際人権規約に挿入することを求めるなか、米国が国連の場でそれらに反対の意思を示すことは、国内の国際主義勢力と国連の多数派諸国からの反発を招き、米国の自由世界の旗手としての立場を損ないかねなかった。他方、米国がそれらを支持し、人権規約起草にコミットし続けることは、米国内の保守派からの猛反発を呼んだ。米国は国連人権委員会の場において「人権外交のジレンマ」というべき難題に直面していたのである。脱植民地化の時代を経て、国連は米国にとって「居心地の悪い場所」となっていくが、その萌芽はすでにこの時期に見られていた³⁴³。

よく知られているように、ブリッカー修正をめぐる 50 年代アメリカ政治の遺産は、その後も米国外交を拘束し、各種人権条約への批准を困難なものにし続けることになる³⁴⁴。

³⁴¹ 西崎『アメリカ冷戦政策と国連』。

³⁴² 高坂正堯『国際政治 恐怖と希望』（中公新書、1966 年）、第三章。

³⁴³ フランスの脱植民地化政策の起源を論じた池田亮の叙述からは、国連がアメリカにとって「居心地の悪い場所」になっていく萌芽が、脱植民地化というイシューにおいてもすでにこの時期から見られたということを読み取ることができる。仏領モロッコやチュニジアは 1950 年の段階からアラブ諸国を通して独立問題を国連に付託することに積極的だった。それは米国にとって、国連の場でフランスかアラブかの困難な二者択一を迫るものであり、また、国連での独立問題の議論に反対・棄権することは米国内世論の猛反発を招くため、可能な限り避けたいことだったのである。池田亮『植民地独立の起源—フランスのチュニジア・モロッコ政策』（法政大学出版局、2013 年）、第三章及び第四章。

³⁴⁴ Kaufman, *Human Rights Treaties and the Senate*.

その一方で、国際社会は世界人権宣言と二つの国際人権規約の採択の後、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約をはじめとする「国際人権レジーム」を着実に発展させていった。人種差別撤廃条約 (the Covenant against Racial Discrimination) は、脱植民地化の息吹のなかで、新興独立国の支持を得て、先行した国際人権規約よりも早く 1965 年に採択にされた。同条約で特筆されるべきは、個人請願のメカニズムを設けたところにある。同条約以降の各種人権条約には同様の履行システムが加えられることになる³⁴⁵。

重要なことは、こうした国際社会の動きが、米国内の公民権運動と連動したことである。「心と精神」をつかむ闘いとしての冷戦にあって、米国の人種主義はソ連のプロパガンダの好餌となっていた。国際人権と冷戦という外圧が、合衆国政府をして、州権への介入に踏み切らせ、公共空間の人種統合と公民権法の成立を実現させたのである。アイゼンハワー政権以降の米国外交は国際人権へのコミットメントから距離を置いたが、それは米国が国際社会における国際人権レジームの発展の影響から無縁でいられることを意味するものではなかったのである³⁴⁶。

国際人権とローカルな社会運動の連動は、冷戦期の米国に特有の現象ではない。国際関係論における人権レジームについての理論・実証研究は、人権状況の改善にはローカルな運動と国際組織やトランスナショナル市民社会の間の相互作用が不可欠であることを示してきた³⁴⁷。国際法レベルにおける人権レジームの発展と批准国の増加は自動的に各国の人権状況の改善をもたらすわけではない。人権状況の実質的な改善は、「人権」という国際的なコトバ (language) を採用し、草の根レベルへと「翻訳」(translate) するプロセスが不可欠なのである³⁴⁸。アフリカ諸国が独立後も「反アパルトヘイト」や「植民地支配責任」などの形で「抗議のコトバ」としての「人権」言語を駆使し続ける一方で、自らは権威主義的な統治体制へと変貌していったことも、ローカルな「翻訳者」(local translator) の不在によって説明される。「抗議のコトバ」としての「人権」を用いて反植民地闘争を担ったナショナリストたちは、政権を握るやアフリカの「集団」としての権利

³⁴⁵ 批准国に自動的に個人請願制度が適用されるわけではない。人種差別撤廃条約と拷問等禁止条約、移住労働者保護条約の場合は締約国による別途の受諾宣言が、自由権規約と女性差別撤廃条約の場合には別途の選択議定書に加入する必要がある。

³⁴⁶ Dudziak, *Cold War Civil Rights* は国際環境と米国の公民権政策の連関を指摘するが、主としてソ連のプロパガンダや第三世界の反応といったパブリック・ディプロマシーに注目するものであり、国際人権への言及はほとんどない。

³⁴⁷ Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, (Cornell University Press, 1998); Ann M. Florini, ed., *The Third Force: The Rise of Transnational Civil Society*, (The Japan Center for International Exchange, 2000); Thomas Risse-Kappen and Kathryn Kissink, *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, (Cambridge University Press, 1999); Kathryn Sikkink, 'International pressure on US human rights matters now more than ever,' *Open Democracy*, 11 November, 2016; Hafner-Burton and Tsutsui, "Human Rights in a Globalizing World".

³⁴⁸ Sally Engle Merry, *Human Rights and Gender Violence: Translating International Law into Local Justice*, (The University of Chicago Press, 2006).

を主張し、開発独裁的な経済発展政策や他地域の反植民地闘争の支援に邁進したが、そこには、市民的政治的権利についてローカルな意味を付与する「翻訳者」が育っていなかったのだった³⁴⁹。

世界政治の歴史のなかで「国際人権」を位置づけるとき、「静かな外交」が人権状況改善の鍵だとするハモンドや緒方の評価がある一方で、トランスナショナルな市民社会の運動が不可欠の役割を持っているということは確認されるべきである。そしてこのことは、国連と「国際人権」の歴史をグローバル・ヒストリーとしてどのように描くかということを考える際のヒントを提示しているともいえる。最後にこの点を、序章でも言及した歴史家のマーク・マゾワーと入江昭の歴史叙述を比較検討しながら考えたい。

第二節 「人権」と国際機構の歴史をどう描くか

従来の国際機構研究が、国際法学を軸とした法実証主義的な制度論・制度史の色合いが強い傾向にあったのに対して、近年では国際機構の存在をより広い歴史的文脈のなかに位置づける試みが進行している。最後に本稿を締めるにあたって、素材としてマーク・マゾワーと入江昭による好対照な二つの叙述を比較しつつ、国際機構というアリーナで展開される「人権」という理念の国際史のあり方を考えてみたい。

マゾワーの近著『国際協調の先駆者たち』の目的は、国際機構として結実する「国際主義」の思想の根底にあるイデオロギーを問い直すことにある。彼が徹底的に批判するのは、「国際主義はグローバル共同体の美德が少しずつ勝利したことの表れだと称える歴史家たち」である³⁵⁰。国際主義の単線的発展史として国際機構史を捉えるのではなく、むしろ「国際主義」が世界秩序の構築者に採用され、権力政治と結びつくときに何が起こったのか、という、理念と国益の間の緊張関係を描き出すところに彼の問題意識が存在している³⁵¹。

国際主義についての楽観主義を批判するマゾワーの問題意識は、彼の国連史研究において一貫して見られる通奏低音となっている。例えば前著『国連と帝国』においてもマゾワーは以下のように述べている。「・・・ここ数年の間に出現してきたのは、国連が何をするために創立されたのかについて、きわめて偏った見方をしたり、国連の創立者たちがけっして応えるつもりがなかった期待を生じさせるような、大量の研究成果である。・・・今の時点でわれわれに必要なのは、国連の創立者たちが実際には何を胸中に抱いていたかをもっと醒めた目で見ることであり、国連がどのように一步を踏み出したか、どのような

³⁴⁹ Andreas Eckert, "African nationalists and Human Rights," Stefan-Ludwig Hoffmann, ed., *Human Rights in the Twentieth Century*, (Cambridge University Press, 2011), 283-300.

³⁵⁰ Mark Mazower, *Governing the World: The History of an Idea*, (The Penguin Press, 2012) [邦訳：マーク・マゾワー『国際協調の先駆者たち 理想と現実の200年』(NTT出版、2015年)]

³⁵¹ マゾワー『国際協調』、はじめに

機構になるはずだったのか、ということについてあまり当然のものと決めつけないことである。」³⁵²

東欧史家としてスタートしたマゾワーが国連論を展開するようになったおそらく最初の論考が、序章でも言及した「人権の奇妙な勝利」である。マゾワーは二次大戦後の国際人権レジームの成立を、単線的な発展史として描くことを批判し、戦間期のマイノリティ保護システムが放棄されていく過程との連関で論じている³⁵³。同論文以来、マゾワーが一貫して批判してきたのは、1990年代から2000年代にかけて隆盛した、冷戦終焉のユーフォリアや米国の単独行動主義に対する批判的問題意識を戦後世界秩序の形成期に投影しようとした一連の研究動向なのである。

さて、マゾワーの基本的問題意識を確認したところで、筆者が国際機構史のあり方を考える上で好対照として想起するのは、入江昭による一連の著作である。マルチ・アーカイブを駆使した国際関係史家として多くの著作を著してきた入江は、特に90年代以降、歴史を国家間関係史としてではなく、ノン・ステート・アクターが国境を越えて織り成したトランスナショナル・ヒストリーやグローバル・ヒストリーへの力点を置いた歴史叙述を展開している。1998年に著された著作において彼は、秩序形成過程における「中小国」出身の個人の貢献の歴史を描いた。彼の意図は、「一九世紀後半以降の国際関係史を主権国家間の相互関係というよりもむしろ、個人や集団が国境を越えて織り成す行為の総体として描く」ことにあった³⁵⁴。入江はその後も同様の問題意識から執筆活動を展開している。2006年の著作『グローバル・コミュニティ』において、入江は「本書は国家以外の集合体である国際機構や非政府組織を中心とした歴史もあるのだ、ということを中心としている。もちろんそれは国家の存在や国家間関係の重要性を否定するものではないが、それだけに関心を奪われていると世界の流れを的確にとらえることはできない。グローバル・コミュニティというものがあるとすれば、それを形成するのは根本的には個々の人間であり、彼らが作りなす集団であろう。国家もまた一つの集団にすぎない。」と述べている³⁵⁵。

ここで確認したいことは、「主権国家間の相互関係というよりもむしろ、個人や集団が国境を越えて織り成す行為の総体として描く」、あるいは「国家以外の集合体である国際機構や非政府組織を中心とした歴史もあるのだ」、ということを中心としている入江のスタンスが、マゾワーの問題意識の対極にあるのだという点である。入江が、国家間の権力政治とは異なる歴史として、国際主義の歴史を再構成するのに対して、マゾワーは国際主義と権力政治の結びつく様を捉える。好対照と言える両者の歴史像のはざまで、国際機構を舞台

³⁵² Mazower, *No Enchanted Palace: The End of Empire and the Ideological Origins of the United Nations*, Princeton University Press, 2009 [邦訳: 『国連と帝国』慶應義塾大学出版会、2015年]

³⁵³ Mazower, “The Strange Triumph of Human Rights, 1933–1950” *The Historical Journal*, 47, 2 (2004), 379–398.

³⁵⁴ 入江昭『権力政治を超えて—文化国際主義と世界秩序』(岩波書店、1998年)

³⁵⁵ 入江『グローバル・コミュニティ』、ii.

に繰り広げられる「人権」の歴史の描き方を考えてみたい。

マゾワの叙述にはどのような問題があるだろうか。国際主義的な理念の単線的発展史観を徹底的に批判し、理念と国益が結びつくさま、国際主義がいわば「主流化」することによって権力政治に取り込まれていく場面を批判的に論じようとするマゾワの叙述は、重要かつ説得的であり、示唆に富むのは事実である。しかし、彼の叙述をつぶさに読むとき気づくのは、彼の議論が世界史の新しい潮流の台頭を認めつつ、そこに逆説の接続詞を付し、新たな流れが権力政治によって取り込まれ、換骨奪胎されていくさまを強調し過ぎるきらいがあることである。二次大戦後の世界では、世界連邦の運動が盛り上がりを見せたが、しかし冷戦の政治に取り込まれていった。戦後の世界では人権の潮流が盛り上がりを見せたが、しかしそれは反植民地主義の動きに換骨奪胎されていった。NGOや市民社会の台頭が見られたが、しかしヒューマンライツ・ウォッチのような形で冷戦に取り込まれ、レーガン政権期には政府主導のNGOのような形で市民社会と国家権力の境界が曖昧になっている状況が生まれた。1990年代にはアナン事務総長の下で、経済より人の生活を重んじ、多様なアクターが織り成すガバナンスの重要性が強調される流れが現れたが、2001年の9.11テロ以降、新帝国主義とも称される思潮によって取って代わられてしまった。といった具合の展開が、各章に見られるのである。

理念と権力政治の結びつきを強調するマゾワの叙述は、入江が強調するような国際主義と市民社会の持つ可能性に次々と蓋をするかのように逆説の接続詞を付していく。そしてその叙述が最後に導き出す今日の展望は、あまりに暗い。筆者がマゾワの歴史叙述において最も違和感を持つのは、この点である。新たな潮流が権力政治に取り込まれてしまう様相を析出しようとするマゾワの議論は傾聴に値する。しかし、そこで彼の叙述から捨象されていくのは、新たな潮流のなかで、依然として骨抜きにならずに健在な部分の存在である。この点は「現在」を形作るものはなにかという問いにつながる。マゾワは国際主義と国際機構が機能していない（ように見える）「現在」を念頭に置き、いかにしてそのような「現在」へと至ったのかを描き出す。だが、Aが権力（政治）に取り込まれ、Bへと変質していく歴史があるとしても、依然としてBにならずに、Aとして権力（政治）と対峙し続ける部分が残っていることがありうる。マゾワが捨象してしまうこの部分もまた「現在」を形作る一要素として存在しているのではないか。

換言すれば、マゾワが本書を通じて描きだした国際主義の思想の限界とは、すなわち、秩序の問題に工学的な解を提供するものとしての、いわば「大文字の国際主義」の終焉を意味しているのであり、筆者は、そんなマゾワの議論から零れ落ちた「小文字の国際主義」を見出し、丹念に分析して評価する必要性を感じるのである。そして、この点こそはマゾワと入江昭のはざままで、理念と国際機構の歴史をどう描くかという、大きな問題にかかわってくる。国際主義と権力政治の結びつきを批判的に検証したマゾワと、権力政治とは別の潮流としての国際主義を描いた入江の叙述の狭間で、権力と向き合いつつ、人々が何に触発され、何を求め、何を達成し、何を達成できなかったのかを国際史は

描くことができるのかという問題である。

前節で触れたように、人権状況の改善にはローカルな運動と国際組織やトランスナショナル市民社会の間の相互作用が不可欠であることを示してきた人権レジームについての理論・実証研究の蓄積は、まさにそのような課題の手がかりとなろう³⁵⁶。他にも、例えば国連世界会議が人びとの出会いと交流、経験のシェアとエンパワーメントの場となっていることを生き生きと描き出した松井やよりの著作や、国連の女性差別撤廃委員会

(CEDAW) に訴え、女性差別撤廃条約を活用して昇進・賃金差別との戦いを展開した住友電工・住友化学の性差別訴訟の記録は、国際機構史が「人権」という理念と国際機構の社会的裾野を射程に収めることができるのかという問題を提起していると言えるのではない³⁵⁷。他方、「慰安婦」問題の解決を目指した「アジア助成基金」を主導した国際法学者の大沼保昭の以下の指摘は、国際人権の有効性について、国家・社会の側の敏感性の問題を提起するものとして読むことができよう。

「ある重大な問題が提起され、被害者の救済が課題である場合、その課題を実現するにはさまざまな方法がある。問題を法廷に持ち込み、裁判では敗訴してもそれを報じるメディアの力を梃子にして国内・国際世論に訴え、政府に圧力をかけ、国会での法の改正や政府の法解釈の変更を勝ち取って被害者の要求を実現するというやり方は、一つの方法である。それは、わたし自身、高木健一・金敬得弁護士・田中宏・内海愛子教授などと1970年代から試み、それなりに成功をおさめた手法だった。・・・(中略)・・・しかし、1990年代の「慰安婦」問題では、外圧を利用して日本政府に圧力をかけて立法的改正なり政府の政策変更を勝ち取る手法が功を奏するとは、わたしには思えなかった。・・・(中略)・・・わたしの見るところ、1990年代の日本国民は、それが「国際世論」であれ、「アメリカの意向」や「中韓からの批判」であれ、「外圧」に反発を感じるようになっていた。一般市民がそうした感情をもっている状況では、1970～80年代には成功した「外圧」を利用する手法も通じにくい。」³⁵⁸

大沼の指摘は、国際人権レジームはやはりそれ自体では具体的な成果を生み出すものではなく、「外圧」に呼応する先述のローカルな「翻訳者」の存在が不可欠であることを逆照射するものと言えるだろう。「慰安婦」問題については近年、右派もまた女性差別撤廃条約委員会をはじめとする国連の舞台への発信を活発化しているのみならず、米国での「慰

³⁵⁶ 脚注 347 を参照。

³⁵⁷ 松井やより『女たちがつくるアジア』(岩波新書、1996年)；宮地光子監修ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク編『男女賃金差別裁判「公序良俗」に負けなかった女たち住友電工・住友化学の性差別訴訟』(明石書店、2005年)。

³⁵⁸ 大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか—メディア・NGO・政府の功罪』中公新書、2007年、152-153。

安婦」碑の設置をめぐる法廷闘争も展開しており、国際人権、国際機構とローカルな運動が折り重なる 이슈の一つとなっていると言える³⁵⁹。

「人権」や国際機構の社会的裾野を描くことの重要性という点で最後に紹介したいのが、近年のパレスチナ/イスラエル問題をめぐるグローバルな綱引きである。2005年にパレスチナの市民社会から始まった BDS (Boycott, Divestment, Sanctions) 運動は、人権と国際法に依拠した非暴力運動としてグローバルに拡大している³⁶⁰。AIPAC や AJC をはじめとするイスラエル・ロビーがワシントンにおいて大きな影響力を保持する一方で、BDS 運動は議会政治を迂回する形で経済的社会的に勢力を拡大しているために、結果的に米国社会における AIPAC の影響力を相対化しつつある。今やイスラエル・ロビーの主戦線は反 BDS 運動へと移行しているとさえ言われているのである。

もちろん変化は単線的ではあり得ない。BDS の一環として 2013 年にアメリカ学会 (American Studies Association, ASA) が決議して始まった学術ボイコットに対する逆風は凄まじいものがあった。SNS でガザ攻撃を批判した研究者がイリノイ大学からの採用を取り消されたのも 2014 年のことである。各大学では親イスラエル学生団体の設立が相次ぎ、反 BDS 法成立へ向けた動きも各州で展開されている。

しかし、イスラエル・ロビーの強さにのみ目を奪われていると、近年の米国社会の変化や BDS 運動の世界的拡大が国連という場が作り出す大きな国際的潮流の中に位置していることを見損なう。1960 年代以降の新興独立国の大量加盟によって国連はその性格を大きく変えてきた。最上敏樹が描いたように、国連総会や各種の専門機関が人権や反植民地主義といった規範の設定能力を身につけていったことで、国連は徐々に米国にとって「居ごこの悪い場所」になっていった³⁶¹。1975 年の総会決議 3379 がシオニズムを人種主義の一形態として非難したのは象徴的だ。第三世界が台頭するとともに、NGO 等のトランスナショナルな市民社会が発言力を高めていく時代にあって、拒否権制度のない国連総会や各種専門機関が米国のヘゲモニーが貫徹し得ない場所として浮上する。そのような場にあってイスラエルのパレスチナ政策とそれを支持する米国は国際社会の圧力に晒されることになるのであり、だからこそ米国の中東外交は国連を迂回した二国間の和平を推進してきたのである³⁶²。

そうした潮流を念頭に置いた時、近年のパレスチナの動きは注目に値しよう。2011 年に国連への加盟申請を阻止されたパレスチナは、同年にユネスコに加盟し、2012 年には国連

³⁵⁹ 山口智美、能川元一、テッサ・モーリス・スズキ、小山エミ『海を渡る「慰安婦」問題—右派の「歴史戦」を問う』(岩波書店、2016年)。

³⁶⁰ Omar Barghouti, *Boycott Divestment Sanctions: The Global Struggle for Palestinian Rights*, (Haymarket Books, 2011).

³⁶¹ 最上『国連とアメリカ』。

³⁶² パレスチナ解放機構 (PLO) が国際社会の潮流からいかなる影響を受け、あるいは国連を活用したのか、という点については、Paul Thomas Chamberlin, *The Global Offensive: The United States, the Palestine Liberation Organization, and the Making of the Post-Cold War Order*, (Oxford University Press, 2012).

総会の「非加盟国」(non-member state)としての参加資格を獲得した³⁶³。国連に正式加盟するには安保理の承認を必要とするが、そこは米国が拒否権を有する場所である。ゆえに、パレスチナは安保理を迂回する形で国際社会のメンバーシップを追求し、成功を収めつつある。そして「国家」としての国際承認を得たことにより、パレスチナが各種人権条約へ参加する道が開かれ、2015年には国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)に123番目の国家として加入した。イスラエルはICCに参加していないが、参加国内で起きた重大な人権侵害の場合、被告人の国籍に関らず裁くことが可能になるのである。

イスラエル・ロビーの強い影響力に規定され、安保理において幾度も拒否権を行使して国連の関与を阻止してきた米国は、和平を仲介しつつ常にイスラエル寄りの姿勢を示し、パレスチナが受け入れられないような要求を支持してきた。和平交渉の間も入植地の拡大は停止されず、交渉が長引くほどパレスチナに不利な状況が強化されてきた。近年のパレスチナは、そんな米国の仲介による和平という解法を見限り、国際機構という舞台へ乗り出している。2016年12月のイスラエルの入植地拡大を非難する国連安保理決議2334を勝ち取ったパレスチナ自治政府の「外交」もまたその一環と言えよう³⁶⁴。それはBDS運動のようなグローバルな市民社会の動きとも共振するものである³⁶⁵。対するAJCやブネイ・ブリスといったイスラエル・ロビーは、BDSの広まりに加えて国際機構を武器として活用するパレスチナの動きに警戒を強めている。ロビーの影響力と国際社会の潮流のせめぎ合いは今後も続く。その行方を探求するためには、各地におけるBDSをめぐる綱引きと国際機構の動きの共振を観察する必要がある。国際社会と各国社会の間を往還する視座を養っていくことが求められるのである。

本稿は「人権」を切り口に、戦後世界秩序の出発点を、アメリカ黒人史、アメリカ・ユダヤ人史、アメリカ外交史、国際機構史を接続していくことで、マイノリティの展開した

³⁶³ パレスチナによるユネスコの活用についてのブネイ・ブリスによる批判として“Weaponizing UNESCO”, 8/4/2016, <http://www.bnaibrith.org/expert-analysis/weaponizing-unesco> (2017年1月11日閲覧) ; AJCによる批判として“Rewriting History: The Palestinian Anti-Israel Campaign at UNESCO”, 7/1/2016, <http://www.ajc.org/site/apps/nlnet/content2.aspx?c=7oJILSPwFfJSG&b=9077509&ct=14852209> (2017年1月11日閲覧)

³⁶⁴ “How Palestinians Pushed for the UN to Vote on Settlements,” *Haaretz*, December 25, 2016.

³⁶⁵ 2016年12月の安保理決議2334と同日、国連総会第5委員会は、人権理事会がイスラエル占領地でビジネスを展開する企業のデータベース化に資金を提供することを決議した。GA/AB/4224, 24 December 2016, <https://www.un.org/press/en/2016/gaab4224.doc.htm> (2017年1月11日閲覧) これについて、イスラエル・ロビーの一角ブネイ・ブリスは、国連がBDS運動の「事務局」になろうとしているとして警戒を強めている。Oren Drori, “BDS at the United Nations,” 1/10/2017, <http://www.bnaibrith.org/expert-analysis/bds-at-the-united-nations> (2017年1月11日閲覧)

国際主義の可能性と限界が存在する一方で、主権国家体制を基調とした世界秩序もまた確かに変容し始めていた兆候を確認してきた。「アメリカの世紀」としての20世紀像を前提とするのではなく、パレスチナをめぐるグローバルな綱引きのような「現在」を意識したとき、改めて20世紀後半の世界秩序の歴史を、国内体制（間関係）と社会（間関係）を視野に入れた形で再審することが求められる。世界政治の来し方行く末を再考する作業は、外交と社会、国家と市民、国際政治と社会的裾野の双方を包摂した、国連と「人権」のグローバル・ヒストリーの模索となるのである。

資料

Atlantic Charter

AUGUST 14, 1941

The President of the United States of America and the Prime Minister, Mr. Churchill, representing His Majesty's Government in the United Kingdom, being met together, deem it right to make known certain common principles in the national policies of their respective countries on which they base their hopes for a better future for the world.

First, their countries seek no aggrandizement, territorial or other;

Second, they desire to see no territorial changes that do not accord with the freely expressed wishes of the peoples concerned;

Third, they respect the right of all peoples to choose the form of government under which they will live; and they wish to see sovereign rights and self government restored to those who have been forcibly deprived of them;

Fourth, they will endeavor, with due respect for their existing obligations, to further the enjoyment by all States, great or small, victor or vanquished, of access, on equal terms, to the trade and to the raw materials of the world which are needed for their economic prosperity;

Fifth, they desire to bring about the fullest collaboration between all nations in the economic field with the object of securing, for all, improved labor standards, economic advancement and social security;

Sixth, after the final destruction of the Nazi tyranny, they hope to see established a peace which will afford to all nations the means of dwelling in safety within their own boundaries, and which will afford assurance that all the men in all lands may live out their lives in freedom from fear and want;

Seventh, such a peace should enable all men to traverse the high seas and oceans without hindrance;

Eighth, they believe that all of the nations of the world, for realistic as well as spiritual reasons must come to the abandonment of the use of force. Since no future peace can be maintained if land, sea or air armaments continue to be employed by nations which threaten, or may threaten, aggression outside of their frontiers, they believe, pending the establishment of a wider and permanent system of general security, that the disarmament of such nations is essential. They will likewise aid and encourage all other practicable measure which will lighten for peace-loving peoples the crushing burden of armaments.

Franklin D. Roosevelt

Winston S. Churchill

The United Nations Charter

(Excerpt: Preface, Article 1, 2 , 10, 11, 12, 14, 55, 56 and 71)

WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS DETERMINED to save succeeding generations from the scourge of war, which twice in our lifetime has brought untold sorrow to mankind, and to reaffirm faith in fundamental human rights, in the dignity and worth of the human person, in the equal rights of men and women and of nations large and small, and to establish conditions under which justice and respect for the obligations arising from treaties and other sources of international law can be maintained, and to promote social progress and better standards of life in larger freedom, AND FOR THESE ENDS to practice tolerance and live together in peace with one another as good neighbours, and to unite our strength to maintain international peace and security, and to ensure, by the acceptance of principles and the institution of methods, that armed force shall not be used, save in the common interest, and to employ international machinery for the promotion of the economic and social advancement of all peoples, HAVE RESOLVED TO COMBINE OUR EFFORTS TO ACCOMPLISH THESE AIMS Accordingly, our respective Governments, through representatives assembled in the city of San Francisco, who have exhibited their full powers found to be in good and due form, have agreed to the present Charter of the United Nations and do hereby establish an international organization to be known as the United Nations.

CHAPTER I PURPOSES AND PRINCIPLES

Article 1 The Purposes of the United Nations are:

1. To maintain international peace and security, and to that end: to take effective collective measures for the prevention and removal of threats to the peace, and for the suppression of acts of aggression or other breaches of the peace, and to bring about by peaceful means, and in conformity with the principles of justice and international law, adjustment or settlement of international disputes or situations which might lead to a breach of the peace;
2. To develop friendly relations among nations based on respect for the principle of equal rights and self-determination of peoples, and to take other appropriate measures to strengthen universal peace;
3. To achieve international co-operation in solving international problems of an economic, social, cultural, or humanitarian character, and in promoting and encouraging respect for human rights and for fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language, or religion; and
4. To be a centre for harmonizing the actions of nations in the attainment of these common ends

Article 2 The Organization and its Members, in pursuit of the Purposes stated in Article 1, shall

act in accordance with the following Principles.

1. The Organization is based on the principle of the sovereign equality of all its Members.
2. All Members, in order to ensure to all of them the rights and benefits resulting from membership, shall fulfill in good faith the obligations assumed by them in accordance with the present Charter.
3. All Members shall settle their international disputes by peaceful means in such a manner that international peace and security, and justice, are not endangered.
4. All Members shall refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations.
5. All Members shall give the United Nations every assistance in any action it takes in accordance with the present Charter, and shall refrain from giving assistance to any state against which the United Nations is taking preventive or enforcement action.
6. The Organization shall ensure that states which are not Members of the United Nations act in accordance with these Principles so far as may be necessary for the maintenance of international peace and security.
7. Nothing contained in the present Charter shall authorize the United Nations to intervene in matters which are essentially within the domestic jurisdiction of any state or shall require the Members to submit such matters to settlement under the present Charter; but this principle shall not prejudice the application of enforcement measures under Chapter VII.

~~~~~

**Article 10.** The General Assembly may discuss any questions or any matters within the scope of the present Charter or relating to the powers and functions of any organs provided for in the present Charter, and, except as provided in Article 12, may make recommendations to the Members of the United Nations or to the Security Council or to both on any such questions or matters.

**Article 11.** (1) The General Assembly may consider the general principles of co-operation in the maintenance of international peace and security, including the principles governing disarmament and the regulation of armaments, and may make recommendations with regard to such principles to the Members or to the Security Council or to both.

(2) The General Assembly may discuss any questions relating to the maintenance of international peace and security brought before it by any Member of the United Nations, or by the Security Council, or by a state which is not a Member of the United Nations in accordance with Article 35, paragraph 2, and, except as provided in Article 12, may make recommendations with regard to any such questions to the state or states concerned or to the Security Council or to both. Any such question on which action is necessary shall be referred to the Security

Council by the General Assembly either before or after discussion.

(3) The General Assembly may call the attention of the Security Council to situations which are likely to endanger international peace and security.

(4) The powers of the General Assembly set forth in this Article shall not limit the general scope of Article 10.

**Article 12.** (1) While the Security Council is exercising in respect of any dispute or situation the functions assigned to it in the present Charter, the General Assembly shall not make any recommendation with regard to that dispute or situation unless the Security Council so requests.

(2) The Secretary-General, with the consent of the Security Council, shall notify the General Assembly at each session of any matters relative to the maintenance of international peace and security which are being dealt with by the Security Council and shall similarly notify the General Assembly, or the Members of the United Nations if the General Assembly is not in session, immediately the Security Council ceases to deal with such matters.

~~~~~

Article 14. Subject to the provisions of Article 12, the General Assembly may recommend measures for the peaceful adjustment of any situation, regardless of origin, which it deems likely to impair the general welfare or friendly relations among nations, including situations resulting from a violation of the provisions of the present Charter setting forth the Purposes and Principles of the United Nations.

~~~~~

**Article 55.** With a view to the creation of conditions of stability and well-being which are necessary for peaceful and friendly relations among nations based on respect for the principle of equal rights and self-determination of peoples, the United Nations shall promote:

(a) higher standards of living, full employment, and conditions of economic and social progress and development;

(b) solutions of international economic, social, health, and related problems; and international cultural and educational co-operation; and

(c) universal respect for, and observance of, human rights and fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language, or religion.

**Article 56.** All Members pledge themselves to take joint and separate action in co-operation with the Organization for the achievement of the purposes set forth in Article 55.

~~~~~

Article 71. The Economic and Social Council may make suitable arrangements for consultation with non-governmental organizations which are concerned with matters within its competence. Such arrangements may be made with international organizations and, where appropriate, with national organizations after consultation with the Member of the

United Nations concerned.

参考文献

【一次資料】

- National Archives and Record Administration II, College Park, MD
 - Record Group 59
 - Record Group 84
 - Record Group 353
- Franklin D. Roosevelt Presidential Library, Hyde Park, NY
 - Eleanor Roosevelt Papers
- Harry S. Truman Presidential Library, Independence, MO
 - Truman Papers
 - Official File
 - Confidential File
 - Psychological Strategy Board Files
 - Clark Clifford Files
 - George Elsey Papers
 - James P. Hendrick Papers
 - Phileo Nash Papers
 - David K. Niles Papers
 - Henry F. Reiff Papers
 - Jack B. Tate Papers
- The Library of Congress, Manuscript Division, Washington DC
 - The Records of the National Association for the Advancement of Colored People
 - The Papers of Charles Halib Malik
- Beinecke Rare Book and Manuscript Library, Yale University, New Haven, CT
 - Walter Francis White and Poppy Cannon White Papers
- The Archives of the YIVO Institute for Jewish Research at the Center for Jewish History, New York, NY
 - American Jewish Committee Collection
- American Jewish Committee Archives, New York, NY
 - FAD Foreign Affairs Department Series1
 - AJC Digital Archive www.ajcarchives.org/ajcarchive/DigitalArchive.aspx
- The Jacob Rader Marcus Center of the American Jewish Archives, Cincinnati, OH
 - American Jewish Committee Records

○一橋大学附属図書館

- The Papers of W.E.B. Du Bois (マイクロフィルム資料)

○早稲田大学中央図書館

- The Papers of the N.A.A.C.P (マイクロフィルム資料)

【公刊一次資料】

- ・ *Foreign Relations of the United States* (FRUS)
- ・ *Department of State Bulletin*
- ・ Lawson, Steven F. ed., *To Secure These Rights: The Report of Harry S. Truman's Committee on Civil Rights*, Bedford, 2004
- ・ Black, Allida. ed., *The Eleanor Roosevelt Papers: Vol.1 The Human Rights Years, 1945-1948*, Charles Scribner's Sons, 2007
- ・ Black, Allida. ed., *The Eleanor Roosevelt Papers: Vol.2 The Human Rights Years, 1949-1952*, University of Virginia Press, 2012
- ・ *Yearbook of the United Nations*
- ・ Commission to Study the Organization of Peace, *Building Peace: Reports of the Commission To Study the Organization of Peace 1939-1972, Volume I*, The scarecrow Press, Inc., 1973
- ・ Commission to Study the Organization of Peace, *Building Peace: Reports of the Commission To Study the Organization of Peace 1939-1972, Volume II*, The scarecrow Press, Inc., 1973
- ・ Eichelberger, Clark M. *Organizing For Peace: A Personal History of the Founding of the United Nations*, Harper & Row Publishers, 1977
- ・ Hobbins, A.J. ed., *On The Edge of Greatness: The Diaries of John Humphrey, First Director of the United Nations Division of Human Rights, Vol.1*, McGill University Libraries, 1994
- ・ Hobbins, A.J. ed., *On The Edge of Greatness: The Diaries of John Humphrey, First Director of the United Nations Division of Human Rights, Vol.2*, McGill University Libraries, 1996
- ・ Hobbins, A.J. ed., *On The Edge of Greatness: The Diaries of John Humphrey, First Director of the United Nations Division of Human Rights, Vol.3*, McGill University Libraries, 1998
- ・ Roosevelt, Eleanor. "The Promise of Human Rights," *Foreign Affairs*, Apr 1948, 470-477.
- ・ Roosevelt, Eleanor. *The Autobiography of Eleanor Roosevelt*, Da Capo Press, 1992
- ・ トルーマン, ハリー・S. 加瀬俊一監修, 堀江芳孝訳 『トルーマン回顧録 1 決断の年』

恒文社、1966

・トルーマン, ハリー・S. 加瀬俊一監修, 堀江芳孝訳『トルーマン回顧録 2 試練と希望の年』恒文社、1966

・Aptheker, Herbert. ed., *The Correspondence of W.E.B. Du Bois: Volume II selections, 1933-1934*, The University of Massachusetts Press, 1976

・Aptheker, Herbert. ed., *The Correspondence of W.E.B. Du Bois: Volume III selections, 1944-1963*, The University of Massachusetts Press, 1976

・Du Bois, W.E.B. *The Autobiography of W.E.B. Du Bois*, International Publishers, 1968

・White, Walter. *A Rising Wind*, Doubleday Doran, 1945

・White, Walter. *A Man Called White*, The University of Georgia Press, 1948

・Proskauer, Joseph M. *A Segment of My Times*, Farrar, Straus and Company, 1950

【二次文献】

・Anderson, Carol. *Eyes Off the Prize: The United Nations and the African American Struggle for Human Rights 1944-1955*, Cambridge University Press, 2003.

・Anderson, Carol. *Bourgeois Radicals: The NAACP and the Struggle for Colonial Liberation, 1941-1960*, Cambridge University Press, 2015.

・Arend, Anthony Clark. *Pursuing A Just and Durable Peace: John Foster Dulles and International Organization*, Greenwood Press, 1988.

・Baldetz, Lisa. *Defying Convention: U.S. Resistance to the U.N. Treaty on Women's Rights*, Cambridge University Press, 2014.

・Barghouti, Omar. *Boycott Divestment Sanctions: The Global Struggle for Palestinian Rights*, Haymarket Books, 2011.

・Baudet, Floribert. "A statement against the totalitarian countries of Europe": human rights and the early Cold War," *Cold War History*, 16:2, 125-140, 2016.

・Berg, Manfred. *"The Ticket to Freedom": The NAACP and the Struggle for Black Political Integration*, University Press of Florida, 2005.

・Berman, William C. *The Politics of Civil Rights in the Truman Administration*, Ohio State University Press, 1970.

・Bhagavan, Manu. *The Peace Makers: India and the Quest for One World*, HarperCollins, 2012.

・Beitz, Charles R. *The Idea of Human Rights*, Oxford University Press, 2009.

・Berger, Jason. *A New Deal for the World: Eleanor Roosevelt and American Foreign Policy*, Columbia University Press, 1981.

・Bialer, Uri. "The Iranian Connection in Israel's Foreign Policy 1948-1951," *The Middle East Journal*, Vol.39, No.2, 1985.

- Black, Allida M. *Casting Her Own Shadow: Eleanor Roosevelt and the Shaping of Postwar Liberalism*, Columbia University Press, 1996.
- Borgwardt, Elizabeth. *A New Deal for the World: America ' s Vision for Human Rights*, Belknap Press of the Harvard University Press, 2005.
- Borstelmann, Thomas. *Apartheid's Reluctant Uncle: the United States and Southern Africa in the Early Cold war*, Oxford University Press, 1993.
- Borstelmann, Thomas. *The Cold War and the Color Line: American Race Relations in the Global Arena*, Harvard University Press, 2001.
- Bradley, Mark Philip. "The Ambiguities of Sovereignty: The United States and the Global Human Rights Cases of the 1940s and 1950s," Douglas Howland and Luise White, eds., *The States of Sovereignty: Territories, Laws, Populations*, Indiana University Press, 2009.
- Bradley, Mark Philip. "American Vernaculars: The United States and the Global Human Rights Imagination", *Diplomatic History*, Vol.38, No.1, 2014.
- Breitman, Richard. and Allan J. Lichtman, *FDR and the Jews*, The Belknap Press of Harvard University Press, 2013.
- Brucken, Rowland. *A Most Uncertain Crusade: The United States, The United Nations, and Human Rights, 1941-1953*, Northern Illinois University Press, 2014.
- Bruegel, J.W. "The Right to Petition an International Authority", *The International and Comparative Law Quarterly*, Vol.2, No.4, October 1953, pp.523-563.
- Burke, Roland. "The Compelling Dialogue of Freedom: Human Rights at the Bandung Conference," *Human Rights Quarterly*, Vol.28, Number 4, November 2006, pp.947-965.
- Burke, Roland. *Decolonization and the Evolution of International Human Rights*, University of Pennsylvania Press, 2010.
- Carr, Edward Hallett. *Conditions of Peace*, The Macmillan Company, 1943
- Chamberlin, Paul Thomas, *The Global Offensive: The United States, the Palestine Liberation Organization, and the Making of the Post-Cold War Order*, Oxford University Press, 2012.
- Cmiel, Kenneth. "The Emergence of Human Rights Politics in the United States", *The Journal of American History*, Vol.86, No.3, The Nation and Beyond: Transnational Perspectives on United States History: A Special Issue, Dec.,1999, pp. 1231-1250.
- Cohen, Daniel G. "Between Relief and Politics: Refugee Humanitarianism in Occupied Germany 1945-1946," *Journal of Contemporary History*, Vol.43, No.3, 2008.
- Cohen, Gerald Daniel. *In War's Wake: Europe's Displaced Persons in the Postwar Order*, Oxford University Press, 2012.
- Cohen, Naomi W. *Not Free to Desist: A History of the American Jewish Committee 1906-1966*, The Jewish Publication Society of America, 1972.
- Cooper, John. *Raphael Lemkin and the Struggle for the Genocide Convention*, Palgrave

Macmillan, 2008.

- Divine, Robert A. *American Immigration Policy, 1924-1952*, Yale University Press, 1957.
- Donnelly, Jack. *International Human Rights*, Westview Press, 2007.
- Dubow, Saul. "Smuts, the United Nations and the Rhetoric of Race and Rights", *Journal of Contemporary History*, Vol.43, No.1, January 2008, pp.45-74.
- Dunne, Tim and Nicholas J. Wheeler ed., *Human Rights in Global Politics*, Cambridge University Press, 1999.
- Dudziak, Mary L. *The Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy*, Princeton University Press, 2000.
- Dudziak, Mary L. *Exporting American Dreams: Thurgood Marshall's African Journey*, Oxford University Press, 2008.
- Dudziak, Mary L. "Legal History as Foreign Relations History," Emory Legal Studies Research Paper No. 14-298, 2014.
- Dyke, Vernon Van. *Human Rights, the United States, and World Community*, Oxford University Press, 1970.
- Eckert, Andreas. "African Nationalists and Human Rights, 1940s-1970s," Stefan-Ludwig Hoffmann, ed., *Human Rights in the Twentieth Century*, Cambridge University Press, 2011.
- Eickelberger, Clark M. *Organizing For Peace: A Personal History of the Founding of the United Nations*, Harper & Row, Publishers, 1977.
- Evans, Tony. *US Hegemony and the Project of Universal Human Rights*, Palgrave Macmillan, 1996.
- Foot, Rosemary. "The Cold War and human Rights", in *Cambridge History of the Cold War*, Cambridge University Press, 2010.
- Forsythe, David P. "The United Nations and Human Rights, 1945-1985", *Political Science Quarterly*, Vol.100, No.2, 1985, pp.249-269.
- Forsythe, David P. *Human Rights and U.S. Foreign Policy: Congress Reconsidered*, University Press of Florida, 1988.
- Gaddis, John Lewis. *The United States and the Origins of the Cold War 1941-1947*, Columbia University Press, 1972.
- Gaddis, John Lewis. *The Cold War: A New History*, Penguin, 2006.
- Gallicchio, Marc. *The African American Encounter with Japan And China: Black Internationalism in Asia 1895-1945*, University of North Carolina Press, 2000. (マーク・ガリキオ『アメリカ黒人から見た日本、中国 1895-1945—ブラック・インターナショナルリズムの盛衰』岩波書店、2013)
- Ganin, Zvi. *An Uneasy Relationship: American Jewish Leadership and Israel, 1948-1957*, Syracuse University Press, 2005.

- Gardner, Michael R. *Harry Truman and Civil Rights: Moral Courage and Political Risks*, Southern Illinois University Press, 2002.
- Gat, Moshe. *The Jewish Exodus from Iraq 1948-1951*, Frank Cass, 1997.
- Gerstle, Gary. *American Crucible: Race and Nation in the Twentieth Century*, Princeton University Press, 2001.
- Glendon, Mary Ann. *A World Made New: Eleanor Roosevelt and the Universal Declaration of Human Rights*, Random House, 2002.
- Golchinsky, Michael. *Jews and Human Rights: Dancing at Three Weddings*, Rowman & Little field, 2008.
- Goodwin, Doris Kearns. *No Ordinary Times Franklin and Eleanor Roosevelt: The Home Front in World War II*, Simon and Schuster, 1994. (ドリス・カーンズ・グッドウイン『フランクリン・ローズヴェルト』(上・下) 中央公論新社、2014)
- Hafner-Barton, Emilie E. and Kiyoteru Tsutsui, “Human Rights in a Globalizing World: The Paradox of Empty Promises,” *American Journal of Sociology*, Vol.110, No.5, 2005.
- Hanhimaki, Jussi M. *The United Nations: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2008.
- Hilderbrand, Robert C. *Dumbarton Oaks: The Origins of the United Nations and the Search for Postwar Security*, The University of North Carolina Press, 1990.
- Hoffmann, Stefan-Ludwig. ed., *Human Rights in the Twentieth Century*, Cambridge University Press, 2011.
- Horne, Gerald. *Black and Red: W.E.B. Du Bois and the Afro-American Response to the Cold War, 1944-1963*, State University of New York Press, 1986.
- Horne, Gerald. *The End of Empire: African Americans and India*, Temple University Press, 2008.
- Humphrey, John P. *Human Rights & the United Nations: a great adventure*, Transnational Publishers, 1984.
- Ignatieff, Michael. *The Rights Revolution*, House of Anansi Press, 2000.(マイケル・イグナティエフ『ライツ・レヴオリューション 権利社会をどう生きるか』風行社、2008)
- Ignatieff, Michael. ed., *American Exceptionalism and Human Rights*, Princeton University Press, 2005.
- Irye, Akira. Petra Goedde, William I. Hitchcock, ed., *The Human Rights Revolution: an international history*, Oxford University Press, 2012.
- Irye, Akira. “Historicizing the Cold War,” Richard H. Immerman and Petra Godde, ed., *The Oxford Handbook of the Cold War*, Oxford University Press, 2013.
- Janken, Kenneth Robert. *Rayford W. Logan and the Dilemma of the African American Intellectual*, The University of Massachusetts Press, 1993.

- Janken, Kenneth Robert. *Walter White: Mr. NAACP*, The University of North Carolina Press, 2003.
- Jensehaugen, Jørgen Marte. Heian-Engdal & Hilde Henriksen Waage, “Securing the State: From Zionist Ideology to Israeli Statehood,” *Diplomacy & Statecraft*, 23, 2012.
- Johnstone, Andrew. “Creating a “Democratic Foreign Policy”: The State Department’s Division of Public Liaison and Public Opinion, 1944-1953,” *Diplomatic History*, Vol.35, No.3, 2011.
- Judis, John B. *Genesis: Truman, American Jews, and the Origins of the Arab/Israeli Conflict*, Farrar, Straus and Giroux, 2014.
- Kaufman, Natalie Hevener. *Human Rights Treaties and the Senate: A History of Opposition*, The University of North Carolina Press, 1990.
- Keck, Margaret E. and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Cornell University Press, 1998.
- Kennedy, Paul. *The Parliament of Man: The Past, Present, and Future of the United Nations*, Random House, 2006.(ポール・ケネディ『人類の議会 国際連合をめぐる大国の攻防』上下、日本経済新聞社、2007)
- Keys, Barbara and Roland Burke, “Human Rights”, in *Oxford Handbook of the Cold War*, Oxford University Press, 2013.
- Keys, Barbara J. *Reclaiming American Virtue: The Human Rights Revolution of the 1970s*, Harvard University Press, 2014.
- Kochavi, Arie J. *Britain’s Image Campaign against the Zionists*, Journal of Contemporary History, Vol.36, No.2, 2001.
- Kochavi, Arie J. *Post-Holocaust Politics: Britain, the United States, and Jewish refugees, 1945-1948*, The University of North Carolina Press, 2001.
- Kolsky, Thomas A. *Jews Against Zionism: The American Council for Judaism, 1942-1948*, Temple University Press, 1990.
- Korey, William. *NGOs and the Universal Declaration of Human Rights*, Palgrave, 1998.
- Krenn, Michael L. *Black Diplomacy: African Americans and the State Department 1945-1969*, M.E, Sharpe, 1999.
- Lauren, Paul Gordon. *Power and Prejudice: The Politics and Diplomacy of Racial Discrimination*, Westview, 1988.
- Lauren, Paul Gordon. *The Evolution of International Human Rights: Visions Seen*, University of Pennsylvania Press, 2003.
- Lauterpacht, Hersch. *International Law and Human Rights*, Garland Publishing Inc., 1973.
- Laville, Helen. “Gender and Women’s Rights in the Cold War”, in *Oxford Handbook of the Cold War*, Oxford University Press, 2013.

- Layton, Azza Salama. *International Politics and Civil Rights Policies in the United States 1941-1960*, Cambridge University Press, 2000.
- Leffeler, Melvyn P. *The Specter of Communism: The United States and the Origins of the Cold War, 1917-1953*, Hill and Wang, 1994.
- Leffeler, Melvyn P. *For the Soul of Mankind: The United States, the Soviet Union, and the Cold War*, Hill and Wang, 2007.
- Leffeler, Melvyn P. “The emergence of an American grand strategy, 1945-1952,” Melvyn P. Leffeler and Odd Arne Westad, ed, *The Cambridge History of the Cold War*, Vol.1, Cambridge University Press, 2010.
- Lewis, David Levering. *W.E.B. Du Bois: A Biography*, Henry Holt and Company, 2009.
- Liu, Lydia H. “Shadows of Universalism: The Untold Story of Human Rights around 1948”, *Critical Inquiry*, Vol.40, No.4, Around 1948: Interdisciplinary Approaches to Global Transformation, edited by Leela Gandhi and Deborah L. Nelson, Summer 2014, pp. 385-417.
- Lockwood, Jr., Bert B. “The United Nations Charter and United States Civil Rights Litigation: 1946-1955”, *Iowa Law Review*, 69, 1984, pp.901-956.
- Loeffler, James. ““The Conscience of America”: Human Rights, Jewish Politics, and American Foreign Policy at the 1945 United Nations San Francisco Conference,” *The Journal of American History*, 100, No.2, 2013.
- Manela, Erez. *The Wilsonian Moment: Self-Determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism*, Oxford University Press, 2007.
- Manela, Erez. “The United States in the World,” Eric Foner and Lisa McGirr, ed, *American History Now*, Temple University Press, 2011.
- Marable, Manning. *W.E.B. Du Bois: Black Radical Democrat*, Twayne Publishers, 1986.
- Marable, Manning. *Race, Reform, and rebellion: The Second Reconstruction and Beyond in Black America, 1945-2006*, The University Press of Mississippi, 2007.
- Mazower, Mark. “The Strange Triumph of Human Rights, 1933-1950”, *The Historical Journal*, Vol.47, No.2, June 2004, pp.379-398.
- Mazower, Mark. *No Enchanted Palace: The End of Empire and the Ideological Origins of the United Nations*, Princeton University Press, 2009 (マーク・マゾワー『国連と帝国 世界秩序をめぐる攻防の20世紀』慶應義塾大学出版会、2015)
- Mazower, Mark. *Governing the World: The History of an Idea*, The Penguin Press, 2012 (マーク・マゾワー『国際協調の先駆者たち 理想と現実の200年』NTT出版、2015)
- McCoy, Donald L. and Richard T. Ruetten, *Quest and Response: Minority Rights and the Truman Administration*, The University Press of Kansas, 1973.
- McGuinness, Margaret E. “Peace v. Justice: The Universal Declaration of Human Rights

and the Modern Origins of the Debate”, *Diplomatic History*, Vol.35, No.5, November 2011, pp.749-768.

• Medoff, Rafael. *Militant Zionism in America: The Risen and Impact of the Jabotinsky Movement in the United States, 1926-1948*, The University of Alabama Press, 2002.

• Miller, Rory. “More Sinner Against than Sinning? The Case of the Arab Office, Washington, 1945-1948,” *Diplomacy and Statecraft*, 15, 2004.

• Merry, Sally Engle. *Human Rights and Gender Violence: Translating International Law into Local Justice*, The University of Chicago, 2006.

• Mitoma, Glenn Tatsuya. “Civil Society and International Human Rights: The Commission to Study the Organization of Peace and the Origins of the UN Human Rights Regime,” *Human Rights Quarterly*, Vol.30, Number 3, August 2008, pp.607-630.

• Morsink, Johannes. *The Universal Declaration of Human Rights*, University of Pennsylvania Press, 1999.

• Moyn, Samuel. *The Last Utopia: Human Rights in History*, Belknap Press of Harvard University Press, 2010.

• Moyn, Samuel. “The Universal Declaration of Human Rights of 1948 in the History of Cosmopolitanism,” *Critical Inquiry*, Vol.40, No.4, Around 1948: Interdisciplinary Approaches to Global Transformation, Leela Gandhi and Deborah L. Nelson, ed, 2014, pp.365-384.

• Neff, Donald. “U.S. Policy and the Palestinian Refugees,” *Journal of Palestine Studies*, Vol.18, No.1, 1988.

• Neier, Arrieh. *The International Human Rights Movement: A History*, Princeton University Press, 2012.

• Normand, Roger and Sarah Zaidi, *Human Rights at the UN: The Political History of Universal Justice*, Indiana University Press, 2008.

• Osgood, Kenneth. *Total Cold War: Eisenhower’s Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*, University Press of Kansas, 2006.

• Peck, James. *Ideal Illusions: How the U.S. Government Co-Opted Human Rights*, Metropolitan Books, 2010.

• Plummer, Brenda Gayle. *Rising Wind: Black Americans and U.S. Foreign Affairs, 1935-1960*, The University of North Carolina Press, 1996.

• Plummer, Brenda Gayle., ed, *Window on Freedom: Race, Civil Rights, and Foreign Affairs 1945-1988*, The University of North Carolina Press, 2003.

• Posner, Eric A. *The Twilight of Human Rights Law*, Oxford University Press, 2014.

• Rawls, John. *The Law of Peoples with “The Idea of Public Reason Revisited,”* Harvard University Press, 1999. (ジョン・ロールズ『万民の法』岩波書店、2006)

- Reynolds, David. *One World Divisible: a global history since 1945*, Penguin, 2000.
- Risse-Kappen, Thomas. ed., *Bringing Transnational Back In: Non-State Actors, Domestic Structures and International Institutions*, Cambridge University Press, 1995.
- Risse, Thomas. , Stephen C. Ropp and Kathryn Sikkink, ed., *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge University Press, 1999.
- Risse, Thomas. “The Power of Norms versus the Norms of Power: Transnational Civil Society and Human Rights,” Ann M. Flirini, ed., *The Third Force: The Rise of Transnational Civil Society*, copublished by Japan Center for International Exchange and Carnegie Endowment for International Peace, 2000.
- Roberts, Christopher N. J. *The Contentious History of the International Bill of Human Rights*, Cambridge University Press, 2015.
- Ruggie, John Gerald. *Just Business: Multinational Corporations and Human Rights*, W.W. Norton & Company, 2013. (ジョン・ジェラルド・ラギー『正しいビジネス 世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店、2014)
- Sanua, Marianne R. *Let Us Prove Strong: The American Jewish Committee, 1945-2006*, Brandeis University Press, 2007.
- Sayward, Amy L. “International Institutions,” Richard H. Immerman and Petra Godde, ed, *The Oxford Handbook of the Cold War*, Oxford University Pres, 2013.
- Schlesinger, Stephen C. *Act of Creation The Founding of the United Nations: A Story of Superpowers, Secret Agents, Wartime Allies and Enemies, and Their Quest for a Peaceful World*, Westview, 2003.
- Shenhav, Yahouda. “The Jews of Iraq, Zionist Ideology, and the Property of the Palestinian Refugees of 1948: An Anomaly of National Accounting,” *International Journal of Middle East Studies*, Vol.31, No.4, 1999.
- Shiblak, Abbas. *Iraqi Jews: A History of Mass Exodus*, SAQI, 2005.
- Simmons, Beth A. *Mobilizing for Human Rights: International Laws in Domestic Politics*, Cambridge University Press, 2009.
- Simpson, A. W. Brian. *Human Rights and the End of Empire: Britain and the Genesis of the European Convention*, Oxford University Press, 2001.
- Snyder, Sarah B. *Human Rights Activism and the End of the Cold War: A Transnational History of the Helsinki Network*, Cambridge University Press, 2011.
- Snyder, Sarah B. “Human Rights and the Cold War,” Artemy M. Kalinovsky and Craig Daigle, ed. *The Routledge Handbook of the Cold War*, Routldge, 2014.
- Suri, Jeremi. *Power and Protest: Global Revolution and the Rise of Détente*, Harvard University Press, 2003.
- Sullivan, Patricia. *Lift Every Voice: The NAACP and the Making of the Civil Rights*

Movement, The New Press, 2009.

・ Takaki, Ronald. *Double Victory: A Multicultural History of America in World War II*, Little, Brown and Company, 2000.

・ Tananbaum, Duane. *The Bricker Amendment Controversy: A Test of Eisenhower's Political Leadership*, Cornell University Press, 1988.

・ Von Eschen, Penny. *Race Against Empire: Black Americans and Anticolonialism, 1937-1957*, Cornell University Press, 1997.

・ Von Eschen, Penny. *Satchmo Blows Up the World: Jazz Ambassadors Play the Cold War*, Harvard University Press, 2004.

・ Waltz, Susan Eileen. "Universalizing Human Rights: The Role of Small States in the Construction of the Universal Declaration of Human Rights," *Human Rights Quarterly*, Vol.23, Number 1, February 2001, pp.44-72.

・ Waltz, Suzan. "Universal Human Rights: The Contribution of Muslim States," *Human Rights Quarterly*, Vol.26, Number 4, November 2004, pp.799-844.

・ Way, Sally-Anne. "The "Myth" and Mystery of US History on Economic, Social, and Cultural Rights: The 1947 "United States Suggestions for Articles to be Incorporated in an International Bill of Rights," *Human Rights Quarterly*, Vol.36, Number 4, November 2014, pp.869-897.

・ Whelan, Daniel J. *Indivisible Human Rights: A History*, University of Pennsylvania Press, 2010.

・ Winner, Jay and Antoine Prost, *Rene Cassin and Human Rights: From the Great War to the Universal Declaration*, Cambridge University Press, 2013.

・ Wyman, Mark. *DPs: Europe's Displaced Persons, 1945-1951*, Cornell University Press, 1989.

・ 青野利彦「冷戦史研究の現状と課題」日本国際政治学会（編）『国際政治』169、2012

・ 阿部浩己『国際法の暴力を超えて』岩波書店、2010

・ 荒このみ『歌姫あるいは闘士 ジョセフィン・ベーカー』講談社、2007

・ 五十嵐元道『支配する人道主義 植民地統治から平和構築まで』岩波書店、2016

・ 池田有日子「一九四三年アメリカ・ユダヤ人会議をめぐる政治過程—ホロコーストとユダヤ・コモンウェルス」『法政研究』78号、2011

・ 池田亮『植民地独立の起源 フランスのチュニジア・モロッコ政策』法政大学出版局、2013年

・ 石田憲「思想の言葉：理念と理論から見た国際政治史」『思想』2016年7月号、岩波書店、2016

・ 市野川容孝・小森陽一『難民』岩波書店、2007

・ 入江昭『権力政治を超えて—文化国際主義と世界秩序—』岩波書店、1998

・ 入江昭『グローバル・コミュニティ—国際機関・NGOがつくる世界』早稲田大学出版部、2006

- ・入江昭『歴史家が見た現代世界』講談社現代新書、2014
- ・上杉忍『二次大戦下のアメリカ民主主義 総力戦の中の自由』講談社選書メチエ、2000
- ・白杵陽「一九五〇年代におけるアラブ・イスラエル紛争—イラクおよびエジプトからイスラエルへのユダヤ人移民を手がかりにして」日本国際政治学会（編）『国際政治』105、1994
- ・白杵陽『見えざるユダヤ人 イスラエルの〈東洋〉』平凡社、1998
- ・白杵陽『イスラエル』岩波新書、2009
- ・白杵陽（監修）赤尾光春・早尾貴紀（編）『シオニズムの解剖—現代ユダヤ世界におけるディアスポラとイスラエルの相克』人文書院、2011
- ・白杵陽『世界史の中のパレスチナ問題』講談社現代新書、2013
- ・江口朴郎『帝国主義の時代』岩波全書、1969
- ・大芝亮「国際関係理論と一橋大学」『一橋法学』14（3）、2015
- ・大沼保昭『「慰安婦問題」とは何だったのか—メディア・NGO・政府の功罪』中公新書、2007
- ・緒方貞子・半澤朝彦（編著）『グローバル・ガヴァナンスの歴史の変容 国連と国際政治史』ミネルヴァ書房、2007
- ・押村高『国際正義の論理』講談社現代新書、2008
- ・岡義武『国際政治史』岩波書店、1955（岩波現代文庫、2009）
- ・小野泉「人権条約と米合衆国憲法：ブリッカー修正を手掛かりとして」『一橋論叢』125（1）、51-68頁、2001
- ・小畑郁「降伏と占領管理の中の秩序思想—占領初期の外務省と横田喜三郎をめぐって」酒井哲哉（編）『日本の外交3 外交思想』岩波書店、2013
- ・貝賀早希子「国際連盟構想と戦争規制—E. グレイの国際関係観，1914年—」『早稲田政治経済学雑誌』No.383、2012年
- ・上村英明・木村真希子・塩原良和（編著）市民外交センター（監修）『市民の外交 先住民族と歩んだ30年』法政大学出版局、2013
- ・川島真「中華民国の国際連盟外交—「非常任理事国」層から見た連盟論—」緒方貞子・半澤朝彦（編著）『グローバル・ガヴァナンスの歴史の変容 国連と国際政治史』ミネルヴァ書房、2007年
- ・吉川元『ソ連ブロックの崩壊』有信堂、1992
- ・吉川元『国際安全保障論 - 戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡』有斐閣、2007
- ・吉川元『民族自決の果てに - マイノリティをめぐる国際安全保障』有信堂、2009
- ・木畑洋一『支配の代償 英帝国の崩壊と帝国意識』東京大学出版会、1987
- ・木畑洋一『二〇世紀の歴史』岩波新書、2014
- ・久保田洋『実践国際人権法』三省堂、1986
- ・久保田洋『国際人権保障の実施措置』日本評論社、1993
- ・高坂正堯『国際政治 恐怖と希望』中公新書、1966
- ・後藤春美『国際主義との格闘 日本、国際連盟、イギリス帝国』中公叢書、2016

- ・小谷汪之『大地の子 インドの近代における抵抗と背理』東京大学出版会、1986
- ・近藤重人「サウディアラビアのパレスチナ政策とアメリカ：一九四五年-一九四八年」『法学政治学論究』101、2014
- ・斎藤孝『戦間期国際政治史』岩波全書、1978
- ・斎藤恵彦『世界人権宣言と現代—新国際人道秩序の展望—』有信堂、1984
- ・酒井啓子『〈中東〉の考え方』講談社現代新書、2010
- ・酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』岩波書店、2007
- ・坂本義和『新版 軍縮の政治学』岩波新書、1988
- ・坂本義和「世界秩序の構造変動」『世界秩序と市民社会 6 坂本義和集』岩波書店、2005
- ・佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』有斐閣、2008
- ・篠原初枝『国際連盟 世界平和への夢と挫折』中公新書、2010
- ・篠原初枝「国際連盟と少数民族問題 なぜ、誰が、誰を、誰から、どのようにして、保護するのか」『アジア太平洋研究』24、2015
- ・寿台順誠『世界人権宣言の研究 宣言の歴史と哲学』近代文芸社、2000
- ・杉原泰雄『人権の歴史』岩波書店、1992
- ・スグルー、トマス・J.『アメリカの都市危機と「アンダークラス」 自動車都市デトロイトの戦後史』明石書店、2002
- ・高田馨里「冷戦史研究の現在」『都留文科大学紀要』65、2007
- ・高橋宗瑠『パレスチナ人は苦しみ続ける なぜ国連は解決できないのか』現代人文社、2015
- ・竹峰誠一郎『マーシャル諸島 終わりなき核被害を生きる』新泉社、2015
- ・立山良司『揺れるユダヤ人国家 ポスト・シオニズム』文春新書、2000
- ・立山良司『ユダヤとアメリカ 揺れ動くイスラエル・ロビー』中公新書、2016
- ・田中孝彦「序論 冷戦史の再検討」日本国際政治学会（編）『国際政治』134、2008
- ・田中孝彦「グローバル・ヒストリー—その分析視座と冷戦史研究へのインプリケーション」日本国際政治学会（編）『日本の国際政治学 4 歴史の中の国際政治』有斐閣、2014
- ・田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988
- ・ダワー、ジョン『敗北を抱きしめて』（上・下）岩波書店、2004
- ・段瑞聡「蒋介石と国連の成立：ダンバートン・オークスからサンフランシスコへ」『中国研究』6、2013
- ・千葉則夫『W・E・B・デュボイス 人種平等獲得のための闘い』近代文芸社、2003
- ・趙景達『植民地朝鮮と日本』岩波新書、2013
- ・寺谷広司「ハーシュ・ローターパクトの国際人権論—『人権と国際法』にみる国際人権保障の—源流」遠藤乾（編）『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、2010
- ・中野耕太郎「市民権改革の胎動」紀平英作（編）『帝国と市民 苦悩するアメリカ民主政』山川出版社、2003
- ・中野耕太郎『戦争のるつぼ 第一次世界大戦とアメリカニズム』人文書院、2013

- ・中野聡「アメリカ史研究の現状と課題」『立教アメリカン・スタディーズ』32号、2010
- ・中野聡『東南アジア占領と日本人 帝国・日本の解体』岩波書店、2012
- ・西川賢『分極化するアメリカとその起源 共和党中道路線の盛衰』千倉書房、2015
- ・西崎文子「世界人権宣言とアメリカ外交」有賀貞（編）『アメリカ外交と人権』日本国際問題研究所、1992
- ・西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連 1945-1950』東京大学出版会、1992
- ・西崎文子『アメリカ外交とは何か 歴史の中の自画像』岩波新書、2004
- ・ネグリ、アントニオ、マイケル・ハート『〈帝国〉グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社、2003
- ・ネグリ、アントニオ、マイケル・ハート『叛逆 マルチチュードの民主主義宣言』NHK 出版、2013
- ・野林健・納屋政嗣（編）『聞き書 緒方貞子回顧録』岩波書店、2015
- ・野村真理『ホロコースト後のユダヤ人 約束の土地は何処か』世界思想社、2012
- ・浜林正夫『人権の思想史』吉川弘文館、1999
- ・半澤朝彦「国連とイギリス帝国の消滅——一九六〇～一九六三年——」日本国際政治学会（編）『国際政治』126号、2001
- ・半澤朝彦「アジア・太平洋戦争と「普遍的」国際機構」倉沢愛子、杉原達、成田龍一、テッサ・モーリス・スズキ、油井大三郎、吉田裕（編）『岩波講座 アジア・太平洋戦争 8 20世紀の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店、2006
- ・ヒューズ、ラングストン『自由のための戦列 NAACP の記録』小川出版、1970
- ・フェン、チャールズ『ホー・チ・ミン伝』(上) 岩波新書、1974
- ・フランクリン、ジョン・ホープ『アメリカ黒人の歴史』研究社出版、1978
- ・古田元夫『ホー・チ・ミン 民族解放とドイモイ』岩波書店、1996
- ・ホブズボウム、エリック『20世紀の歴史 極端な時代』三省堂、1996
- ・堀邦維「我らの国、我らの文化—アメリカ・ユダヤ系知識人と冷戦—」『ユダヤ・イスラエル研究』15号、1996
- ・前田朗『民衆法廷入門—平和を求める民衆の法創造—』耕文社、2007
- ・益田実「序 新しい冷戦認識を求めて」益田実・池田亮・青野利彦・斎藤嘉臣（編著）『冷戦史を問い直す 「冷戦」と「非冷戦」の境界』ミネルヴァ書房、2015
- ・松井やより『女たちがつくるアジア』岩波新書、1996
- ・馬橋憲男『国連と NGO 市民参加の歴史と課題』有信堂、1999
- ・マルコム X『完訳 マルコム X 自伝』(上・下) 中公文庫、2002
- ・ミアシャイマー、ジョン、スティーヴン・ウォルト『イスラエル・ロビーとアメリカの外交政策』I・II 講談社、2007
- ・峯陽一『南アフリカ 「虹の国」への歩み』岩波新書、1996
- ・三牧聖子『戦争違法化運動の時代 「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出

版会、2014

- ・宮崎繁樹『人権と平和の国際法』日本評論社、1968
- ・宮崎繁樹（編）『現代国際人権の課題』三省堂、1988
- ・宮地光子（監修）、ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク（編）『男女賃金差別裁判「公序良俗」に負けなかった女たち 住友電工・住友化学の性差別訴訟』明石書店、2005
- ・目加田説子『国境を超える市民ネットワーク トランスナショナル・シビルソサエティ』東洋経済新報社、2003
- ・最上敏樹『国連システムを超えて』岩波書店、1995
- ・最上敏樹『国連とアメリカ』岩波新書、2004
- ・最上敏樹『国際機構論 [第2版]』東京大学出版会、2006
- ・山口智美、能川元一、テッサ・モーリス・スズキ、小山エミ『海を渡る「慰安婦」問題—右派の「歴史戦」を問う』岩波書店、2016
- ・山下泰子『女性差別撤廃条約の研究』尚学社、1996
- ・山下泰子『女性差別撤廃条約の展開』勁草書房、2006
- ・油井大三郎『戦後世界秩序の形成 アメリカ資本主義と東地中海地域 1944-1947』東京大学出版会、1992